

独立行政法人日本学生支援機構の
令和2年度における業務の実績に関する評価

令和3年

文 部 科 学 大 臣

独立行政法人日本学生支援機構 年度評価 目次

1-1-1	評価の概要	・・・ p 1
1-1-2	総合評定	・・・ p 2
1-1-3	項目別評定総括表	・・・ p 4
1-1-4-1	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）	・・・ p 6
	項目別評価調書 No. I-1 奨学金事業	・・・ p 6
	項目別評価調書 No. I-2 留学生支援事業	・・・ p 5 1
	項目別評価調書 No. I-3 学生生活支援事業	・・・ p 1 0 8
1-1-4-2	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置）	・・・ p 1 2 5
	項目別評価調書 No. II-1 業務の効率化	・・・ p 1 2 5
	項目別評価調書 No. II-2 組織の効果的な機能発揮	・・・ p 1 3 6
	項目別評価調書 No. II-3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	・・・ p 1 3 8
1-1-4-3	項目別評価調書（財務内容に関する事項）	・・・ p 1 4 2
	項目別評価調書 No. III-1 収入の確保等	・・・ p 1 4 2
	項目別評価調書 No. III-2 寄附金事業の実施	・・・ p 1 4 6
	項目別評価調書 No. III-3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	・・・ p 1 4 9
	項目別評価調書 No. III-4 予算の管理及び計画的な執行	・・・ p 1 5 1
1-1-4-4	項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）	・・・ p 1 8 3
	項目別評価調書 No. IV-1 内部統制・ガバナンスの強化	・・・ p 1 8 3
	項目別評価調書 No. IV-2 情報セキュリティ対策の推進	・・・ p 1 9 4
	項目別評価調書 No. IV-3 広報・広聴の充実	・・・ p 1 9 7
	項目別評価調書 No. IV-4 施設及び設備に関する計画	・・・ p 2 0 0
	項目別評価調書 No. IV-5 人事に関する計画	・・・ p 2 0 1
	項目別評価調書 No. IV-6 その他	・・・ p 2 0 5
別添	中期目標、中期計画、年度計画	・・・ p 2 0 6

1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学生支援機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度
	中期目標期間	令和元年度～令和5年度（第4期）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	学生・留学生課、藤吉尚之
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、林孝浩

3. 評価の実施に関する事項
令和3年7月19日 独立行政法人日本学生支援機構の評価等に関する有識者会合に評価結果案を諮り、意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、 D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		B	A	—	—	—
評価に至った理由	中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮する学生・留学生等を支援するために創設された「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について、推薦からおおむね2週間以内の送金を行うことによって、迅速な支援を図った。(p8 参照) ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえて、緊急特別無利子貸与型奨学金を実施する等支援を拡充した。(p11 参照) ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として減額返還制度や返還期限猶予制度を申請する場合には書類の後日提出を可能としたほか、返還期限猶予の適用が通算10年を超えている者について、令和2年度中の希望月から12か月を限度として申請を認める特別対応を行った。(p29-31 参照) ○生計維持者の死亡、病気、失職等により家計が急変した学生を対象とした給付奨学金について、新型コロナウイルス感染症の影響による事由も支援の対象とし、ホームページや学校等を通じて周知を行いつつ、募集・選考を行い、該当者を適切に採用した。(p38 参照) ○奨学金支給期間を終了し、本国への帰国を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で帰国が困難となった国費外国人留学生に対して給与を支給する特例措置を延べ800ヶ月分行ったほか、新たに入国する国費外国人留学生に対しても、入国後14日間の待機・公共交通機関の不使用などの防疫措置を講じることになったことに伴い、待機のために必要となる滞在費相当分を奨学金に加算して支給する特例措置を延べ2,005件行った。(p73 参照) ○新型コロナウイルス感染症の影響下において、留学生数の減少により、留学生受入れ促進プログラム等に係る経費が抑制された。また、日本留学フェアをオンラインにする等、事業の実施方法を工夫することで経費の節減を図った結果、平成30年度予算に対し9.0%の効率化を達成した。(p129 参照) ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に困窮し修学の継続が困難となっている学生等に対し支援を行うことを目的として、令和2年5月29日から令和2年7月31日に「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」の募集を行い、10.3億円を受け入れた。(p143 参照) ○新型コロナウイルス感染症拡大に伴い帰国を余儀なくされた日本人留学生に対して、経済的負担を緩和するための支援を行った。(p148 参照) ○新型コロナウイルス感染症対策助成事業を実施し、3,450校の大学等から申請を受け付け、合計約17億円の助成を行った。(p148 参照)
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多くの学生、留学生等が経済的に困窮する事態に陥ったが、様々な施策を講じて迅速な支援を行った。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	特になし

その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

※ 評定区分は以下のとおりとする。（「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準（平成27年6月30日文部科学大臣決定、平成29年4月1日一部改定、以降「旧評価基準」とする）」p10）

S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1. 奨学金事業	B	A				<u>I-1</u>	
(1) 貸与奨学金	(B)	(A重)				<u>I-1-(1)</u>	
(2) 給付奨学金	(B)	(A重)				<u>I-1-(2)</u>	
(3) 奨学金事業に共通する事項の実施	(B)	(B)				<u>I-1-(3)</u>	
2. 留学生支援事業	B	B				<u>I-2</u>	
(1) 外国人留学生に対する支援	(B)	(B)				<u>I-2-(1)</u>	
(2) 日本人留学生に対する支援	(B)	(B)				<u>I-2-(2)</u>	
3. 学生生活支援事業	B	B				<u>I-3</u>	
(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	(B)	(B)				<u>I-3-(1)</u>	
(2) 障害のある学生等に対する支援	(B)	(B)				<u>I-3-(2)</u>	
(3) キャリア教育・就職支援	(B)	(B)				<u>I-3-(3)</u>	
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき事項							
1. 業務の効率化	B	B				<u>II-1</u>	
(1) 一般管理費等の削減	(B)	(B)				<u>II-1-(1)</u>	
(2) 人件費・給与水準の見直し	(B)	(B)				<u>II-1-(2)</u>	
(3) 契約の適正化	(B)	(B)				<u>II-1-(3)</u>	
2. 組織の効果的な機能発揮	B	B				<u>II-2</u>	
3. 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	B	B				<u>II-3</u>	

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
III. 財務内容の改善に関する事項							
1. 収入の確保等	B	B				<u>III-1</u>	
2. 寄附金事業の実施	B	A				<u>III-2</u>	
3. 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	B	B				<u>III-3</u>	
4. 予算の管理及び計画的な執行	B	B				<u>III-4</u>	
IV. その他業務運営に関する重要事項							
1. 内部統制・ガバナンスの強化	B	B				<u>IV-1</u>	
2. 情報セキュリティ対策の推進	B	B				<u>IV-2</u>	
3. 広報・広聴の充実	B	B				<u>IV-3</u>	
4. 施設及び設備に関する計画	B	B				<u>IV-4</u>	
5. 人事に関する計画	B	B				<u>IV-5</u>	
6. その他	B	B				<u>IV-6</u>	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調査 No.」欄には、本評価書の項目別評定調査の項目別調査 No. を記載。
- ※5 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	奨学金事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビュー番号 0169 内閣府 0147

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(1) 貸与奨学金の総回収率（年度計画値）	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	89.53%以上	—	—	—	予算額（千円）	2,028,125,771	2,267,907,479	—	—	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	89.86%	—	—	—	決算額（千円）	1,968,338,894	2,045,115,291	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.0%	100.4%	—	—	—	経常費用（千円）	81,146,968	241,432,632	—	—	—
(2) 貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率（年度計画値）	中期目標期間中に97.3%以上とする。	—	97.04%以上	97.11%以上	—	—	—	経常利益（千円）	2,926,805	△1,511,669	—	—	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	—	—	—	行政コスト（千円）	83,453,846	241,432,656	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	—	—	—	従事人員数	266	282	—	—	—
(3) 貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合（年度計画値）	平成30年度実績に対して中期目標期間中に10%以上改善する。	—	改善率：2.0%以上 （割合：3.49%以下）	改善率：4.0%以上 （割合：3.42%以下）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(実績値)	—	3.56%	改善率： 5.62% (割合： 3.36%)	改善率： 19.10% (割合： 2.88%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.9%	118.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 貸与奨学金の 要返還債権額に 占める3か月以 上延滞債権額の 割合	中期目標期間中に 3.26%以下とする。	—	3.37%以下	3.34%以 下	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.40%	3.25%	2.75%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.7%	121.5%	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画										
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
	主な業務実績等	自己評価	評定	A						
	<p>(1) 貸与奨学金【A】 (2) 給付奨学金【A】 (3) 奨学金事業に共通する事項の実施【B】</p> <p><中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績> 新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮する学生・留学生等を支援するために創設された「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について、大学等から受け付けた推薦により、学生・留学生等に対する支給を実施した。</p> <p>支給に際しては、文部科学省と連携のうえ、既存の奨学金制度において構築していたシステムやノウハウ等を活用し、推薦からおおむね2週間以内の送金を行うことによって、経済的な事情により学業の継続に支障をきたしている者に対する迅速な支援を図った。</p> <p><支給実績> (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>20万円の支給 (住民税非課税世帯)</th> <th>10万円の支給 (左記以外)</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>74,309</td> <td>353,196</td> <td>427,505</td> </tr> </tbody> </table>	20万円の支給 (住民税非課税世帯)	10万円の支給 (左記以外)	計	74,309	353,196	427,505	<p><評定> A</p> <p><評定根拠> 所期の目標達成に加え、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』に係る事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮し学業の継続が困難になった学生・留学生等に対し、社会からの要請に応じ迅速に支援を行ったことは高く評価できる。</p>	<p><評定に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため</p> <p>(1) 貸与奨学金 (2) 給付奨学金 各項目の<評定に至った理由>を参照。</p> <p>また、所期の目標達成に加え、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』に係る事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮し学業の継続が困難になった学生・留学生等に対し、社会からの要請に応じ迅速に支援を行ったことは高く評価できる。</p> <p><今後の課題・指摘事項> (1) 貸与奨学金 (2) 給付奨学金 各項目の<今後の課題・指摘事項>を参照。</p> <p><その他事項> 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の支給をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的困窮に陥った学生への支援を迅速に行ったことは、高く評価できる。令和2年度に前年度と比べて休退学率が増加しなかった、むしろ漸減している要因として、大学側の努力と同時にこれらの迅速な経済支援があったと想定できる。</p>	
20万円の支給 (住民税非課税世帯)	10万円の支給 (左記以外)	計								
74,309	353,196	427,505								

4. その他参考情報

-

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	奨学金事業 (1) 貸与奨学金		
業務に関連する政策・施策	政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度行政事業レビュー番号 0169

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
(1) 貸与奨学金の総回収率 (年度計画値)	中期目標期間中に 91.4%以上とする。	—	88.90% 以上	89.53% 以上	—	—	—	予算額 (千円)	2,028,125,771	2,267,907,479	—	—	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	89.86%	—	—	—	決算額 (千円)	1,968,338,894	2,045,115,291	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	100.0%	100.4%	—	—	—	経常費用 (千円)	81,146,968	241,432,632	—	—	—
(2) 貸与奨学金の当年度分 (当該年度に返還期日が到来するもの) の回収率 (年度計画値)	中期目標期間中に 97.3%以上とする。	—	97.04% 以上	97.11% 以上	—	—	—	経常利益 (千円)	2,926,805	△1,511,669	—	—	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	—	—	—	行政コスト (千円)	83,453,846	241,432,656	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	—	—	—	従事人員数	266	282	—	—	—
(3) 貸与奨学金の要返還債権数に占める 3 か月以上延滞債権数の割合 (年度計画値)	平成 30 年度実績に対して中期目標期間中に 10%以上改善する。	—	改善率 : 2.0%以上 (割合 : 3.49% 以下)	改善率 : 4.0%以上 (割合 : 3.42% 以下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.56%	改善率 : 5.62% (割合 :)	改善率 : 19.10% (割合 :)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

			3.36%)	2.88%)										
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.9%	118.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 貸与奨学金の 要返還債権額に 占める3か月以上 延滞債権額の割 合	中期目標期間中に 3.26%以下とする。	—	3.37%以 下	3.34%以 下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.40%	3.25%	2.75%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.7%	121.5%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画																
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価												
	主な業務実績等	自己評価	評価	A												
	<p><主要な業務実績></p> <p>①奨学金の的確な貸与【A】</p> <p>②適格認定の実施【B】</p> <p>③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収【B】</p> <p>④機関保証制度の運用【B】</p> <p>⑤減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用【A】</p> <p>⑥所得連動返還方式の運用【B】</p>	<p><評価と根拠></p> <p>(評価) A</p> <p>(評価根拠)</p> <p>各項目を通じて、所期の目標を達成したうえ、さらに新型コロナウイルス感染症により家計の急変などの影響を受けた者への支援を拡充するなど、中期計画に定められた以上の業務実績であることからA評価とする。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため</p> <p>・9、10Pに掲載した「2. 主要な経年データ」に示すとおり、主要な定量的指標はいずれも100%以上を達成したうえ、新型コロナウイルス感染症が蔓延した困難な状況の中で、緊急特別無利子貸与型奨学金の創設、第二種奨学金の貸与期間延長・継続貸与などを通じて同感染症により家計の急変などの影響を受けた者への支援を拡充したことは評価できる。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>													
<p><主な定量的指標></p> <p><1> 貸与奨学金の的確な実施状況</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p>	<p>○貸与奨学金の実施状況</p> <p>貸与基準に基づき、マイナンバーを活用した適切な審査を行い、奨学生の新規採用及び令和3年度大学等進学予定者の採用候補者決定を(1)、(2)のとおり行った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対し、新たな奨学金の創設に加え、経済的な支援策や休校やオンラインによる授業、学事日程の変更等を踏まえ、各種奨学事務のスケジュール等を見直すなど、(3)のとおり対応を行った。</p> <p>(1)令和2年度奨学生新規採用状況</p> <p>令和2年度採用者数及び緊急採用・応急採用、猶予年限特例採用数・緊急特別無利子貸与型奨学金採用数は下表のとおりであった。</p> <p><令和2年度 貸与奨学生新規採用状況> (単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">採用者数</th> <th colspan="2">緊急採用 (一種)</th> <th rowspan="2">猶予年限特例 (第一種)</th> </tr> <tr> <th>応急採用 (二種)</th> <th>緊急特別無利子貸与型奨学金 (第二種)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	採用者数	緊急採用 (一種)		猶予年限特例 (第一種)	応急採用 (二種)	緊急特別無利子貸与型奨学金 (第二種)						<p><評価と根拠></p> <p>(評価) A</p> <p>(評価根拠)</p> <p>・貸与基準に基づき、マイナンバーを活用して奨学金の申請に係る適切な審査を行ったことは評価できる。</p> <p>・真に必要な額の貸与を行うよう申込時及び採用時に周知を行ったことは評価できる。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ弾力的な対応を行い、また支援を拡充したことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>緊急特別無利子貸与型奨学金の創設、第二種奨学金の貸与期間延長・継続貸与などの新型コロナウイルス感染症により家計の急変などの影響を受けた者への支援を早期に拡充実施したことは高く評価できる。</p>	
区分	採用者数			緊急採用 (一種)			猶予年限特例 (第一種)									
		応急採用 (二種)	緊急特別無利子貸与型奨学金 (第二種)													

第一種 計	193,517	759	38,326
大学	115,499	601	22,073
短期大学	10,614	9	2,568
大学院	22,188	48	0
高等専門学校	562	6	136
専修学校（専門課程）	44,577	95	13,493
通信教育課程	77	0	56
第二種 計	254,215	2,937	2,619
大学	165,648	1,895	1,666
短期大学	14,008	123	114
大学院	2,794	206	194
高等専門学校	239	20	19
専修学校（専門課程）	71,413	693	626
通信教育課程	113	0	0

（参考）令和元年度 貸与奨学生新規採用状況

（単位：人）

区分	採用者数	緊急採用（一種） 応急採用（二種）	
		緊急採用（一種）	猶予年限特例（第一種）
第一種 計	195,428	895	49,325
大学	118,464	749	30,248
短期大学	11,196	17	3,540
大学院	23,832	47	0
高等専門学校	555	6	155
専修学校（専門課程）	41,315	76	15,338
通信教育課程	66	0	44
第二種 計	230,953	257	-
大学	151,037	190	-
短期大学	13,269	8	-
大学院	2,662	6	-
高等専門学校	185	2	-
専修学校（専門課程）	63,699	51	-
通信教育課程	101	0	-

（注1）緊急採用・応急採用とは、生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡等又は火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合に申し込むことができる貸与型の奨学金。緊急採用が第一種奨学金（無利子）、応急採用が第二種奨学金（有利子）にあたる。

（注2）猶予年限特例（平成24年度から平成28年度までは「所得連動返還型無利子奨学金」）とは、申込時の世帯収入が一定基準以下（例：給与所得年収300万円以下）の第一種奨学生が安心して教育を受けられるよう、卒業後に一定の所得を得るまで

の間は返還期限を猶予する制度のことである。

(注3) 緊急特別無利子貸与型奨学金は、令和2年度に応急採用(二種)の一部として臨時に実施したものであり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が減少した者等を対象として採用し、利子を国が負担する制度である。人数は、応急採用の内数。

(2) 令和3年度大学等進学予定者に係る採用候補者の決定状況

令和3年度大学等進学予定者を下表のとおり採用候補者として決定した。

<令和3年度 採用候補者決定状況>

区分	採用候補者決定数
第一種奨学金	161,302
第二種奨学金	191,200
計	294,327

(注) 第一種奨学金、第二種奨学金それぞれの採用候補者決定数は両方の採用候補者を含むため、計とは一致しない。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた弾力的な取扱い

休校期間や学事日程の変更等を受け、下記のとおり、各種奨学事務スケジュールの期限を延期するとともに、対面での説明等が困難な状況を踏まえ、学生等への柔軟な対応について、学校に協力を依頼した。

[奨学金申込・推薦手続、書類の提出期限に係る弾力的な対応]

・ 予約採用

申込・推薦期限について、第2回までの申込等が困難な場合の対応として、第3回を新たに設定

・ 在学採用

申込・推薦期限について、第2回までの申込等が困難な場合の対応として、第3回を新たに設定し、さらに、真にやむを得ない場合に限り、第4回を設定

・ 進学届の提出

原則2回(事情により第2回までに提出が困難な場合は第3回まで)としていた進学届提出期限について、第3回までに提出が困難な場合の対応として、第4回(予備)を新たに設定

・ 返還誓約書の提出

提出期限(採用月ごとに設定)までに返還誓約書の提出が困難な場合は、各提出期限の翌月の20日までに提出期限を延長

[書類等の取扱いに係る弾力的な対応]

・ 対面での書類等の交付に限らず郵送の対応を追加

・ 面談は、対面によるものに限らず、文書や電子メール等を活用した対応に変更

・ 国際郵便の大幅な遅延や配送等の中止の状況を踏まえ、署名や押印が必要な書類への代筆等を承認

②緊急特別無利子貸与型奨学金の創設

新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト収入等の大幅減少により、修学の継続が困難な学生等への緊急特別支援として「緊急特別無利子貸与型奨学金(※)」制度を創設した。また、給付奨学金の適格認定(家計)により、支援対象外となった者についても「緊急特別無利子貸与型奨学金」の対象とした(採用実績:2,619人)。

※第二種奨学金(有利子)制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与するもの。

③第二種奨学金の貸与期間延長

第二種奨学金の貸与終了(卒業)予定が令和2年度中である者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による就職の内定取消し等のため、やむを得ず令和3年度も引き続き在学する学生等に対して、緊急支援策として貸与期間を最大1年延長できることとした(令和3年3月末時点での対象者数:69人)。

④第二種奨学金の継続貸与

第二種奨学金の貸与を受けている者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による修学環境の変化を機に、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う(学びの複線化)ため令和2年度中に休学する者で、在学学校長が当該活動を有意義であると認める者については、休学中も第二種奨学金の貸与を最大1年継続できることとした(令和3年3月末時点での対象者数:21人)。

○適切な貸与月額選択のための取組

- ・貸与奨学金案内やスカラネット入力画面にて、家庭の経済状況や生活設計、返還時の負担などを考慮し、必要となる適切な金額を検討するよう促すとともに、将来の返還額や返還回数を試算できる「奨学金貸与・返還シミュレーション」の利用を案内するなど、申込前に適切な貸与月額を選択するよう周知している。
- ・採用時に奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求め、適切な金額を借りることについての重要性を説明するよう依頼した。

<貸与月額の選択状況>

(単位:人)

貸与 種別	月額 (円)	平成30年度採用		令和元年度採用		令和2年度採用	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率
第一種 奨学金	最高月額	130,214	76.1%	130,411	76.5%	87,745	51.5%
	50,000	8,479	5.0%	8,197	4.8%	8,038	4.7%
	40,000	11,456	6.7%	15,576	9.1%	15,761	9.3%
	30,000	19,024	11.1%	12,577	7.4%	9,880	5.8%
	20,000	2,041	1.2%	3,665	2.2%	3,612	2.1%

	併給制限	-	-	-	-	45,223	26.6%
	計	171,214	100.0%	170,426	100.0%	170,259	100.0%
第二種 奨学金	120,000	33,072	14.8%	36,497	16.0%	35,665	14.2%
	110,000	2,820	1.3%	5,219	2.3%	6,607	2.6%
	100,000	37,482	16.8%	35,159	15.4%	37,221	14.8%
	90,000	2,604	1.2%	5,612	2.5%	5,646	2.2%
	80,000	40,769	18.3%	25,487	11.2%	23,433	9.3%
	70,000	5,019	2.3%	11,849	5.2%	13,287	5.3%
	60,000	6,198	2.8%	17,169	7.5%	19,872	7.9%
	50,000	62,427	28.0%	48,973	21.5%	54,136	21.6%
	40,000	5,737	2.6%	14,722	6.5%	17,977	7.2%
	30,000	24,126	10.8%	19,246	8.4%	22,632	9.0%
	20,000	2,638	1.2%	8,072	3.5%	14,593	5.8%
		計	222,892	100.0%	228,005	100.0%	251,069

(注1) 各採用年度末時点の大学・短期大学・専修学校（専門課程）の月額選択状況である。

(注2) 下線を引いた月額は、平成30年度に新設したもの。

○世帯所得の調査・分析と収入基準の見直し

貸与奨学金の申請者について家計状況を把握するとともに、学校授業料等の最新の状況を収集・分析した結果、現行の家計基準で適格としている収入層が適正であることを確認した。

<p><2> 貸与奨学金における適格認定の実施状況</p>	<p>○貸与奨学金における適格認定の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度適格認定について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適格認定の適切な実施について通知した（令和2年11月）。 「奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。 学校が適切に適格認定を実施できるよう、令和2年度適格認定における学校報告の開始時期にあわせて、処理方法に係る資料を奨学金事務担当者ホームページに掲載した（令和3年3月）。 <p>(1)適切な貸与月額指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 振込明細と返還総額（予定）等を印字した「貸与額通知」を、スカラネット・パーソナルを通じて奨学生に確認させ、返還意識の涵養を図った。 奨学生へ交付する書類（『奨学金継続願』の提出手続きについて）に、辞退や貸与月額の見直し（減額）を検討するよう促す内容を記載した。 大学等に対して、奨学金の貸与月額が奨学生の経済状況からみて適切であるかを確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額への減額についての指導を促すため、令和元年度適格認定において、各学校が実施した「適切な貸与月額への『指導』」結果を取りまとめ、奨学金事務担当者ホームページに公表した（令和3年3月）。 <p>(2)貸与奨学生に係る適格認定処置状況</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="499 804 1339 1181"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">区分</th> <th style="background-color: #90EE90;">令和2年度実績 (929,037件中)</th> <th style="background-color: #90EE90;">(参考) 令和元年度実績 (905,661件中)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奨学金廃止（学業成績不振者等）</td> <td style="text-align: center;">9,522 (1.0%)</td> <td style="text-align: center;">11,086 (1.2%)</td> </tr> <tr> <td>奨学金停止（学業成績不振者等）</td> <td style="text-align: center;">9,070 (1.0%)</td> <td style="text-align: center;">9,403 (1.0%)</td> </tr> <tr> <td>警告（学修評価が著しく劣る者等）</td> <td style="text-align: center;">18,146 (2.0%)</td> <td style="text-align: center;">17,962 (2.0%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">36,738 (4.0%)</td> <td style="text-align: center;">38,451 (4.2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○不適切な適格認定に対する対応状況</p> <p>(1)令和元年度適格認定に係る実態調査の実施</p> <p>令和元年度適格認定による「警告」について、以下の調査を実施した（令和2年7月）。また、調査結果を取りまとめて奨学金事務担当者ホームページにて公表した（令和3年3月）。</p> <p>[調査内容]</p>	区分	令和2年度実績 (929,037件中)	(参考) 令和元年度実績 (905,661件中)	奨学金廃止（学業成績不振者等）	9,522 (1.0%)	11,086 (1.2%)	奨学金停止（学業成績不振者等）	9,070 (1.0%)	9,403 (1.0%)	警告（学修評価が著しく劣る者等）	18,146 (2.0%)	17,962 (2.0%)	合計	36,738 (4.0%)	38,451 (4.2%)	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 適格認定を厳格かつ迅速に行うため、適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。 奨学金の必要性の判断や適切な貸与月額の選択を奨学生自らにさせるため、大学等に対して奨学生への指導について、周知を図ったことは評価できる。 令和元年度適格認定における「警告」の認定者全員について実態調査を行い、不適切な認定のあった学校への適切な対応や防止策の周知を行い、制度の適正な運用に努めたことは評価できる。 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
区分	令和2年度実績 (929,037件中)	(参考) 令和元年度実績 (905,661件中)																
奨学金廃止（学業成績不振者等）	9,522 (1.0%)	11,086 (1.2%)																
奨学金停止（学業成績不振者等）	9,070 (1.0%)	9,403 (1.0%)																
警告（学修評価が著しく劣る者等）	18,146 (2.0%)	17,962 (2.0%)																
合計	36,738 (4.0%)	38,451 (4.2%)																

	<p>「警告」と認定した全件（17,878件985校）の中に、本来「廃止」又は「停止」と認定すべき「卒業延期確定者」がないかを調査し、その結果14件9校の不適切な認定事例を確認した。</p> <p>(2) 調査結果に基づく対応</p> <p>①改善計画書による確認 不適切な認定のあった学校9校に対して改善計画書の提出を求め、「卒業延期確定者」を「廃止」又は「停止」と認定しなかった理由及び改善事項等について確認した。</p> <p>②不適切な認定の是正 不適切な認定が確認された14件については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」又は「停止」と認定するよう要請し、適切に処理されたことを確認した。</p> <p>③継続的に不適切な認定を行った学校への対応 継続的に不適切な認定を行った学校には、改善計画書の提出に加えて、必要に応じて機構職員による学校に対する訪問調査を実施し、適格認定に係る事務の実施状況を確認することとしているが、令和2年度は訪問調査の対象となる学校は生じなかった。</p> <p>(3) 不適切な認定の防止 不適切な認定事例の発生を防止するため、令和2年度適格認定において、適格認定期間に成績が確定しない者（卒業延期となるか否か判明しない等）に係る認定処理方法等をまとめ、「適格認定処理要領」に記載した。</p> <p>○不適切な認定への対応 「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」（是正改善要求）（平成26年10月30日会計検査院）における指摘事項 平成26年度適格認定より学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めるとし、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生への配付物等にその旨を明記した。また、令和2年度「奨学事務の手引」や奨学生として採用決定した際に本人に配付する「奨学生のしおり」にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。</p>		
--	---	--	--

<3> 貸与奨学金の総回収率
 S:総回収率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
 A:100.00%以上
 B:89.53%以上
 100.00%未満
 C:71.62%以上
 89.53%未満
 D:71.62%未満

○総回収率

<総回収率>

区分	令和2年度	(参考)令和元年度	前年度比
要回収額	778,511百万円	758,099百万円	20,411百万円増
回収額	699,600百万円	673,961百万円	25,640百万円増
回収率	89.86%	88.90%	0.96ポイント増

<参考1:繰上返還額を考慮した場合の回収率>

前年度までに行われた繰上返還によって返還済となっている額及びこれを加えた回収率は以下のとおりである。

区分	令和2年度	(参考)令和元年度
繰上額	1,489億円	1,420億円
回収率	91.5%	90.7%

<参考2:割賦の区分別回収実績>

割賦の区分 (期首)	要回収額 (百万円)	回収額 (百万円)	回収率(%)	
			令和2年度	(参考) 令和元年度
8年以上延滞	21,655	1,863	8.6	8.0
1年以上8年未満	40,458	4,155	10.3	9.7
7年以上8年未満	4,280	412	9.6	9.1
6年以上7年未満	4,754	489	10.3	9.1
5年以上6年未満	5,176	500	9.7	9.2
4年以上5年未満	5,868	515	8.8	8.9
3年以上4年未満	6,067	550	9.1	8.8
2年以上3年未満	6,784	666	9.8	9.7
1年以上2年未満	7,528	1,023	13.6	12.1
1年未満	16,473	9,414	57.2	54.1
3年以上1年未満	8,077	2,921	36.2	33.5
3月未満	8,396	6,493	77.3	74.9
○延滞分計	78,586	15,432	19.6	18.6
○当年度分	699,925	684,168	97.7	97.1
総回収実績	778,511	699,600	89.9	88.9

(注) 総計は四捨五入の都合上、一致しない場合がある。

回収率上昇のためには、延滞の早期における解消とともに、在学中の指導も含めた返還意識の

<評定> B

<評定根拠>

・貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、総回収率は89.86%に達した。新型コロナウイルス感染症拡大による影響には、引き続き注視が必要であるが、令和2年度においては、年度計画値89.53%を上回ったことは評価できる。
 ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、適宜必要な体制を確保しながらコールセンターを運営し返還の相談を実施したことは、評価できる。

<今後の課題・指摘事項>

<その他事項>

涵養や奨学金制度に関する正しい理解の促進が重要であることを踏まえ、以下のとおり様々な施策を実施した。

(1) 奨学金申込前及び貸与中の奨学生への指導等

① 借り過ぎ防止策の実施

貸与額が高額となることが返還に与える影響等を勘案し、奨学金の借り過ぎ防止策として、「第二種奨学金における貸与期間の制限」、「併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等」、「申込時における過去の奨学生番号の届出」を着実に実施した。

② 大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組

採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、返還説明会用のマニュアルを改訂し、各大学等に配付するなどの取組を実施した。

③ 「奨学金継続願」提出時の働きかけ

「奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があること及び貸与終了後は返還の義務があることを再認識するよう促した。

④ スカラシップ・アドバイザー派遣事業

高校生等が、進学後の経済的な状況についての不安を払拭するとともに安心して奨学金を利用するため、必要な知識を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高等学校等に派遣した。

⑤ 奨学金相談センターにおける対応

令和元年度に引き続き奨学金相談センターにおいて、申込み希望者及び貸与中の奨学生からの相談に対応し、返還に係る案内、説明を行った。

⑥ 「返還のてびき」の改訂

「返還のてびき」に用語集を掲載し、返還に係る手続を理解しやすいよう改訂した。

(2) 返還者への指導等

① 初期延滞債権に係る督促

- ・ 振替不能 1～3 回目の者に対して振替不能通知の送付及び督促の架電を行った（振替不能 2 回目は連帯保証人、振替不能 3 回目は連帯保証人及び保証人への通知・架電も併せて実施）。
- ・ 延滞 3 か月以上の者については回収業務をサービサーに委託し、督促のほか、返還期限猶予の願い出に係る指導、個人信用情報機関への登録に関する注意喚起、法的措置や代位弁済に関する注意喚起を行った。

②返還期限猶予制度の周知

返還が困難になった場合の救済制度のより一層の周知を図るため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「返還を始める皆さんへ（動画）【奨学金返還 DVD】」を機構ホームページに引き続き掲載した。
また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や両制度の違いをわかりやすく説明したリーフレットを、口座振替加入通知に同封した。リーフレットは、機構ホームページにも掲載した。

③携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）を用いた働きかけ

令和元年度に引き続きショートメッセージサービス（SMS）による働きかけを実施した。

- ・口座振替未加入者及び減額返還期間終了・返還期限猶予期間終了の通知が送付された返還者を対象とした口座振替加入督促及び返還期限猶予制度等の案内
- ・機関保証で振替不能 3 回目の督促架電が不通話であった返還者及び猶予を申請せず新たに延滞 2 か月となった返還者に対する振替日前の入金督促
- ・新たに返還を開始する者のうち、口座振替において残高不足以外の理由による振替不能であった債権で払込用紙による請求に移行した返還者に対して、口座手続の督促
- ・学校を退学又は奨学金が「廃止」になった者に対する初回振替日前の返還開始（振替日）の案内
- ・返還期限猶予期間終了の通知が送付された者のうち、猶予願の提出がない者（口座状態が「口座返還中」以外）への払込みと口座振替の手続（リレー口座加入手続）の案内
- ・返還期限猶予期間終了の通知が送付された者のうち、猶予願の提出がない者（口座状態が「口座返還中」）への口座入金の案内

令和 2 年度においては、新規に下記の取組も実施した。

- ・一般猶予利用年数が 5 年超から 9 年以下である者への減額返還制度利用案内
- ・7 月に振替がかかる者のうち割賦方法が月賦・半年賦併用の者への振替日前の入金案内

上記の令和 2 年度送信件数 51,578 件

○リレー口座（口座振替）加入徹底の取組

奨学金の返還は原則として口座振替で行うため、リレー口座加入徹底のための取組を実施した。

- ・学校に対して、採用時説明会や返還説明会を実施し、リレー口座加入の手続を徹底するよう協力を求めた。
- ・リレー口座未加入者に対して、ショートメッセージサービス（SMS）による加入督促を行った。

〈新規返還開始者に係るリレー口座（口座振替）加入率〉

令和2年度	(参考)令和元年度
99.8%	99.6%

〈返還者全体に係るリレー口座（口座振替）加入率〉

令和2年度	(参考)令和元年度
98.2%	98.1%

○コールセンターによる返還相談

- ・返還者への文書発送後等で照会の増加が予想される時期に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出が重なり、機構及び奨学金相談センターの受託業者において業務体制の縮小等の措置がとられたことを踏まえ、ナビダイヤルの自動応答アナウンスの変更や機構ホームページの記載更新により、コールセンターへの入電の抑制・分散を図り回線の混雑を緩和するよう努めた。
- ・緊急事態宣言などの状況下でも奨学金相談業務を維持継続するため、着信数が想定以上にならないよう、コールセンターに寄せられた返還者からの意見を反映し、ホームページや申請用紙等の説明を、よりわかりやすい内容に改める等、改善を図った。また、令和元年度に引き続き、奨学金についての質問に対するチャットボットによるサポートを継続するなど、ホームページを充実させた。
- ・線上返還や住所変更等について、スカラネット・パーソナルからの申請をホームページ等で案内することで、返還者の利便性を図った。

〈4〉 関連指標の実施状況
貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率

S：回収率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている

A：100.00%以上

B：97.11%以上

100.00%未満

C：77.69%以上

97.11%未満

D：77.69%未満

貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合

S：債権数の割合がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている

A：2.85%以下

B：3.42%以下【改善率4.0%以上】

2.85%超

○当年度分回収率

〈当年度分回収率〉

区分	令和2年度	(参考)令和元年度	前年度比
要回収額	699,925百万円	678,539百万円	21,386百万円増
回収額	684,168百万円	659,173百万円	24,995百万円増
回収率	97.75%	97.15%	0.60ポイント増

〈参考：新規返還者の回収率〉

区分	令和2年度	(参考)令和元年度	前年度比
要回収額	23,304百万円	23,734百万円	430百万円減
回収額	22,841百万円	23,131百万円	290百万円減
回収率	98.0%	97.5%	0.5ポイント増

○貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合の改善率

区分	令和2年度	(参考)令和元年度	【基準】平成30年度
要返還債権数 (A)	4,887,388件	4,793,464件	4,664,770件
3か月以上延滞債権数 (B)	140,897件	161,105件	166,028件

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

- ・貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、当年度分回収率は97.75%（年度計画値97.11%以上）、要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合は2.88%（年度計画値3.42%以下。平成30年度実績に対する改善率は19.10%（年度計画値4.0%以上））、要返還債権数に占める3か月以上延滞債権額の2.75%（年度計画値3.34%以下）となった。新型コロナウイルス感染症拡大による影響には、引き続き注視が必要であるが、令和2年度においては、全ての関連指標で

〈今後の課題・指摘事項〉

—

〈その他事項〉

コロナ禍のたいへんな勤務体制の中、また返還者も同様の先行きの見通しが持ちにくい状況の中、細やかメッセージの配信の工夫をされ、コロナ前と変わらぬ回収率を達成されたことは高く評価できる。他方、コロナ禍により返還が困難になる者が潜在的に増加していると思われることから、返還促進を進めつつも、返還困難者を追い詰めないような配慮も必要と思われる。

C : 4.28%以下
3.42%超
D : 4.28%超

貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合

S:割合がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている

A : 2.79%以下
B : 3.34%以下
2.79%超
C : 4.18%以下
3.34%超
D : 4.18%超

割合 (B÷A)	2.88%	3.36%	3.56%
対平成30年度改善率	19.10%	5.62%	—

○貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合

区分	令和2年度	(参考)令和元年度
要返還債権額 (A)	7,513,426百万円	7,424,035百万円
3か月以上延滞債権額 (B)	206,900百万円	240,920百万円
割合 (B÷A)	2.75%	3.25%

○初期延滞債権の回収委託実施状況

(1)振替不能者への振替不能通知発送及び督促架電

振替不能1回目の者が2回目以降連続して振替不能となることを抑止するため、本人及び連帯保証人等に対し、通知を発送し、督促架電を実施した。

- ・振替不能1回目…本人への通知及び架電
- ・振替不能2回目…本人及び連帯保証人(人的保証)への通知及び架電
- ・振替不能3回目…本人、連帯保証人及び保証人(人的保証)への通知及び架電

<督促架電の状況>

区分	令和2年度	(参考)令和元年度
架電件数	1,750,814件	1,940,834件

(2)延滞3か月以上の者に係る回収委託

早期における督促の集中的実施を図るため、延滞3か月以上となった初期延滞者に係る回収業務をサービスに委託した。

サービスにおいて、返還期限猶予の願い出に係る指導を行うとともに、早期の延滞解消を図るため以下の取組を行った。

- ・個人信用情報機関への登録対象となっている者に対しては、架電により登録に関する注意喚起を実施
- ・法的措置や代位弁済を前提とした強い督促の文言を記載した通知の送付

また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した(11,564件)。

<初期延滞債権の回収委託実績>

	回収	猶予
件数	37,753件	7,092件
回収金額	2,521,877千円	—

年度計画値を達成したことは評価できる。

・初期延滞債権について、督促架電及び回収委託業務をサービスに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。

・中長期延滞債権について、回収委託をサービスに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。

・無延滞者を含む住所不明者に対して、ショートメッセージサービス(SMS)により、住所調査の徹底を図ったことは評価できる。

・J-LIS(住民基本台帳ネットワークシステム)を活用した住所調査を拡大し、住所不明数を減少させたことは評価できる。

・初期延滞者に対して、個人信用情報機関への登録について、SMSや文書及び架電での注意喚起を行うとともに返還期限猶予制度の周知を行うことで、延滞長期化の抑制を図ったことは評価できる。対象となる延滞者を個人信用情報機関に登録したことは、多重債務化の防止という観点から評価できる。

・外部有識者で構成する債権管理・回収等検証委員会において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務

委託開始当初の委託件数 81,519 件

” 請求金額 4,751,851 千円

(注1) 「件数」は債権数である。

(注2) 「回収金額」とは委託期間中にサービス者に入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。

(注3) 「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。

(注4) 「猶予」とは、サービス者からの依頼により、機構から返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。

○中長期延滞債権の回収委託実施状況

中長期延滞債権について、以下の債権の回収業務を計画的にサービス者へ委託した。

- ・延滞2年半以上8年未満かつ6か月以上入金なし（平成27年度から平成28年度契約分）
- ・延滞2年半以上9年未満かつ3か月以上入金なし（平成29年度から令和元年度契約分）
- ・延滞1年半以上5年未満かつ3か月以上入金なし（令和2年度契約分）

また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した(2,094件)。

<令和2年4月～令和3年3月回収委託実績>

①平成30年度契約分 回収委託（委託時延滞2年半以上9年未満）

	回収	猶予
件数	2,374 件	20件
回収金額	274,114 千円	—

令和2年度当初の委託件数 3,252 件

” 請求金額 2,440,789 千円

②令和元年度契約分 回収委託（委託時延滞2年半以上9年未満）

	回収	猶予
件数	1,791 件	117件
回収金額	403,242 千円	—

令和2年度当初の委託件数 2,730 件

” 請求金額 1,643,725 千円

③令和2年度契約分 回収委託（委託時延滞1年半以上5年未満）

	回収	猶予
件数	1,343 件	318件
回収金額	199,474 千円	—

改善等の効果について検証を行ったことは評価できる。

・令和元年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果に基づき、回収促進のための取組を実施したことは評価できる。

委託開始当初の委託件数 3,872 件
 " 請求金額 1,414,267 千円

④委託継続分

	回収	猶予
件数	8,449 件	21件
回収金額	1,428,904 千円	—

令和2年度当初及び委託開始当初の委託件数 9,933 件
 " 請求金額 9,482,000 千円

(注1) 「件数」は、債権数である。

(注2) 「回収金額」とは、委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。

(注3) 「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。

(注4) 上記②及び③の回収委託については、一部入金があるものの延滞解消の見込がない債権も含まれる。

(注5) 「猶予」とは、サービサーからの依頼により、機構から返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。

(注6) ④委託継続分には、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、令和2年度に新たに委託継続を実施した 2,094 件を含む。

○法的処理実施状況

法的処理の対象を定めた「令和2年度法的処理実施計画」において、令和元年度に引き続き、延滞状態にある中で相当期間入金がない者と、直近の入金はあるが、延滞の解消が見込めない少額の入金が続いている者に焦点を当て、計画的に法的処理を実施した。

返還者本人が住所不明等のため法的処理の条件が調わない場合には、「延滞債権に係る法的処理の方針について」に基づき、連帯保証人に対して法的処理を実施した。

(1) 初期延滞債権に係る法的処理

延滞3か月以上となった者を対象に回収委託を実施し、それでもなお原則として入金がなく延滞9か月以上となった者に対して、順次「支払督促申立予告」以降の法的処理を実施した。

(2) 中長期延滞債権に係る法的処理

①延滞の解消が見込めない少額の入金が続いている者の対応分

令和2年2月末時点において、延滞5年以上で、1月あたりの平均入金額が分割基準額に満たない者を対象に、特に返還誓約書未提出の者については優先して、法的処理を実施した。

②延滞状態にある中で相当期間入金がない者の対応分

・時効中断の対応が必要な者（令和2年2月末時点において、延滞5年以上で、5年以上入金がない者（過去に一度も入金がない者を含む））を対象に、特に返還誓約書未提出の

者については優先して、法的処理を実施した。

・令和2年2月末時点において、延滞5年以上で、1年以上入金がない者（上記の時効中断の対応が必要な者を除く）を対象に、返還誓約書未提出の者については優先して法的処理を実施した。

〈法的処理実施状況〉

（単位：件）

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度	前年度比
支払督促申立予告	14,583	16,686	87.4%
支払督促申立	6,652	7,793	85.4%
仮執行宣言付支払督促申立	1,263	1,723	73.3%
強制執行予告	3,199	3,587	89.2%
強制執行申立	438	510	85.9%
強制執行	279	346	80.6%
和解	4,160	4,596	90.5%

(注)件数は、債権数である。

〈令和2年度支払督促申立予告処理の実施結果〉

（単位：件）

区分	件数	割合
応答があったもの（入金・猶予等）	6,584	45.1%
対応中（支払督促申立準備中等）	4,587	31.5%
支払督促申立実施	3,412	23.4%
実施総数	14,583	100%

(注)支払督促申立予告については、令和2年度中に実施したものであり、表中の区分別件数は令和2年度末現在の状況である。

○住所調査の実施

(1) 役場照会等による住所調査

令和2年度も引き続き、無延滞者を含む住所不明者を対象とする役場への住所照会業務等の外部委託を活用して住所調査を実施した（168,907件）。

(2) 住民基本台帳ネットワークシステムを利用した住所調査（J-LIS 住調）

令和2年度は、住所不明者（振替不能通知及び回収委託通知返戻分）及び振替案内返戻分（人的保証のみ）を対象として J-LIS 住調を実施した（356,741件）。

(3) その他の調査

役場照会による住所調査の実施結果が「該当者なし」であった者等について、機構に登録されている携帯電話へショートメッセージサービス（SMS）を一斉送信し、機構への住所確

認の連絡を求めた。年6回計16,545件に送信したところ、2,405件の住所が判明した。

(4)実施結果

(1)～(3)の調査等の結果、令和2年度末の住所不明数は以下のとおりとなった。

<住所不明数>

令和2年度末	(参考)令和元年度末
14,817人	17,848人

(注)「住所不明」とは、機構からの発送物が返戻となった後、新しい(正しい)住所が判明・登録されるまでの状態である。

○個人信用情報機関の活用

- ・個人信用情報の登録に同意している初期延滞者に対しては、SMSや文書送付等(SMS及び文書合計：延べ1,071千通)及び架電により、このまま延滞状態が継続した場合には登録されることを注意喚起することによって延滞長期化の抑制を図った。
- ・併せて返還期限猶予制度の周知を行い、該当する場合は願い出を提出するよう促した。
- ・文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願い出等がないまま延滞3か月以上となった者については、多重債務化の防止という観点から個人信用情報機関へ登録した。

<個人信用情報機関への登録状況>

令和2年度	(参考)令和元年度
24,327件	29,781件

(注)登録件数は債権数である。

○令和2年度債権管理・回収等検証委員会における回収状況の定量的把握・分析、返還促進方策の効果の検証

債権管理・回収の適切性等を検証するとともに、必要な改善策等の検討を目的として、外部有識者及び金融関係者等で構成される「債権管理・回収等検証委員会」を3回開催し、第1回と第3回は書面審議、第2回はオンラインで実施した。

第1回 令和2年12月25日～令和3年1月12日

第2回 令和3年3月4日

第3回 令和3年3月15日～26日

委員会では、直近の回収状況や各種回収施策の効果、返還者に関する情報の調査結果等について、外部シンクタンクの定量的な分析結果等を参考に審議を行った。その結果、機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善しているとの結論を得た。

○令和元年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた令和2年度の取組

(1)令和元年度に実施した回収委託について

	<p>令和元年度に回収委託の効果が見られた延滞1年半から5年を対象とした回収委託を実施した。</p> <p>(2)J-LISによる住所調査について 住所調査において、J-LISの利用を促進することにより経費削減、調査時間の大幅な短縮が可能となった。</p> <p>(3)ショートメッセージサービス（SMS）の発信 令和2年度においては51,578件の発信を行った。</p> <p>(4)コンビニ収納の導入について コンビニ払いを令和2年10月に導入した。</p>																																										
<p><5> 機関保証制度の運用状況</p>	<p>○機関保証制度（※）の周知及び返還意識の徹底 保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会、以下「協会」という）及び大学等と連携し、奨学金の申込時・採用時の配付書類や機構及び協会のホームページを活用して機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。</p> <p>※機関保証制度とは、日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるに当たって、一定の保証料を支払うことで保証機関が連帯保証するものである。</p> <p><機関保証制度の選択状況></p> <table border="1" data-bbox="504 790 1335 1061"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>令和2年度</th> <th>(参考)令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">選択者数</td> <td>第一種</td> <td>106,497件</td> <td>104,074件</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>143,601件</td> <td>132,006件</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>250,098件</td> <td>236,080件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選択率</td> <td>第一種</td> <td>55.17%</td> <td>53.42%</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>55.50%</td> <td>54.43%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>55.36%</td> <td>53.98%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 奨学生採用時の選択状況であり、保証の変更者は含まない。</p> <p><機関保証制度を選択した新規返還者の回収率></p> <table border="1" data-bbox="492 1161 1350 1342"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>(参考) 令和元年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>10,087百万円</td> <td>10,353百万円</td> <td>266百万円減</td> </tr> <tr> <td>回収金</td> <td>9,795百万円</td> <td>9,975百万円</td> <td>179百万円減</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>97.1%</td> <td>96.3%</td> <td>0.8ポイント増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 百万円未満は四捨五入の関係により、各項目の金額と前年度比増減の計算結果が一致しないことがある。</p>	区分		令和2年度	(参考)令和元年度	選択者数	第一種	106,497件	104,074件	第二種	143,601件	132,006件	全体	250,098件	236,080件	選択率	第一種	55.17%	53.42%	第二種	55.50%	54.43%	全体	55.36%	53.98%	区分	令和2年度	(参考) 令和元年度	前年度比	要回収額	10,087百万円	10,353百万円	266百万円減	回収金	9,795百万円	9,975百万円	179百万円減	回収率	97.1%	96.3%	0.8ポイント増	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 配布書類等を活用して機関保証制度を周知するとともに、機関保証制度選択者への返還意識の徹底を図ったことは評価できる。 延滞者に対する督促を適切に実施したうえで、代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。 文部科学省や外部有識者等を含む委員会の審議を通じて、機構及び保証機関における直近の実績並びに保証機関の将来コストを踏まえた事業計画等に基づいて機関保証制度の妥当性を検証するとともに、保証料率の水準について他の保証機関と比較し、その合理性について確認したことは評価できる。 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
区分		令和2年度	(参考)令和元年度																																								
選択者数	第一種	106,497件	104,074件																																								
	第二種	143,601件	132,006件																																								
	全体	250,098件	236,080件																																								
選択率	第一種	55.17%	53.42%																																								
	第二種	55.50%	54.43%																																								
	全体	55.36%	53.98%																																								
区分	令和2年度	(参考) 令和元年度	前年度比																																								
要回収額	10,087百万円	10,353百万円	266百万円減																																								
回収金	9,795百万円	9,975百万円	179百万円減																																								
回収率	97.1%	96.3%	0.8ポイント増																																								

〈機関保証制度選択者における要返還債権数に対する
無延滞債権数の占める割合〉

令和2年度	(参考)令和元年度
92.5%	91.2%

○代位弁済請求

代位弁済請求に至る前の段階においては、債権回収会社への回収委託（延滞4か月目～9か月目）、催告書（期限の利益剥奪予告）の送付（延滞10か月目）、訪問督促・居住確認（延滞11か月目）及び期限の利益剥奪通知書の送付（延滞12か月目）を通じて、きめ細やかな督促及び指導を実施した。かかる督促及び指導にもかかわらず、延滞が12か月を超え延滞状況が改善しなかったものについては、確実に代位弁済請求を実施した。

〈代位弁済請求に基づく回収状況〉

区分	令和2年度	(参考)令和元年度
件数	12,205件	13,073件
金額	247.8億円	272.0億円

(注) 金額は、元金、利息、延滞金の合計である。

○機関保証制度の「妥当性」の検証

『『勧告の方向性』の指摘事項を反映した見直し案』（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成20年9月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、機構及び協会における回収状況の分析や、機構と協会における直近の実績等に基づいた長期財政収支シミュレーション等について審議を行った。

このうち、長期財政収支シミュレーションは、従来から実施していた経済的ストレスを与えた場合の影響に加え、計算条件の項目（パラメータ）別の影響についても試算を行った。シミュレーションの結果、機構及び協会の回収状況の悪化がなければ、収支等の財政面で切迫した状況は生じないことを確認した。

そして、同委員会報告書において、高等教育の修学支援新制度の影響を踏まえつつ、返還状況、代位弁済時破産の状況、代位弁済後の回収状況、保証金残高の妥当性、保証料率の水準の合理性等も含めて、今後も中長期的な機関保証制度の安定性確保の観点から検証を行うことが必要である旨が示された。

〈参考〉令和2年度機関保証制度検証委員会審議経過

- ・第1回 令和2年12月14日～17日（書面審議）
- ・第2回 令和3年2月18日（オンライン会議）
- ・第3回 令和3年3月18日～19日（書面審議及びオンライン会議）

<p><6> 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の運用状況</p>	<p>○減額返還制度の運用状況</p> <p>減額返還制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象として一定期間1回当たりの当初割賦金額を2分の1又は3分の1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度である（減額返還の適用期間上限は180か月）。減額返還の願い出に際してはマイナンバーの提出を求め、情報照会結果に基づく審査を実施している。</p> <p>(1)減額返還の承認</p> <p>減額返還制度を適切に運用し、基準に合致したものについて減額返還を承認した。 令和2年10月に「減額返還事務処理マニュアル」を改訂し、処理手順及び申請様式の見直しによる、申請者の利便性向上及び処理の効率化を図った。</p> <p><減額返還の承認件数></p> <table border="1" data-bbox="506 552 1205 703"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>(参考)令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/2返還</td> <td>11,607件</td> <td>11,489件</td> </tr> <tr> <td>1/3返還</td> <td>22,217件</td> <td>19,413件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33,824件</td> <td>30,902件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 3分の1の減額返還については、平成29年度より新設</p> <p>(2)減額返還制度の周知</p> <p>①卒業後初年度に返還期限猶予の適用を受ける者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由とした返還期限猶予の適用を受ける返還者に対し、減額返還制度の特長を説明したチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封した。 令和元年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由として返還期限猶予制度の適用を受け、令和2年度も引き続き返還期限猶予制度の適用を受ける返還者に対しても、減額返還制度の利用を促すチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封した。 <p>②新たに返還を開始する者への周知</p> <p>返還が困難になった場合の救済制度を広く周知するため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「返還を始める皆さんへ（動画）」を令和元年度に引き続き機構ホームページに掲載した。 また、新たに返還を開始する者に対して送付する口座振替加入通知に、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いを説明するリーフレットを同封した。リーフレットは機構ホームページにも掲載した。</p> <p>(3)新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>令和2年5月から7月において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する者に対して、証明書類の後日提出を可能とする臨時対応を実施した。</p>	区分	令和2年度	(参考)令和元年度	1/2返還	11,607件	11,489件	1/3返還	22,217件	19,413件	合計	33,824件	30,902件	<p><評定> A</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 減額返還制度及び返還期限猶予制度については、より一層の周知を図るとともに、適切に事務処理を行い、返還が困難な者を対象として制度を適切に運用したことは評価できる。 減額返還制度については、令和2年5月から7月において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する者に対し、証明書類の後日提出を可能としたことは評価できる。 返還期限猶予制度についても、令和2年5月から7月において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する者に対し、証明書類の後日提出を可能とし、返還期限猶予審査中も奨学金の振替を停止する臨時対応を行ったことは評価できる。 返還期限猶予の適用が通算10年を超えている者について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する場合に限り、令和2年度中の希望月から12か月を限度として申請を認める特別対応を行ったことは評価できる。 死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除制度について、審査により免除を認定し適切に運用したことは評価できる。 特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>減額返還制度や返還期限猶予制度などの救済措置はコロナ禍において一層重要になっていると思われる。新たに返還を開始する者への周知はしっかりと行われているが、返還途中の者に対する周知もホームページでの掲示だけでなく、プッシュ型で周知することが必要だと思われる。</p>
区分	令和2年度	(参考)令和元年度													
1/2返還	11,607件	11,489件													
1/3返還	22,217件	19,413件													
合計	33,824件	30,902件													

○返還期限猶予制度の運用状況

返還期限猶予制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象とし、一定期間返還を猶予する制度である。

返還期限猶予の願い出に際してはマイナンバーの提出を求め、情報照会結果に基づく審査を実施している。

(1) 返還期限猶予の承認

返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等に基づく適切な審査を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。

〈返還期限猶予の承認件数〉

(単位：件)

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
在学猶予	109,682	123,622
一般猶予	159,134	150,169
病氣中	10,324	10,127
災害	117	161
入学準備	157	285
生活保護	5,541	5,319
生活困窮	130,564	122,877
育児休暇等	6,075	6,237
猶予年限特例	6,356	5,163
合計	268,816	273,791

(注) 猶予年限特例とは、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度。平成24年度から平成28年度までは「所得連動返還型無利子奨学金」。

(2) 返還期限猶予制度の周知

返還が困難になった場合の救済制度を広く周知するため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「返還を始める皆さんへ（動画）」を令和元年度に引き続き機構ホームページに掲載した。

また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や違いをわかりやすく説明をしたリーフレットを、口座振替加入通知に同封した。リーフレットは、機構ホームページにも掲載した。

(3) 返還期限猶予の処理

返還期限猶予の申請事由として最も多い「生活困窮」について、添付すべき証明書類等に関する留意点を引き続きホームページにおいて集約して説明し、申請者の理解を促すなどにより、審査等業務の円滑な実施に努めた。

令和2年10月に「返還期限猶予事務処理マニュアル」を改訂し、処理手順及び申請様式の見直しによる、申請者の利便性向上及び処理の効率化を図った。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

免除制度について、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用したことは評価できる。

①令和2年5月から7月において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する者に対し、証明書類の後日提出を可能とし、返還期限猶予審査中も奨学金の振替を停止する臨時対応を実施した。

②返還期限猶予の適用が通算10年を超えている者について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する場合に限り、令和2年度中の希望月から12か月を限度として申請を認める特別対応を実施した。

○返還免除制度の運用状況

(1) 死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって返還ができなくなった場合、願い出により審査の上で、以下のとおり返還未済額の全部又は一部の返還を免除した。

<死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除の認定状況>

区分	令和2年度	(参考)令和元年度
第一種奨学金	784件	697件
第二種奨学金	1,179件	1,014件

(2) 特に優れた業績を挙げた大学院第一種奨学生に対する返還免除

令和元年度中に大学院第一種奨学金の貸与が終了した者のうち、各大学から特に優れた業績を挙げた免除候補者として推薦のあった者について、学識経験者からなる業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、返還免除者を認定した。

[令和元年度貸与終了者]

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から業績優秀者奨学金返還免除認定委員会を審議とし、委員会の議を経て、返還免除者を認定した（令和2年6月16日～23日）。
- ・認定結果を各大学及び本人に通知した（令和2年7月）。

<令和元年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況>

(単位：人)

課程	貸与 終了者数	推薦者数	免除者数		
			全額免除	半額免除	
修士	21,538	6,468	6,461	1,456	5,005
専門職	868	272	260	63	197
博士	2,232	806	752	321	431
計	24,638	7,546	7,473	1,840	5,633

(注) 上表のうち海外留学生における業績免除
令和元年度貸与終了者数7人、免除者数3人(全額免除:1人、半額免除:
2人)

[令和2年度貸与終了者]

- ・各大学へ返還免除候補者の推薦依頼を行った(令和2年12月16日)。
- ・業績優秀者返還免除制度の申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響により修業年限内に特に優れた業績を挙げることが困難となった場合は、業績を挙げる期限を1年間猶予し、令和3年度の申請を可能とする対応を行った。
- ・災害、傷病、感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)の影響その他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなくなった業績優秀者返還免除内定者については、内定取消しの対象とせず、修業年限内で課程を修了したものとみなすこととした。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応として、推薦期間を延長した。

(3) 博士課程入学者を対象とする返還免除内定制度

博士課程の学生を対象とする文部科学省の関連機関が行う主な競争的研究事業における採択状況を勘案のうえ算出した推薦枠を、対象校に配分し、返還免除内定候補者の推薦依頼を行った(令和2年8月31日)。

ホームページに内定制度を案内するチラシを引き続き掲載し、周知を図った。

推薦された候補者については、機構事務局にて選考を行い、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、以下のとおり内定者を決定した。

〈返還免除内定制度の実施状況〉

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
内定者数	93 大学 235 人	98 大学 231 人

(4) 海外留学支援制度(大学院学位取得型)の支給と併せて第一種奨学金の貸与を受けた者を対象とする特に優れた業績による返還免除

[令和元年度貸与終了者]

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から業績優秀者奨学金返還免除認定委員会を书面審議とし、委員会の議を経て、返還免除者を認定した(令和2年6月16日~23日)。
- ・認定結果を通知した(令和2年7月)。

[令和2年度貸与終了者]

対象者への申請案内及びホームページ掲載により周知に努めた結果、対象者3人(修士:2人、博士:1人)のうち2人(修士:1人、博士:1人)から応募があった。

<p><7> 所得連動返還方式の運用状況</p>	<p>○所得連動返還方式の適切な実施</p> <p>(1) 返還方式の選択</p> <p>平成 29 年度第一種奨学金の採用者より、従前の定額返還方式に加え、毎年の課税総所得金額に応じて返還月額を設定する所得連動返還方式の選択を開始している。令和 2 年度における選択者数は下表のとおりである。</p> <p><所得連動返還方式の選択者数></p> <table border="1" data-bbox="533 323 1077 392"> <thead> <tr> <th>令和2年度</th> <th>(参考)令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40,794件</td> <td>29,679件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 所得に連動した返還月額の算出</p> <p>返還 2 年目以降となっている返還者について、所得に連動した返還月額の算出を行った。具体的には、マイナンバーを利用した情報連携により返還者の地方税情報を取得し、その課税総所得金額により返還月額を算出した。返還者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める同一生計配偶者又は扶養親族となっている場合には、返還者を扶養している者のマイナンバーを収集したうえで地方税情報を取得し、返還者の情報とあわせて返還月額を算出した。マイナンバーの収集に当たっては、業者委託を活用した。</p> <p><所得連動返還方式における所得に連動した返還月額の算出者数></p> <table border="1" data-bbox="533 715 1321 783"> <thead> <tr> <th>令和2年度</th> <th>(参考)令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,784人</td> <td>2,306人</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、情報連携を行うためのデータ標準レイアウトの改版に際しては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 4 号）の間に不整合が生じないよう、文部科学省と連携を行いつつ、確認を徹底する必要があるとされているところ、令和 2 年度中においては、所得連動返還方式に係るデータ標準レイアウトの改版作業は行っていないため、当該確認は生じなかった。</p> <p>○所得連動返還方式に係る周知</p> <p>制度の一層の周知及び制度の適切な実施を目的として、回数、媒体等を工夫し以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 制度周知のための各種媒体の作成・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに奨学金を申し込む者や奨学生として採用された者の目に触れる書類、動画等、各種の広報媒体において、所得連動返還方式の情報を掲載した。 ・機構ホームページに公開している「奨学金貸与・返還シミュレーション」内に、所得連動返還方式に関する案内を追加した。 <p>(2) 奨学金事務担当者への周知徹底</p> <p>奨学金事務担当者向け研修会や奨学業務連絡協議会の資料内容に所得連動返還方式に関する情報を盛り込む等、選択者数の増加に向けた制度の適切な実施に向けて、関係者への情報の提供に努めた。</p>	令和2年度	(参考)令和元年度	40,794件	29,679件	令和2年度	(参考)令和元年度	10,784人	2,306人	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得連動返還方式の返還者の増加に対応し、所得に連動した返還月額の算定を、業者委託を活用し効率的な運用に努め、適切に実施したことは評価できる。 ・各種媒体を通じ高校生や学校関係者等へきめ細やかな周知及び情報提供を行ったことは評価できる。 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
令和2年度	(参考)令和元年度										
40,794件	29,679件										
令和2年度	(参考)令和元年度										
10,784人	2,306人										

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	奨学金事業 (2) 給付奨学金		
業務に関連する政策・施策	政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度行政事業レビュー番号 内閣府 0147

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
(1) 貸与奨学金の総回収率 (年度計画値)	中期目標期間中に 91.4%以上とする。	—	88.90% 以上	89.53% 以上	—	—	—	予算額 (千円)	2,028,125,771	2,267,907,479	—	—	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	89.86%	—	—	—	決算額 (千円)	1,968,338,894	2,045,115,291	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	100.0%	100.4%	—	—	—	経常費用 (千円)	81,146,968	241,432,632	—	—	—
(2) 貸与奨学金の当年度分 (当該年度に返還期日が到来するもの) の回収率 (年度計画値)	中期目標期間中に 97.3%以上とする。	—	97.04% 以上	97.11% 以上	—	—	—	経常利益 (千円)	2,926,805	△1,511,669	—	—	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	—	—	—	行政コスト (千円)	83,453,846	241,432,656	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	—	—	—	従事人員数	266	282	—	—	—
(3) 貸与奨学金の要返還債権数に占める 3 か月以上延滞債権数の割合 (年度計画値)	平成 30 年度実績に対して中期目標期間中に 10%以上改善する。	—	改善率 : 2.0%以上 (割合 : 3.49% 以下)	改善率 : 4.0%以上 (割合 : 3.42%以下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.56%	改善率 : 5.62% (割合 :	改善率 : 19.10% (割合 :	—	—	—	—	—	—	—	—	—

			3.36%)	2.88%)										
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.9%	118.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 貸与奨学金の 要返還債権額に 占める3か月以上 延滞債権額の割 合	中期目標期間中に 3.26%以下とする。	—	3.37%以 下	3.34%以 下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.40%	3.25%	2.75%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.7%	121.5%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	A
	①奨学金の的確な支給【A】 ②適格認定の実施【B】	〈評定〉 A 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したうえ、さらに新型コロナウイルス感染症により家計の急変などの影響を受けた者への支援を拡充するなど、中期計画に定められた以上の業務実績であることからA評定とする。	<評定に至った理由> 中期目標管理法人の活動により、以下の点について中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 ・35、36Pに掲載した「2. 主要な経年データ」に示すとおり、主要な定量的指標はいずれも100%以上を達成したうえ、新型コロナウイルス感染症が蔓延した困難な状況の中で、同感染症により家計が急変した者への支援について、体制の整備を行い早急に実施したことは評価できる。	
			<今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -	

<8> 給付奨学金の的確な実施状況

○令和2年度から開始した新たな給付奨学金

(1) 令和2年度給付奨学生の募集・選考（在学採用）

令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、国等の確認を受けた大学等に在籍する学生を対象に春と秋に募集を行い、下表のとおり採用決定した。審査に際してはマイナンバーを活用して適切に行った。

<令和2年度から開始した新たな給付奨学生の新規採用状況> (単位：人)

	令和2年度	
		うち家計急変
合計	272,179	4,335
大学	198,910	3,725
短期大学	14,280	132
高等専門学校	3,480	39
専修学校（専門課程）	55,009	438
通信教育課程	500	1

(2) 令和2年度給付奨学生の募集・選考（家計急変採用）

令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、国等の確認を受けた大学等に在籍する学生のうち、生計維持者の死亡や事故、病気、失職又は震災等による被災といった予期できない事由で家計が急変した学生を対象に、年間を通じて随時、給付奨学金の募集（家計急変採用）を行い、下表のとおり採用決定した。新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合についても申込みの対象とし、ホームページや学校等を通じて周知を行った。

<給付奨学生（家計急変採用）の新規採用状況> (単位：人)

	令和2年度
採用者数	4,335

(3) 令和3年度給付奨学生採用候補者の募集・選考（予約採用）

高等学校等に「給付奨学金案内」等の資料を送付し、貸与奨学金と併せて、令和3年度に進学を予定している高校3年生等を対象に令和2年度から開始した新たな給付奨学金の募集を行い、下表のとおり採用候補者を決定した。審査に際してはマイナンバーを活用して適切に行った。

<給付奨学生採用候補者の決定状況> (単位：人)

	令和3年度 進学予定者	(参考) 令和2年度 進学予定者
採用候補者数	97,486	97,838

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた弾力的な取扱い【再掲】

<評定> A

<評定根拠>

・令和2年度から開始した新たな給付奨学金について、リーフレット、ホームページ及び学校宛通知等を通じて大学等の学生等及び奨学金事務担当者へ情報提供を行い、大学等と連携を図り、募集・選考を行い、該当者を適切に採用したことは評価できる。

・生計維持者の死亡、病気、失職等により家計が急変した学生を対象とした給付奨学金について、新型コロナウイルス感染症の影響による事由も支援の対象とし、ホームページや学校等を通じて周知を行いつつ、募集・選考を行い、該当者を適切に採用したことは評価できる。

・令和3年度大学等予約採用について、リーフレット、ホームページ及び学校宛通知等を通じて高等学校等の生徒等及び奨学金事務担当者への情報提供を行い、大学等と連携を図り、募集・選考を行い、給付奨学生及び採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。

・経済的に極めて困難な状況にある学生等への支援として平成29年度より実施している給付奨学金制度を適切に実施したことは評価できる。

<今後の課題・指摘事項>

・給付型奨学金については、対象となる学生に対して大学等との連携・協力の下、更なる制度周知の取組を行っていく必要がある。

<その他事項>

・コロナ禍で家計が急変した者の救済措置を速やかに開始したことは評価できる。

・今回 HP 等の活用で迅速な周知・理解につとめたことは今後機構側の事務作業もさらなる ICT化につながる事が期待できる。

休校期間、学事日程の変更等を受け、下記のとおり、各種奨学事務スケジュールの期限を延期するとともに、対面での説明等が困難な状況を踏まえ、学生等への柔軟な対応について、学校に協力を依頼した。

[奨学金申込・推薦手続、書類の提出期限の延期]

- ・予約採用
申込・推薦期限について、第2回までの申込等が困難な場合の対応として、第3回を新たに設定
- ・在学採用
申込・推薦期限について、第2回までの申込等が困難な場合の対応として、第3回を新たに設定
- ・進学届の提出
原則2回（事情により第2回までに提出が困難な場合は第3回まで）としていた進学届提出期限について、第3回までに提出が困難な場合の対応として、第4回（予備）を新たに設定
- ・誓約書の提出
提出期限（採用月ごとに設定）までに誓約書の提出が困難な場合は、各提出期限の翌月の20日までに提出期限を延長

[書類等の取扱いに係る弾力的な対応]

- ・対面での書類等の交付に限らず郵送の対応を追加
- ・面談は、対面によるものに限らず、文書や電子メール等を活用した対応も追加
- ・国際郵便の大幅な遅延や配送等の中止の状況を踏まえ、署名や押印が必要な書類への代筆等を承認

○平成29年度より実施している給付奨学生の採用状況

令和元年度までに採用した平成29年度より実施している給付奨学生について、上級学科や4年制大学等に編入学するために継続した者を、以下のとおり認定した。

〈平成29年度より実施している給付奨学生の編入継続状況〉（単位：人）

	令和2年度	
		うち社会的養護を要する人
合計	54	1
大学	38	1
短期大学	6	0
高等専門学校	0	0
専修学校（専門課程）	10	0

○在籍報告

令和2年度在籍報告（7月及び10月実施）について、奨学生用説明資料を大学等に配付し提

	<p>出指導を依頼した。また、大学等による在籍確認結果報告に係る処理要領を定め、適切な在籍報告の実施について依頼した（令和2年6月及び9月）。</p> <p>○高等学校等及び大学等奨学金事務担当者に対する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から開始した新たな給付奨学金制度における給付奨学金支給中の手続や、令和3年度の給付奨学生の採用、誓約書に関する業務について、大学等の奨学金事務担当者を対象とした研修資料を作成し、周知を図った。なお、新型コロナウイルスの感染症の拡大に鑑み、研修会は開催せず、担当者の理解が図れるよう音声付スライド動画による研修資料も作成し、奨学金事務担当者ホームページに掲載するなど情報提供を行った。 ・各都道府県等が実施する高等学校等の教職員を対象とした説明会等への職員の派遣は行わず、研修資料等の提供により周知を図った。 ・ホームページに、令和2年度から開始した新たな給付奨学金制度に関する募集、選考、通学形態等についてのよくある質問について公開し、内容の更新を図るなど、情報提供の充実に努めた。 ・令和3年度に在学する学生等を対象とした給付奨学金の周知用リーフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、大学等を通じて学生等への周知を依頼した。 ・令和4年度に進学を予定している高校生等を対象とし、給付奨学金の周知用リーフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、高等学校等を通じて全ての令和4年3月卒業予定者に配布し、制度の理解、周知に努めた。 						
<p><9> 給付奨学金における適格認定の実施状況</p>	<p>○給付奨学金における適格認定の実施状況</p> <p>(1) 令和2年度から開始した新たな給付奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格認定（家計）について、奨学生及び生計維持者のマイナンバーを利用して支援区分の見直しを実施し、令和2年10月から1年間の支援区分及び給付月額を決定した（令和2年9月）。 ・令和2年度適格認定（学業）について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適格認定の適切な実施について、学校に通知した（令和2年9月、11月）。 ・「給付奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り等の設問に回答させることにより、給付奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。 ・学校が適切に適格認定を実施できるよう、令和2年度適格認定（学業）における学校報告の開始時期にあわせて、処理方法に係る資料を奨学金事務担当者ホームページに掲載した（令和3年3月）。 ・令和2年度末において、学校報告を踏まえ適格認定（学業）を実施した。 ・2年制以下の課程及び高等専門学校給付奨学生については、適切な実施について学校に通知のうえ、年度末に加えて9月にも適格認定（学業）を実施した。 <p style="text-align: center;"><給付奨学生に係る適格認定処置状況> (単位：件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">区分</th> <th style="background-color: #d9ead3;">令和2年度実績 (256,036件中)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付奨学金廃止（学業成績不振者等） 【返還が必要】</td> <td style="text-align: right;">587 (0.2%)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和2年度実績 (256,036件中)	給付奨学金廃止（学業成績不振者等） 【返還が必要】	587 (0.2%)	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・真に支援を必要とする者に給付を行うという目的を達成するため、適格認定を厳格に実施したことは評価できる。また、適格認定を厳格かつ迅速に行うため、適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に給付を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。 ・奨学生に対して自らの学修状況を振り返る機会を設け、学業の精励を促したことは評価できる。 ・令和元年度適格認定における「警告」の認定者全員について実態調査を行い、不適切な認定のあった学校への適切な対応や防止策の周知を行い、制度の適 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
区分	令和2年度実績 (256,036件中)						
給付奨学金廃止（学業成績不振者等） 【返還が必要】	587 (0.2%)						

給付奨学金廃止（学業成績不振者等） 【返還不要】	4,843 (1.9%)
給付奨学金停止（家計基準が支援対象外等）	24,053 (9.4%)
警告（学修評価が劣る者）	34,766 (13.6%)
合計	64,249 (25.1%)

正な運用に努めたことは評価できる。

(2) 平成 29 年度より実施している給付奨学金

- ・令和 2 年度適格認定について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適格認定の適切な実施について、学校に通知した（令和 2 年 11 月）。
- ・令和元年度以前の採用者について、給付奨学金の申込時に提出された生計維持者のマイナンバーを利用し、経済状況基準による適格認定を実施した。
- ・「給付奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り等の設問に回答させることによって、給付奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。
- ・学校が適切に適格認定を実施できるよう、令和 2 年度適格認定におけるインターネットを通じた学校報告の開始時期にあわせて、処理方法に係る資料を奨学金事務担当者ホームページに掲載した（令和 3 年 3 月）。

<平成29年度より実施している給付奨学生に係る適格認定処置状況> (単位：件)

区分	令和2年度実績	(参考) 令和元年度実績
	(6,151 件中)	(37,608 件中)
給付奨学金廃止（学業成績不振者等） 【返還が必要】	141 (2.3%)	287 (0.8%)
給付奨学金廃止（学業成績不振者等） 【返還不要】	455 (7.4%)	411 (1.1%)
給付奨学金停止（学業成績不振者等）	704 (11.4%)	789 (2.1%)
警告（学修評価が劣る者）	220 (3.6%)	1,460 (3.9%)
合計	1,520 (24.7%)	2,947 (7.8%)

○不適切な適格認定に対する対応状況（平成 29 年度より実施している給付奨学金）

(1) 令和元年度適格認定に係る実態調査の実施

令和元年度適格認定による「警告」について、以下の調査を実施した（令和 2 年 7 月）。

	<p>また、調査結果を取りまとめて奨学金事務担当者ホームページにて公表した（令和 3 年 3 月）。</p> <p>[調査内容]</p> <p>「警告」と認定した全件（610 件 284 校）の中に、本来「廃止」又は「停止」と認定すべき者がいないかを調査し、その結果、11 件 9 校の不適切な認定事例を確認した。</p> <p>(2) 調査結果に基づく対応</p> <p>①改善計画書による確認 不適切な認定のあった学校 9 校に対して改善計画書の提出を求め、「廃止」又は「停止」の者を「警告」と認定した理由及び改善事項等について確認した。</p> <p>②不適切な認定の是正 不適切な認定が確認された 11 件については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」又は「停止」と認定するよう要請し、適切に処理されたことを確認した。</p> <p>③継続的に不適切な認定を行った学校への対応 継続的に不適切な認定を行った学校には、改善計画書の提出に加えて、必要に応じて機構職員による学校に対する訪問調査を実施し、適格認定に係る事務の実施状況を確認することとしているが、令和 2 年度は訪問調査の対象となる学校は生じなかった。</p> <p>(3) 不適切な認定の防止 不適切な認定事例の発生を防止するため、令和 2 年度適格認定において、適格認定期間に成績が確定しない者（卒業延期となるか否か判明しない等）に係る認定処理方法等をまとめ、「適格認定処理要領」に記載した。</p> <p>○不適切な認定への対応（令和 2 年度から開始した新たな給付奨学金及び平成 29 年度より実施している給付奨学金） 学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めるとし、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生への配付物等にその旨を明記した。また、令和 2 年度「奨学事務の手引」や奨学生として採用決定した際に本人に配付する「奨学生のしおり」にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	奨学金事業 (3) 奨学金事業に共通する事項の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビュー番号 0169 内閣府 0147

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(1) 貸与奨学金の総回収率(年度計画値)	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	89.53%以上	—	—	—	予算額(千円)	2,028,125,771	2,267,907,479	—	—	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	89.86%	—	—	—	決算額(千円)	1,968,338,894	2,045,115,291	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.0%	100.4%	—	—	—	経常費用(千円)	81,146,968	241,432,632	—	—	—
(2) 貸与奨学金の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率(年度計画値)	中期目標期間中に97.3%以上とする。	—	97.04%以上	97.11%以上	—	—	—	経常利益(千円)	2,926,805	△1,511,669	—	—	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	97.75%	—	—	—	行政コスト(千円)	83,453,846	241,432,656	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	100.7%	—	—	—	従事人員数	266	282	—	—	—
(3) 貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合(年度計画値)	平成30年度実績に対して中期目標期間中に10%以上改善する。	—	改善率: 2.0%以上 (割合: 3.49%以下)	改善率: 4.0%以上 (割合: 3.42%以下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.56%	改善率:	改善率:	—	—	—	—	—	—	—	—	—

			5.62% (割合： 3.36%)	19.10% (割合： 2.88%)										
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.9%	118.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 貸与奨学金の 要返還債権額に 占める3か月以上 延滞債権額の割 合	中期目標期間中に 3.26%以下とする。	—	3.37%以 下	3.34%以 下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.40%	3.25%	2.75%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を 100%とする。	—	—	103.7%	121.5%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
	① 奨学金制度の周知及び広報の充実【B】 ② 学校との連携強化【B】 ③ 効果検証方策等の検討【B】	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
<10> 奨学金制度の周知及び広報の実施状況	○ホームページの運営 運営に当たっては、ホームページ利用者によるサイト内の検索状況を随時確認し、特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのバナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載し、利用者の利便性を図った。 また、奨学金についての質問に対するチャットボットによるサポートを充実させた。	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・奨学金貸与中の者や返還中の者に対して、返還中の手続について解説した動画の公開等、返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供を実施したことは評価できる。また、災害発生時に、緊急採用・応急採用についてホームページを通じ関係機関に周知を図ったほか、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したことは、適切かつ迅速な情報提供という観点から評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、スカラシップ・アドバイザーの派遣が困難とな	〈今後の課題・指摘事項〉 コールセンターにおける照会への対応による、令和2年度開始の新たな給付奨学金制度の周知については、より質の向上に努める必要がある。	
	○奨学金事業に関する情報提供 インターネット等の活用により奨学金事業に関する情報提供を行った。		〈今後の課題・指摘事項〉 ・コロナ禍でホームページやチャットボットが多く利用されたのは、前の中期計画時に重点的にサイト等の刷新に取り組まれたことが活きていると考えられる。今後も、さまざまなテクノロジーの積極的な導入と活用を期待する。 ・ネット・紙・リアルすべて各種メディア・アプローチを展開している。8月刷新のホームページに期待。	
	(1) 令和2年度以降の制度に関するホームページ等を活用した周知 「高等教育の修学支援新制度」における令和2年度から開始した新たな給付奨学金の制度についてホームページに掲載し、周知を図った。			
	(2) 高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等において資料配付を行った（6県）。			

〈ホームページの運営状況〉 (単位：件)

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
ホームページアクセス件数	94,739,048	82,659,681
チャットボット利用件数	44,790	31,909

(3) 高等学校等の教職員向けの月刊誌「月刊高校教育」へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した（12回）。

○学生・生徒、保護者等の奨学金の利用を希望する者に対する情報提供
スカラシップ・アドバイザー派遣事業やインターネットの活用等により奨学金事業に関する情報提供を行った。

(1) スカラシップ・アドバイザー派遣事業の実施

令和2年度から開始した新たな給付奨学金制度の周知に加え、進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について、生徒や保護者等の理解を促進し、もって高校生等が、進学後の経済的な状況についての不安を払拭するとともに、安心して奨学金を利用するため、必要な知識を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高等学校等に派遣している。

①更新プログラムの実施

e-learning による更新プログラム（研修）を実施し、修了者に認定期間を更新した認定証を交付した（令和2年度更新プログラム修了者 308人）。

②スカラシップ・アドバイザーの派遣

令和元年度に引き続き、全国派遣を行った。

〈スカラシップ・アドバイザーの派遣状況〉 (単位：件)

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
派遣件数	271	807
オンライン版ガイダンス実施件数	724	-

③派遣拡大に向けた取組

- ・高等学校、大学等での実施に加え、社会福祉協議会・児童養護施設等においてもガイダンスを実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン版ガイダンスを開始した（令和2年度実施件数：724件）。奨学金事務担当者宛「事務連絡メールマガジン」や、機構ホームページ、iFAX等を活用し周知を図った。
- ・オンライン版ガイダンスの実施期間中も、新型コロナウイルス感染症の影響が少ない地域では派遣でのガイダンスを継続して実施した。

(2) 高等学校等教員向け冊子の作成及び配付

高等学校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう、修学支援新制度に関する記載を追記した令和2年度版の「進学マネー・ハンドブック」を作成し、大学等予約採用申請書類とともに全国の高等学校等へ配付した。また、社会福祉協議会・児童養護施設等への送付も行った。

(3) 奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進

った中、オンライン版ガイダンスを開始し、継続して情報提供・周知を行ったことは評価できる。

- ・適宜必要な体制を確保しながらコールセンターを運営し、奨学金制度の周知を図ったことは、評価できる。

学生・生徒が進学して奨学金を希望する場合の奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーション機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」を機構ホームページ上で引き続き運用した。

〈奨学金貸与・返還シミュレーション利用状況〉

区分	令和2年度	(参考)令和元年度	前年度比
アクセス件数	7,679,470件	7,104,044件	1.08

(4) コールセンターによる照会への対応

- ・コールセンターにおいて、奨学金の申込希望者、保護者、返還者からの制度概要等の照会に対応することで、奨学金制度の周知を図った。
- ・奨学金の申込希望者や返還者等から多く寄せられる照会を整理し、利便性に即したチャットボットの見直しを行った。
- ・繰上返還や住所変更等スカラネット・パーソナルからの申請を案内することで、返還者の利便性を図った。

○奨学金貸与中及び返還中の者に対する情報提供等

インターネットの活用等により奨学金事業に関する情報提供を行った。

(1) スカラネット・パーソナルによる情報提供等

- ・スカラネット・パーソナルのアプリ化について、実現性や代替可能なツール等の検討を行った。
- ・利便性向上を目的として、スカラネット・パーソナルを活用できる手続がないか検討した。

〈スカラネット・パーソナル利用状況〉

区分	令和2年度	(参考)令和元年度	前年度比
登録数	4,373,964件	3,768,997件	1.16
アクセス件数	193,585,531件	185,549,785件	1.04

(2) 返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供

- ・返還を始めるに当たって、返還の重要性や手続と流れ、返還開始後の手続、救済制度、延滞した場合の措置などについて解説した動画を引き続きホームページに掲載した。
- ・新たに返還を開始する者に対して、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いをわかりやすく説明をしたリーフレットを口座振替加入通知に同封するとともにホームページにも掲載した。

(3) 災害救助法適用に係る情報提供

奨学金の緊急採用・応急採用に関する情報提供

災害救助法が適用された以下の災害に際し、奨学金の緊急採用・応急採用について、ホームページやプレスリリース等による周知とともに、大学等（約4,000校）に推薦依頼の通知を行った。

<災害救助法適用に係る情報>

災害	情報提供を行った日	情報提供先関係機関
令和2年7月3日からの大雨による災害	7月6日	自治体：100件（FAX） 県政記者クラブ：6件（郵送）
令和2年台風第14号に伴う災害	10月12日	自治体：2件（FAX） 県政記者クラブ：1件（郵送）
令和2年12月16日からの大雪による災害	12月18日	自治体：2件（FAX） 県政記者クラブ：1件（郵送）
令和3年1月7日からの大雪による災害	1月6日	自治体：26件（FAX） 県政記者クラブ：4件（郵送）
令和3年福島県沖を震源とする地震による災害	2月15日	自治体：17件（FAX） 県政記者クラブ：1件（郵送）
令和3年栃木県足利市における大規模火災による災害	3月2日	自治体：1件（FAX） 県政記者クラブ：1件（郵送）
令和3年新潟県糸魚川市における地滑りによる災害	3月8日	自治体：1件（FAX） 県政記者クラブ：1件（郵送）

<p><11> 学校との連携状況</p>	<p>○奨学生等に対する指導における学校との連携</p> <p>(1) 高等学校等（大学等予約採用）における指導の充実のための取組 大学等進学前に奨学金を申し込む高校生等に対し、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等において資料配付を行った（6県）。【再掲】 ・高等学校等の教職員向けの月刊誌「月刊高校教育」へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した（12回）。【再掲】 ・全国の高等学校等における進学説明会等へ機構が認定するスカラシップ・アドバイザーを派遣し、奨学金に関する説明や進学のための資金計画の説明を実施した。 <p style="text-align: center;"><スカラシップ・アドバイザー派遣件数></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">令和2年度</td> <td style="background-color: #d9ead3;">(参考)令和元年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">271件</td> <td style="text-align: center;">807件</td> </tr> </table> <p>・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン版ガイダンスを開始した。</p> <p style="text-align: center;"><オンライン版ガイダンス実施件数></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">令和2年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">724件</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン版ガイダンスの実施期間中も、新型コロナウイルス感染症の影響が少ない地域ではアドバイザーの派遣を継続して実施した。 ・高等学校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう「進学マネー・ハンドブック」を大学等予約採用申請書類とともに全国の高等学校等へ配付した。また、社会福祉協議会・児童養護施設等への送付も行った。 <p>(2) 大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組 採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の促進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、大学等における説明会の充実を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用時説明会用の資料を改訂し、奨学金事務担当者ホームページに掲載した。 ・返還説明会用のマニュアルを改訂し、各大学等に配付した。 <p>○奨学金業務に関する研修会の開催</p> <p>(1) 大学等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会の実施 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、研修会は開催せず、研修内容を音声付スライド動画として奨学金事務担当者ホームページに掲載し、奨学生に対する指導を大学等へ依頼した。</p>	令和2年度	(参考)令和元年度	271件	807件	令和2年度	724件	<p>(評定) B</p> <p>(評定根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等が奨学生を対象に実施する採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。 ・研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面での開催を中止せざるを得なくなったが、その代替措置として音声付スライド動画をホームページに掲載することで、奨学金事務担当者へ情報提供及び奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。 ・学校等の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）を更新し、学校等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うための各学校と機構との連携・協力による取組の成果を社会に明らかにし、各学校におけるこれらの取組を支援したことは評価できる。 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>記載内容は全て実践の報告であるが、こうした実践の結果どのような反応があったかを把握することが望ましい。</p>
令和2年度	(参考)令和元年度								
271件	807件								
令和2年度									
724件									

	<p>(2)奨学業務連絡協議会の実施状況 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での開催が困難であったため、奨学金事務担当者ホームページに奨学金業務に関する音声付スライド動画を掲載し、質問を別途受け付ける等、必要な情報を提供した。</p> <p>○返還金回収方策の広報・周知 ・奨学金事務担当者ホームページに奨学業務連絡協議会及び研修会等の資料、音声付スライド動画並びに卒業後の手続方法等を掲載するとともに、事務連絡用メールを活用することにより、奨学金返還の重要性について奨学金事務担当者への周知を図った。 ・各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」を送付し、奨学生に対し返還の意義・重要性等を理解させ、返還に関する手続方法を周知・徹底させるよう依頼したほか、奨学金の返還に関して適直通知することにより、返還について一層の協力を要請した（令和2年9月）。</p> <p>○学校等の貸与及び返還に関する情報の公開に係る取組 学校等が確実に効果的に奨学生に対する指導を行うための取組を支援することを目的として、各学校の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）及び奨学事務における学校での取組の好事例を機構ホームページで公開している。令和2年度は、令和2年7月に内容を更新した。</p>		
<p><12> 効果検証方策等の検討状況</p>	<p>○効果検証方策等の検討状況 奨学金の効果検証については、給付奨学金の在籍報告時に「採用時アンケート（令和2年7月～9月）」及び「終了時アンケート（令和2年10月～11月）」を、給付奨学金及び貸与奨学金の継続願提出時に全奨学生を対象として「継続時アンケート（令和2年12月～令和3年2月）」を実施し、文部科学省及び国立教育政策研究所にて集計・分析を行うため、回答結果を共有した。</p> <p>返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策については、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」、特に優れた業績による返還免除認定通知及び返還完了時に発送する「返還完了通知」へ「寄附金募集のご案内」の掲載を行うなど、寄附金の獲得につなげる取組を令和元年度に引き続き実施するとともに、次年度においても引き続き検討を行うこととした。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 ・令和元年度の検討と準備に基づき、奨学生対象のアンケートを実施し、文部科学省及び国立教育政策研究所に回答結果を共有したことは評価できる。 ・返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について、検討を行ったことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —</p>

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	留学生支援事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 3 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 3-1 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度行政事業レビュー番号 0171 0424 0429

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
(1) 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数 (年度計画値)	182 校以上	—	182 校以上	182 校以上	—	—	—	予算額 (千円)	16,607,835	16,338,383	—	—	—
(実績値)	—	181 校	185 校	186 校	—	—	—	決算額 (千円)	16,436,758	8,684,140	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	101.6%	102.2%	—	—	—	経常費用 (千円)	16,348,653	8,761,001	—	—	—
(2) 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度 (年度計画値)	肯定的評価の割合が 80%以上	—	80%以上	80%以上	—	—	—	経常利益 (千円)	7,039	173,532	—	—	—
東京日本語教育センター (実績値)	—	94.3%	94.7%	91.4%	—	—	—	行政コスト (千円)	17,750,870	9,604,274	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	118.4%	114.3%	—	—	—	従事人員数	116	112	—	—	—
大阪日本語教育センター (実績値)	—	100.0%	97.1%	91.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	121.3%	114.1%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協	126 回以上 (第 4 期中期目標期間合計)	—	26 回以上	26 回以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—

力回数 (計画値)														
(実績値)	—	125回 (第3期中期目標期間合計)	32回	13回	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	123.1%	50%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評価	B
	(1) 外国人留学生に対する支援【B】 (2) 日本人留学生に対する支援【B】	〈評価〉 B 〈評価根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。		<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —	

4. その他参考情報
令和2年度の留学生支援事業決算額は、コロナ禍による留学生の減少により、予算額より減少した。主な減少要因は、留学生交流支援事業費補助金事業において大学等が留学プログラムを実施できなかったこと及び官民協働海外留学支援事業において留学の中止・延期により奨学金支給額等が減となったことによるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	留学生支援事業 (1) 外国人留学生に対する支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 3 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 3-1 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度行政事業レビュー番号 0171 0424 0429

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
(1) 日本留学試験の 渡日前入学許可実施校数 (年度計画値)	182 校以上	—	182 校以上	182 校以上	—	—	—	予算額 (千円)	16,607,835	16,338,383	—	—	—
(実績値)	—	181 校	185 校	186 校	—	—	—	決算額 (千円)	16,436,758	8,684,140	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	101.6%	102.2%	—	—	—	経常費用 (千円)	16,348,653	8,761,001	—	—	—
(2) 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度 (年度計画値)	肯定的評価の割合が 80%以上	—	80%以上	80%以上	—	—	—	経常利益 (千円)	7,039	173,532	—	—	—
東京日本語教育センター (実績値)	—	94.3%	94.7%	91.4%	—	—	—	行政コスト (千円)	17,750,870	9,604,274	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	118.4%	114.3%	—	—	—	従事人員数	116	112	—	—	—
大阪日本語教育センター (実績値)	—	100.0%	97.1%	91.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	121.3%	114.1%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) イベント実施及	126 回以上	—	26 回以上	26 回以	—	—	—	—	—	—	—	—	—

び他機関が実施するイベントへの協力回数 (計画値)	(第4期中期目標 期間合計)			上										
(実績値)	—	125回 (第3期中期目標 期間合計)	32回	13回	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	123.1%	50%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
	①日本留学に関する情報提供等の充実【B】 ②日本留学試験の適切な実施【B】 ③日本語教育センターにおける教育の実施【B】 ④学資金の支給等【A】 ⑤宿舍の支援及び交流促進【B】 ⑥卒業・修了後の支援【B】	〈評価〉 B 〈評価根拠〉 一部計画以上の業務達成が認められるが、全体としておおむね所期の目標を達成したものと評価した。	<評価に至った理由> 一部計画以上の業務達成が認められるが、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -	

<13> 日本留学に関する情報提供等の実施状況

○インターネットによる情報発信

(1) 「日本留学情報サイト」による情報発信

①情報発信の状況

コンテンツの精査と充実を図るため、文部科学省及び外務省との検討会議を実施し、国費外国人留学生（大使館推薦）に関するFAQの作成や新型コロナウイルス感染症に関する情報提供、留学後の就職に関するコンテンツの作成を行った。また、留学生に関する統計及び機構の外国人留学生受入れ事業全体を紹介するコンテンツを構築し、情報発信の更なる充実を図った。

<日本留学情報サイトのアクセス件数> (※)

令和2年度	(参考) 令和元年度
2,767,957件	957,152件

※「日本留学情報サイト」は、機構が運営していた「日本留学ポータルサイト」と外務省が運営していた「日本留学総合情報ガイド」を統合し、平成31年4月1日に公開したサイトであり、コンテンツの統合は令和元年10月に完了した。統合前にあたる平成30年度のアクセス件数は1,982,482件である。

②独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）との連携

- ・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の高度外国人材活躍推進プラットフォーム（※）と共同で、外国人材に向けて日本への留学や就職に関連した情報をまとめたパンフレット「Study and Work in Japanー日本で学ぶ・働く」を作成し、双方のサイトにて案内を掲載した。また、「日本留学情報サイト」にJETROが実施するイベント情報を掲載し、広報の協力を行った。
- ・日本企業への情報提供として、令和元年度に「日本留学情報サイト」に主要56大学に在籍する外国人留学生の在籍状況（国別・専攻分野別の人数等）及び各大学の就職支援に関する取組等を掲載したが、今後さらに充実した情報を日本企業に提供するため、JETROと共に今後収集・発信すべき内容を関係省庁と連携しながら、検討を進めた。

※「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」とは、国際的な人材獲得競争が激化する中、特に、高度外国人材の卵である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向け、外国人留学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、外国人留学生と産業界双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングを図るため、関係省庁間の連携の下、各施策の有機的な連携を図るための仕組みである。

(2) SNSによる情報発信

Facebookを通じて適宜情報提供を行い、日本留学に関する情報発信を行った。

<留学生事業のFacebookファン数>

令和2年度	(参考) 令和元年度	前年度比
14,714件	12,946件	113.7%

(注) Facebookのファン数は、年度末時点の件数を表す。

<評定> B

<評定根拠>

- ・「日本留学情報サイト」において、関係機関との連携の下、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や留学後の就職に関するコンテンツ等を掲載し、情報発信の充実を図ったことは評価できる。また、アクセス件数についても、サイト統合前の平成30年度の件数と比較しても39.6%増となっていることは評価できる。
- ・海外事務所において、関係機関と協力のうえ、各国において実施されるオンラインイベントへの参加に加え、独自のオンラインでの説明会を実施し、情報提供に努めたことは評価できる。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に対応し、日本留学フェア等のイベントをオンラインに切り替えて実施し、日本の大学等に海外における情報提供の機会を提供するとともに、日本留学希望者等に対し、正確な情報を提供したことは評価できる。
- ・日本留学海外拠点連

<今後の課題・指摘事項>

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、オンラインを活用した、情報提供の充実について進捗が見られた。新型コロナウイルス感染症の拡大により、受入留学生数の減少が予想されるため、コロナ収束後を見据え、留学希望者を増やす観点等を考慮して、情報発信を行う必要がある。

<その他事項>

- ・コロナ禍の影響下でも、可能な限りオンラインで日本留学に関する情報発信や説明会のイベント開催を行えたことは評価できる。全世界を対象としてオンライン実施した結果、従来の対面での留学フェアと比較して参加者数の増減はどうだったのか、また参加者の国や地域に変化があったのか等のデータの分析を進め、今後の開催形態の一層の改善が望まれる。
- ・留学オンラインフェアの参加者と説明会開催予定箇所の居住者の関係がどうなっているかを調査し、今後の留学開拓の対象を検討することが重要である。

○海外事務所における情報発信

マレーシア、タイ、インドネシア、韓国、ベトナムに設置している海外事務所において、各事務所独自のオンライン説明会を実施した。また、ホームページ、Facebook 等により日本留学に関する情報発信を行うとともに、電話や E-mail 等による留学相談を行った。

さらに、各国において行われているオンラインイベント等に参加し、情報提供及び留学相談を行った。

〈海外事務所ホームページアクセス件数等〉

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度	前年度比
ホームページ アクセス件数	356,307 件	382,334 件	93.2%
Facebookファン数 (注1)	83,641 件	82,193 件	101.8%
事務所相談件数 (注2)	7,732 件	10,531 件	73.4%
現地説明会 情報提供件数 (注3)	26,164 件	34,544 件	75.7%

(注1) Facebook のファン数については、年度末時点の件数を表す。

(注2) 各事務所における電話や E-mail 等での個別相談件数を表す。

(注3) 各事務所が主催又は外部機関が主催する説明会での参加者等を表す。

○出版物等による情報提供

「STUDY IN JAPAN-基本ガイド-」(日本留学案内)等の日本留学の情報提供・広報を目的とした出版物を作成し、日本留学情報サイトに掲載するとともに、関係機関等にも提供し、日本留学情報の普及に努めた。

また、日本留学プロモーションの強化のため、平成30年度に作成した日本留学プロモーションビデオ(英語)を多言語化した(12言語追加)。

〈出版物の作成状況等〉

出版物名	内容		作成部数 (合計)
STUDY IN JAPAN-基本ガイド-	日本留学案内	8言語	16,700部
日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨学金案内	2言語	4,500部

○日本留学フェア等の実施及び関係機関が実施する説明会等への参加状況

海外9か国・地域17都市において、日本留学フェアの実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により全て中止となった。そのため、オンラインでの開催に変更し、全世界を対象とした日本留学オンラインフェアを実施した。

携推進事業に採択された日本本部(日本留学海外拠点連携推進本部)が、採択大学と緊密に連携し、日本留学に関する各種情報を積極的に提供したのは評価できる。また、政府関係機関と構築した連携体制をもとに、様々な取組を行ったことは評価できる。

また、日本語教育機関等で進学を目的として学ぶ外国人学生等を対象とした進学説明会についても、国内2都市において実施を予定していたが、オンラインに切り替えて実施した。

(1) 機構が主催するイベントの実施状況

名称	日程	参加機関数	ライブセッション訪問者数(注)
日本留学オンラインフェア	11月29日・12月6日 12月12日・12月13日	61	7,133人
外国人学生のためのオンライン進学説明会	11月21日・11月22日 11月28日	60	1,402人

(注) 参加機関毎のライブセッションページに訪問したユーザー数の合計。

(2) 関係機関が主催するイベント等への参加

日本留学プロモーションの一環として、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)等の関係機関が主催するイベントへ計7回(いずれもオンライン開催)参加し、日本留学に関する情報提供を行った。

○ 大学等で留学生交流に携わる関係者を対象とする情報提供

(1) 大学等の留学生交流担当者養成プログラムの実施

留学生受入れ体制の整備・充実及び優秀な留学生の獲得を推進することを目的として、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育施設及び関係団体で留学生交流業務に携わる教職員に対する以下のプログラムをオンラインで実施した。

<留学生交流担当者養成プログラムの実施状況>

日程	テーマ	参加者数
3月29日	①外国人留学生の安全確保 ②感染症流行下を考慮した災害への備え	98人

(2) ウェブマガジンの発行

留学生交流に携わる関係者向けに関連情報を掲載するウェブマガジン「留学交流」を発行した(毎月10日発行、計12回)。

○ 日本留学海外拠点連携推進事業(※) 日本本部の活動状況

- ・採択された各大学が実施する日本留学オンラインフェアに参加し、日本留学に関する説明や、日本留学についての個別相談等の活動を実施した。また、各採択大学と連携し、現地拠点事務所からの要望を踏まえ、日本留学に関する情報を共有するとともに、日本留学フェア開催時や各拠点事務所での活動の際に、現地で幅広く活用できるように、日本留学紹介用データ資料等、各種電子媒体を提供した。さらに、日本国内においては、関連する国内機関の主催するオンライン説明会(ウェビナー)へ参加し、国内大学・機関に向けて事業の広報に努めた。
- ・独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)が運営する「高度外国人材活躍推進ポータル」との連携を

推進するための取組として、採択大学間の連携強化のために「国内連絡会議（オンライン）」や「オンライン勉強会」を主催し、JETROの担当者を招き、「高度外国人材活躍推進ポータル」の活用について意見交換を行うなど、協力体制を構築した。また、併せてオンラインで開催した「日本留学海外拠点連携推進事業 Webinar2021」においても、JETROの担当者に、高度外国人材採用に係る中堅中小企業及び外国人材留学生の支援事例に係る講演を依頼し、国内の関連機関に紹介するなど、連携した取組を行った。

※文部科学省が戦略的な留学生受け入れを行う大学を選考・採択し、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受け入れ戦略」（平成25年12月18日）において設定された重点地域に留学コーディネーターを配置し、日本留学のプラットフォームの構築、現地の情報収集の強化、日本留学の魅力の伝達等を行ってきた留学コーディネーター配置事業を拡充・発展し、平成30年度から行っているもの。

採択大学（海外拠点地域）は、東京大学（南西アジア地域）、岡山大学（ASEAN地域）、筑波大学（南米地域）、北海道大学（サブサハラ地域）、北海道大学・筑波大学・新潟大学（ロシア連邦・CIS地域）、九州大学（中東・北アフリカ地域）の6大学である。

<日本留学海外拠点連携推進事業日本本部におけるイベントへの協力>

国・採択機関	日程	イベント名	参加者数
ロシア 北海道大学	11月5日 11月6日	オンライン 日本留学フェア	422人
南米（ブラジル） 筑波大学	11月12日	第1回南米オンライン 日本留学フェア	800人
南米（スペイン語圏） 筑波大学	11月19日		1,200人
カザフスタン・ キルギス共和国 筑波 大学	11月21日 11月23日	カザフスタン・キルギス 共和国合同オンライン日 本留学フェア	1,526人
日本 JASSO	11月24日	全国キャリア教育・ 就職ガイダンス	1,033人（ライブ 配信申込数）
南米（ブラジル） 筑波大学	3月9日 3月10日	第2回南米オンライン 日本留学フェア	3,500人（合計）
南米（スペイン語圏） 筑波大学	3月11日 3月12日		

<p><14> 日本留学試験の実施状況</p>	<p>○令和2年度第1回試験（令和2年6月21日）の中止</p> <p>(1) 中止の決定</p> <p>国内外ともに出願受付は実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国内については29会場中16会場が貸出を中止されたことにより試験会場の確保が困難になった。また、国外については18都市中16都市の実施協力機関から実施不可能との連絡を受けた。そのため、試験を中止した際の影響と必要な対応を試験利用校に確認し、文部科学省と協議の上、感染拡大のリスクに配慮し試験の実施を中止した。</p> <p>(2) 中止に伴う対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募者と国内の日本語教育機関に対して令和2年5月12日に中止の旨を連絡するとともに、受験料の返金を申請した応募者（33,822人）には受験料を全額返金した。また、既に大学等に出願している応募者（34,408人）に対しては、救済措置として出願証明書を発行した。 ・試験利用校に対しては、日本留学試験の他の回の成績や学校独自の試験等での入学選考を依頼する（出願者への配慮依頼）文書を令和2年5月12日に通知するとともに、令和2年5月13日に文部科学省記者クラブで試験実施中止のプレスリリースを行った。 ・試験中止の影響を把握するため試験利用校856校（当時）に調査を行い、「第1回試験のみ利用」と回答があった4校に対し、配慮を検討するよう依頼した。 <p>○令和2年度第2回試験（令和2年11月8日）の実施</p> <p>(1) 適正な試験問題作成及び点検の実施</p> <p>得点の等化・標準化については、試験終了後、得点等化・標準化処理を行い、受験者への結果通知及び大学等からの成績照会に対応した。また、海外における時差等を考慮し、複数の試験問題の作成及び点検を行った上で試験を実施した。</p> <p>(2) 受験上の配慮など実施体制における質の向上</p> <p>聴覚障害及び肢体不自由の出願者に対しては、補聴器やヘッドホンの使用、別室受験、座席位置配慮、注意事項の文字での伝達、車椅子使用など、必要とされる受験上の配慮を行い、試験を実施した（対象者：国内5人、国外4人）。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>① 日本留学試験実施における新型コロナウイルス感染症対策の策定</p> <p>文部科学省の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」に基づいた「日本留学試験実施における新型コロナウイルス感染症対策」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る日本留学試験実施計画書」を策定した。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症対策による試験実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験者入構時の検温、消毒の徹底等、新型コロナウイルス感染症対策を講じて令和2年度第2回試験を実施した。 ・試験会場に関しては、受験者の座席間隔を平時より空け、試験室に配置する受験者数を平時より減らした。これにより、国内については、例年の約2倍の45会場で試験を実施した（令和元年度第2回：23会場）。 <p>国外については、各国・地域の新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等に基づき、各国・</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響で、第1回試験は国内外ともに中止したが、第2回試験は、マニラ（フィリピン）及びロンボ（スリランカ）を除き、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、円滑に実施したことは評価できる。また、国内において、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、追試験を実施したことは評価できる。 ・令和元年度の大坂会場における事故の反省を踏まえ、検証委員会の「再発防止策の提言」を踏まえた業務の見直し等、改善を行ったうえで、円滑に試験を実施したことは評価できる。 ・第1回試験の中止に伴い応募者に受験料を返金し、第2回試験では新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施したため、試験会場が増加するなど経費が増えたため、最終的に収支状況は悪化したが、受験料の改定や経費の削減など、収支改善に努めたこと 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>今後も新型コロナウイルス感染症の影響により、従来どおりの試験方法では対応できない可能性があるため、試験のコンピュータ化などにより、学生が確実に受験できる方法に取り組むこと。</p> <p><その他事項></p> <p>試験のコンピュータ試験化は早急に取り組まなければならない重要な課題だと思われる。公正性を保ちつつコンピュータ化する方策の実現が望まれる。</p>
-------------------------------	---	--	--

	<p>地域の状況に応じた会場数を設定し試験を実施した。</p> <p>③追試験の実施 新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがあり、令和2年11月8日の本試験を受験できなかった者及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響で日本への入国制限等により本試験を受験できなかった者を対象に、令和2年11月24日に東京と大阪において追試験を実施した。1,030人の応募があり930人が受験した。 追試験受験者の成績は、本試験と同じ令和2年12月24日に通知した。</p> <p>(4)フィリピン及びスリランカにおける令和2年度第2回試験の中止 マニラ(フィリピン)及びコロンボ(スリランカ)は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、第1回に引き続き試験を中止した。コロンボは、既に出願受付を行っていたため、応募者に受験料を返金した。試験利用校にはこの2都市中止の旨を通知した。</p> <p>○試験実施体制等の改善・強化、業務見直し 令和元年度第2回試験における大阪会場での事故を受け、同事故に関する検証委員会の「再発防止策の提言」を受け、業務の見直しを次のとおり行った。</p> <p>(1)実施体制の整備 不測の事態が生じた場合の「試験当日の緊急連絡網」を見直し、担当理事が中心となり、実施総本部長(理事長)とも協議の上、速やかに対応できる体制を構築した。</p> <p>(2)業務実施に関する見直し ・試験問題冊子・解答用紙及び試験当日に使用する資材を準備するための基本となる試験会場・試験室データについて、「作成手順書」を新規に作成するとともに、体系的なチェック体制の構築及び確認体制の強化を行い、ミスの防止に努めた。 ・試験問題の印刷・梱包業者とともに、試験会場ごとに用意する梱包物の内容一覧を参考に、箱数、試験問題部数、日本語科目聴解CDの有無、枚数の確認を徹底した。</p> <p>(3)事故発生の対処手順の明確化 試験監督等が使用する「試験実施マニュアル」に、試験当日に災害やトラブルにより試験が当日朝に中止になった場合の初動対応について加筆した。</p> <p>(4)機構としての日本留学試験に対する取組の強化 適確な執行管理及びガバナンスの構築のため、定期的に担当管理職から担当理事への進捗状況の報告を徹底するとともに、適宜、一部の担当職員に面談を行い、より詳細な作業の進捗についても確認した。また、担当理事及び管理職の間で2週間に1度打合せを行うことにより、執行管理の更なる徹底をするとともに、人員増による体制の強化を図った。</p> <p>○収支の把握 (1)受験料の改定 令和2年度受験料について、日本国内分を消費税の増税に伴い改定した。</p>	<p>は評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本留学試験のコンピュータ試験化について検討を開始したことは評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、オンラインでのイベント参加となったが、進学説明会等で日本留学試験の情報提供に努めたことは評価できる。 	
--	---	--	--

<日本留学試験受験料の改定状況>

年度	改定内容
令和2年度	日本国内（一科目のみ 7,560 円→7,700 円、 二科目以上 14,040 円→14,300 円）

(2) 収支の状況

令和2年度第1回試験の中止に伴い、応募者に対し受験料を全額返金したため、令和2年度第1回試験については収入がなくなったうえ、試験会場のキャンセル料及び受験料返金に係る経費などの支出が発生しており、大幅な収支悪化が予想された。そのため、成績通知に係る郵便経費の削減など経費の縮減を図ったが、第2回試験実施における新型コロナウイルス感染症対策により、試験会場が大幅に増加したことに加え、追試験実施したことにより、実施経費の支出がさらに増えたことで、最終的に収支状況は悪化した。

<日本留学試験に係る事業収支の状況>

(単位：千円)

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
収入	361,060	746,149
支出	604,381	716,762

○日本留学試験の今後の在り方についての検討

(1) 日本留学試験のコンピュータ試験化の検討

日本留学試験のコンピュータ試験化の検討について、令和3年度予算要求を行い、コンピュータ試験化に伴う出題等のシステムを開発中の独立行政法人大学入試センターと令和3年1月から打合せ、情報交換を開始し、コンピュータ試験化に伴う出題方法等について、担当研究者のレクチャーを受けた。

(2) 日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキング・グループ

令和元年度第2回試験大阪会場での事故の検証を踏まえた試験実施体制全体の改善や強化が喫緊の課題であったことから、令和2年度に休止した「日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキング・グループ」については、課題とされている試験の利用促進、海外実施の拡充に関する検討とコンピュータ試験化の検討を併せた形で引き続き検討するため、令和3年度には「日本留学試験コンピュータ試験化検討ワーキング・グループ（仮称）」として改組する予定である。

○試験の利用促進の取組

(1) 情報提供の取組

・日本語教育機関等への広報や大学等への日本留学試験の利用促進のための取組として、国外においては、引き続き海外事務所及び実施協力機関による広報を実施した。また、機構のホームページ

	<p>や Facebook で日本留学試験の最新情報を適時に発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人学生のためのオンライン進学説明会において、日本留学試験の概要を説明した（令和 2 年 11 月 21 日、11 月 22 日、11 月 28 日）。 ・日本留学オンラインフェアにおいて、日本留学試験の概要を英語で説明した（令和 2 年 11 月 29 日、12 月 6 日、12 月 12 日、12 月 13 日）。 ・岡山大学が実施したオンライン日本留学フェア（ミャンマー）において、国外実施協力機関であるミャンマー元日本留学生協会が日本留学試験の概要を説明した（令和 3 年 1 月 31 日～2 月 13 日）。 <p>(2) 利便性向上の取組</p> <p>試験利用者（応募者、受験者、利用校等）の利便性を向上させ、試験利用の拡大を図ること等を目的に開発した「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」について、令和 2 年度第 2 回試験及び令和 3 年度第 1 回試験の国内における出願において、オンライン申請による受付を実施した。</p> <p>なお、令和 3 年度試験からは、国内において郵便出願を廃止し、すべてオンライン申請とした。</p> <p>また、国外の受験者も結果通知日に試験の成績を閲覧できるようシステムを改修した。</p>		
<p><15> 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数</p> <p>S: 校数が A 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A: 219 校以上</p> <p>B: 182 校以上</p> <p>218 校未満</p> <p>C: 146 校以上</p> <p>182 校未満</p> <p>D: 146 校未満</p>	<p>○試験の利用促進のための取組</p> <p>以下の取組により、大学等に対し、日本留学試験の利用及び日本留学試験を利用した渡日前入学許可（※）の実施を促した。</p> <p>令和 2 年度末時点で、日本留学試験利用校は 876 校（令和元年度 856 校から 25 校が新規利用開始、5 校が利用中止）、うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校は 186 校（令和元年度 185 校）であった。</p> <p>※渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のために出願者を渡日させることなく可否を判定し、入学を許可するもの。</p> <p>(1) 「日本留学試験（EJU）利用のご案内」の改訂・配布</p> <p>試験利用の促進に資するため、記載内容をより見やすくするための改訂を行うとともに、留学生受入れ促進プログラム予約制度（日本留学試験関連）の変更等最新の情報も反映し、大学等関係機関に送付することで周知を図った。</p> <p>(2) 大学院における利用の促進</p> <p>大学等に対する令和 3 年度の試験実施通知の際に、大学院入試への活用に関する案内文書を大学院の入試担当部局に直接送付して検討を促すことにより、試験の利用促進を図った。</p> <p>(3) 大学における利用の促進</p> <p>日本留学試験の兵庫地域ブロック会議（令和 2 年 12 月 21 日）及び全国ブロック会議（令和 3 年 3 月 24 日）において、試験を利用した渡日前入学許可の促進を図った。</p> <p>(4) 専門学校における利用の促進</p> <p>令和 3 年度の試験実施通知の際に、全国専門学校各種学校総連合会に加盟している外国人留学生の受入れが可能な専門学校に対し、実施通知を送付し、試験の利用促進を図った。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、参加を予定していたイベントや会議が多数中止となったが、郵送やブロック会議等の機会を利用し、周知に努めたことにより、日本留学試験利用校は 20 校、渡日前入学許可実施校は 1 校、増加となったことは、評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>

	〈渡日前入学許可実施校数〉			
	令和2年度	(参考)令和元年度		
	186校	185校		
<p><16> 日本語教育センターの卒業者の進路や日本語レベルの状況</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>臨時休業期間(令和2年4月～5月)は国内及び渡日前の学生を対象に遠隔授業を実施し、必要な教材作り等を授業と並行しながら進めた。6月以降登校再開後は国内の学生には対面授業を、渡日前の学生には渡日後の待機期間終了まで遠隔授業を実施した。</p> <p>また、対面授業開始後は、臨時休業及び渡日の遅れによる授業時間不足を補うため、土曜日や夏期・冬期休業日、通常の授業時間後の時間を活用して補講を実施した。</p> <p>○カリキュラムの改善等</p> <p>東京・大阪両日本語教育センターの教職員が連携してカリキュラムの改善について検討を行い、学習内容及び学習目標をより分かりやすく示した「日本語教育センター(JLEC)日本語スタンダード」(平成27年度作成)を令和3年3月に改訂し、名称を「日本語教育センター日本語到達目標」に改め、ホームページで公開した(令和3年5月)。</p> <p>○教材の開発等</p> <p>令和元年度に引き続き、以下の教材開発等に取り組んだ。</p> <p>(1)日本語教材の開発・改訂</p> <p>①日本語教育センター上級教科書</p> <p>日本語上級者用の教材の開発を継続した。</p> <p>掲載する素材の検討と、その著作権処理を行い、印刷を行った。試用版として令和3年度に学内での使用を予定している。</p> <p>②『進学する人のための日本語初級』</p> <p>内容が古くなった部分を更新するため改訂を進めた。</p> <p>(2)基礎科目(※)教材の開発・改訂</p> <p>学部進学希望者のための教材を以下のとおり作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合科目教材『進学する留学生のための世界史〈20世紀〉』(試用版) ・『進学する留学生のための地理』(試用版) <p>また、以下については改訂を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『進学する人のための数学 用語・公式集』 <p>※基礎科目:数学、物理、化学、生物、地理歴史・公民、英語、情報</p> <p>○遠隔授業のための教材等の作成</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対する対応策として、遠隔授業に必要な内部教材を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初級・中級漢字・文法導入スライド ・初級文型導入ビデオ ・敬語導入ビデオ 	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響で学生が渡日できなかったことから、遠隔授業による対応を行い、遠隔授業に必要な教材作り等を授業と並行しながら進めたことは評価できる。 ・また、渡日が半年程度遅れることとなった学生に対しては、授業の遅れを取り戻すべく、補講を行うなど、状況に応じて必要な教育を行ったことは評価できる。 ・遠隔授業用の教材開発に加え、日本語及び基礎科目の教材開発を行ったことは評価できる。 ・例年と異なり、外出や活動の制限がある中、対面授業は例年の半分程度の期間で例年と同じ内容を実施することとなったが、そのような状況において、入学者の日本語伸長率が3.23ポイントと、全体として3段階以上レベルが上がったことは評価できる。 ・研究協議会は新型コ 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

- ・初級漢字・語彙・文法クイズ
- ・使用教材（教科書・練習帳・宿題帳等）のパワーポイント化・PDF化
- ・初級漢字フラッシュカード
- ・導入用の絵カードのパワーポイント化
- ・初級漢字リスト語彙練習シート（英語版）
- ・オンラインプレースメントテスト（日本語・数学）
- ・オンライン JLPT 形式模擬テスト

○日本語レベルの伸長率

入学時と卒業時の日本語レベルの伸長率を以下により測定した。

- ・日本語教育センター作成の「日本語教育センター（JLEC）日本語スタンダード」に基づき、日本語レベルを6段階（Z（初心者）、A（初級前半）、B（初級後半）、C（中級前半）、D（中級後半）、E（上級））でランク付けし、1段階伸長する毎に1ポイント（5段階上がった場合は5ポイント）として伸長率を測定した。
- ・入学時の日本語レベルは、入学時のプレースメントテスト又は入学時のクラスレベル、卒業時の日本語レベルは、卒業時の試験の結果で判断した。
- ・令和2年度の卒業者について伸長率の測定を行ったところ、令和2年度卒業者の全体平均は、3.23ポイントとなった。

〈日本語レベルの伸長率〉

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
東京日本語教育センター平均	3.26ポイント	3.97ポイント
大阪日本語教育センター平均	3.18ポイント	3.42ポイント
全体平均	3.23ポイント	3.74ポイント

令和元年度よりもポイントが減少しているのは、渡日時期の大幅な遅れにより、対面授業が通常の半分程度となったことが影響している可能性がある。渡日前には遠隔授業を実施し、渡日後は補講を行うことで授業時間の確保を図ったが、授業以外の時間も含め学んだものを習得するまでの機会が令和元年度より少なかったものと考えられる。

○研究協議会の開催

日本語予備教育の質の向上を図るために、進学先の教育機関の留学生担当者と日本語教育機関の関係者が緊密に情報交換や意見交換を行うことを目的とする研究協議会を開催した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンラインで開催した。なお、東京・大阪両日本語教育センターの連携強化による、効果的・効率的な事業実施の推進により、共同で開催した。オンラインでの開催により、日本国内のみならず、海外（米国、中国、タイ、ベトナム、マレーシア）から多くの新規参加者（38.5%）を得ることができた。

[実施概要]

- ・実施方法：オンライン開催
- ・日程：令和3年1月30日

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインで開催し、新たな参加者を得る等の結果を得た。また、例年行う教材の相互連携開発に加え、新型コロナウイルス感染症対応に関係する情報の共有、研究協議会の共同開催、研修の共同実施を行ったことは評価できる。

・新型コロナウイルス感染症の影響下においてもこれまでと同様の高い進学率を保つことができたことは評価できる。

- ・テーマ：「留学生のための基礎科目教育を考える～日本と諸外国の学習項目を比較する～」
- ・参加者数：231人（131機関）
- ・満足度：87.0%

終了後のアンケートでは、内容に関しては、「留学生が数学でどんな点で躓くのか、具体的な例を知ることができた」、「日本語教師として、どのようなことが求められるのかを考える機会が得られた」、「国別の教育内容の差を初めて論理的なデータで知ることができた」などの感想があった。また、オンライン開催に関しても、「web開催で参加しやすかった。webでまたやっていただきたい」「ウェビナーだったため、海外から参加できた」「今までこのような会は距離的な問題で断念することも多かったので、今後もオンライン開催があるとうれしい」などの感想を得た。一方で、令和元年度の満足度（東京95.8%・大阪98.7%）に比べ下がっている点については、アンケートの回答から、講演が中心となり参加者が講演者とコミュニケーションを取る機会が少なかったことや基礎科目の理系分野に関する内容が中心であったため、他の分野（地歴公民等）を期待していた参加者には満足度が低かったことが原因と思われる。

○外国人の現職日本語教員研修

- ・海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人現職日本語教員の研修を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京日本語教育センターではスリランカとベトナム、大阪日本語教育センターではベトナムとミャンマーの教員（各1人、計4人）に対し、オンラインによりそれぞれ研修を実施した。
- ・研修内容は、日本語教授法、日本語評価法、日本語教育事情、教材開発に関する講座、直接法による日本語教育実習、日本語誤用例研究、異文化理解、国の日本語教育事情に関する発表や意見交換等であった。
- ・教員の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、教員の所属機関における日本語教育を支援した。

(1) 東京日本語教育センター

日程：令和2年11月20日～令和3年2月22日（12日間、計12時間）

(2) 大阪日本語教育センター

日程：令和3年2月18日～令和3年2月22日（3日間、計9時間）

○教育実習生の受け入れ

大阪日本語教育センターにて、大阪大学から4人の教育実習生を受け入れた。

- ・日程：令和2年11月11日～17日

○日本語教員の海外派遣等

- ・文部科学省からの要請により、中国赴日本国留学生予備教育へ日本語教師3人を派遣する予定（令和2年3月22日～令和2年7月19日）であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中国への渡航が困難となり、同期間に代替として実施された東京外国語大学を拠点とするオンラインによる遠隔授業の実施に協力した。
- ・文部科学省より海外の予備教育機関（マレーシア）へ派遣される基礎教科教員8人の新規派遣教員研

	<p>修に協力した（令和2年12月）。</p> <p>○「日本語教育センター紀要」の発行（年刊） 日本語教育センターの教育活動の成果を普及・共有することを目的として、教員による授業報告、教材作成報告のほか研究論文をまとめた「日本語教育センター紀要 第16号」を刊行し、高等教育機関及び日本語教育機関等に配付した（令和2年9月）。</p> <p>○東京・大阪両日本語教育センターの連携による効果的・効率的な事業の実施 効果的・効率的な事業の実施を推進するため、以下の取組を行った。</p> <p>(1)事務の連携 新型コロナウイルス感染症の拡大の下、海外からの新規入国の制限措置、ビザ取得のための特別な申請方法、新型コロナウイルス感染症により経済状況に影響を受けた学生に対する助成金の募集等、東京・大阪両日本語教育センターで得た情報を照合・共有した。また、学校としての感染防止対応策等の東京・大阪両日本語教育センターで同じ対応をする事項については取りまとめてルールを制定する等、事務の連携を行った。</p> <p>(2)学生募集活動及び留学に関する情報提供 アラブ首長国連邦での留学フェア及び機構主催の日本留学オンラインフェアに東京・大阪両日本語教育センターの共同で参加し、学生募集及び留学情報の提供を連携して行った。</p> <p>(3)教材の相互連携開発 東京・大阪両日本語教育センターで連携し、上級教科書の開発を進めた。</p> <p>(4)研究協議会の開催 オンラインにより東京・大阪両日本語教育センター共同で開催した。</p> <p>(5)研修の実施 新型コロナウイルス感染症の影響により、急遽始めることとなった遠隔授業について、実践に即した活用や応用について学ぶための研修を、東京・大阪両日本語教育センターが共同で企画し、教職員がオンラインで受講した。</p> <p>○国際交流活動への参加等 外国人留学生と日本人の双方が互いの国への理解を深めることにより、友好的な関係を築くとともに、将来、日本と自国との懸け橋になる人材を育成することを目的とし、以下のとおり交流活動を行った。</p> <p>(1)国際交流活動への参加状況 日本語教育センターの在校生が、地域の小学校・中学校・高等学校が実施する国際理解教育授業に参加した。また、大学生や社会人と国際交流等の活動を実施した。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、直接の国際交流活動はできなかったが、日本語教育センターの在校生が母国・地域の紹介ビデオを近隣の小学校に提供し、またそれに対して同校の生徒が自分たちで作った作品を提供する等、コロナ禍でも可能な方法を探りながら交流を行った。</p>		
--	---	--	--

①東京

- ・実施校数：2校
- ・実施回数：5回
- ・参加者数：延べ150人

②大阪

- ・実施校数：3校（2校対面、1校オンライン）
- ・実施回数：3回
- ・参加者数：延べ22人

(2) 地域交流活動等への参加状況

日本語教育センター在校生が地域との交流活動等に参加した。

- ・東京：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しなかった。
- ・大阪：7件（延べ49人）

○留学生の受入れに係る取組

- ・外国政府派遣等留学生の積極的な受入れを図るため、東京・大阪両日本語教育センターが連携し、アラブ首長国連邦大使館と政府派遣留学生の受入れについて協議した。
- ・東京日本語教育センターにおいては、日本台湾交流協会が現地で選考を行い日本へ派遣する優秀な学生を継続して受け入れており、令和2年度は12人の留学生を受け入れた。
- ・大阪日本語教育センターにおいては、公益信託井内留学生奨学基金の助成を受けたミャンマーからの留学生を継続して受け入れており、令和2年度は6人の留学生を受け入れた。
- ・中東諸国からの留学生を獲得するため、東京・大阪両日本語教育センターで、アラブ首長国連邦アブダビ首長国でオンライン開催された「国際教育展（Najah Fair）2020」に参加し、日本留学全般の広報、留学相談及び東京・大阪両日本語教育センターの広報・学生募集を行った。
- ・機構主催の日本留学オンラインフェアに東京・大阪両日本語教育センター共同で参加し、学生募集及び留学情報の提供を連携して行った。

○国費留学生・政府派遣等留学生・私費別留学生受入数

令和元年度と比較し、全体の受入数は108人減となった。これは新型コロナウイルス感染症拡大による私費留学生の減（108人）のためである。

国費留学生については、東京日本語教育センターは13人増、大阪日本語教育センターは3人減となり、全体では10人増となった。

国費留学生のうちの東京の69人（高等専門学校留学生）及び大阪の37人（専修学校留学生）は、当初は現地で遠隔授業を受講、入国制限が解除された後に渡日し、対面授業を受講した。

東京日本語教育センターにおいては、大学で準備教育を行う研究留学生（大学推薦による研究留学生）について、大学からの依頼により3人受け入れるなど、積極的に受け入れを行った。

政府派遣等留学生及び私費留学生についても、当初は現地で遠隔授業を受講、入国制限が解除された後に渡日し、対面授業を受講した。

〈留学生受入状況〉 (単位：人)

区分	令和2年度			(参考)令和元年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
受入数(計)	145	85	230	189	149	338
国費留学生	83	39	122	70	42	112
	—	—	(53.0%)	—	—	(33.1%)
政府派遣等留学生	26	13	39	28	21	49
	—	—	(17.0%)	—	—	(14.5%)
私費留学生	36	33	69	91	86	177
	—	—	(30.0%)	—	—	(52.4%)

〈課程別受入状況〉 (単位：人)

区分	令和2年度				(参考)令和元年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入数(計)	145	85	230	—	189	149	338	—
大学院等進学希望者	26	12	38	16.5%	56	36	92	27.2%
大学等進学希望者	119	73	192	83.5%	133	113	246	72.8%
(内数) 準備教育の対象となる学生	23	2	25	10.9%	14	10	24	7.1%

(注)「割合」は、「受入数」に占める区分ごとの割合である。

〈非漢字圏からの学生数〉 (単位：人)

区分	令和2年度				(参考)令和元年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入数(計)	145	85	230	—	189	149	338	—
非漢字圏からの学生	115	62	177	77.0%	132	99	231	68.3%

○卒業者の進学率の状況

令和2年度は、日本の大学等への進学を希望し日本語学校で学ぶ留学生の多くが新型コロナウイルス感染症の影響を受けた1年となったが、きめ細かな個別の進学指導を行った結果、東京・大阪両日本語教育センターでは、これまでと同様の高い進学率を保つことができた。

〈卒業者の進学率〉 (単位：人)

区分	令和2年度			(参考)令和元年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
進学希望者数(A)	149	72	221	189	120	309
進学者数(B)	145	71	216	185	117	302
進学率(B/A)	97.3%	98.6%	97.7%	97.9%	97.5%	97.7%

○卒業者の進学先について

- ・卒業者の進学先については、東京日本語教育センターでは、大学院 24 人、大学 49 人、高等専門学校 69 人、専修学校（専門課程）3 人（計 145 人）
- ・大阪日本語教育センターでは、大学院2人、大学23人、専修学校（専門課程）46人（計71人）

〈卒業者の進学状況〉 (単位：人)

進学先	令和2年度		(参考)令和元年度	
	東京	大阪	東京	大阪
大学院	24	2	40	12
大学	49	23	80	50
短期大学	0	0	0	0
高等専門学校	69	0	51	0
専修学校（専門課程）	3	46	14	55
合計	145	71	185	117

〈17〉 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度
 S：肯定的評価の割合がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
 A：肯定的評価の割合が96%以上
 B：肯定的評価の割合が80%以上
 96%未満
 C：肯定的評価の割合が64%以上80%未満
 D：肯定的評価の割合が64%未満

○修了予定者に対するアンケート調査

日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、令和2年度3月修了予定者に対するアンケート調査を令和3年2～3月に実施した。

(1) 日本語教育センターに対する満足度

「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満足」「不満足」の5段階による満足度調査を実施し、「満足」「やや満足」の肯定的な評価の割合が、東京・大阪両日本語教育センターで計画値の80%を上回る結果となった。

〈5段階評価による満足度〉

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
東京日本語教育センター	91.4%	94.7%
大阪日本語教育センター	91.3%	97.1%

(アンケート回収率 東京：97.9%、大阪：97.9%)

(2) 個別項目に対する満足度調査

例年は日本語の授業、日本語の教材、日本語教員、基礎科目の授業、進路指導、課外活動、学習環境、生活サポート、交流活動、教育サービスの各項目についての調査を行っているが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症対応でほぼ実施出来なかった課外活動、交流活動を除いたうえで、感染症対策及び遠隔授業についての項目を加えて実施した。

令和元年度は、基礎科目の授業以外の項目についての満足度は90%以上であったが、令和2年度は基礎科目に加え、東京日本語教育センターにおいては9項目中5項目、大阪日本語教育センターにおいては1項目で80%以上の満足度、遠隔授業については東京・大阪両日本語教育センターとも50%以上の満足度に留まった。

この結果は、慣れない遠隔授業や限られた時間の中での対面授業の受講、休日の短縮や補講授業の

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

・新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を十分に行った上で授業を実施したこと、個別補習授業等の実施やPCR検査受検付添等、学習・生活面でのきめ細かいサポートを行ったことは評価できる。また、これらの取組により、満足度調査で90%以上の回答者から肯定的評価を得ることができ、また、個別項目においてもおおむね80%以上から肯定的な評価を得たことは評価できる。

・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したことにより、授業期間にお

〈今後の課題・指摘事項〉

—

〈その他事項〉

基礎科目の満足度向上の取組は東京のみで行われたように読めるが、76%と低かった大阪での取組を求める。

受講といった変化と時間の制約が多い中で、学習しなければならなかったこと等により、満足度に影響を与えた可能性がある。

特に、遠隔授業については、急遽の開始となったため、当初は授業環境も整わず、授業方法も手探りであったことが影響していると考えられるほか、国・地域によっては、現地のインフラの問題で授業中に障害が発生したこともあったことから、これらについても満足度に影響を与えた可能性がある。

今後は、これまで蓄えた遠隔授業の手法を基に、更なる改善を行って行きたい。

(参考：個別項目に対する満足度)

設問	東京	大阪
日本語の授業	94.3%	95.7%
日本語の教材	92.1%	94.6%
日本語教員	95.7%	95.7%
基礎科目の授業	84.3%	76.1%
進路指導	89.4%	92.7%
課外活動	—	—
学習環境	85.0%	92.4%
生活サポート	89.1%	95.9%
交流活動有無	—	—
交流活動	—	—
教育サービス	80.7%	87.0%
感染症対策	82.1%	98.9%
遠隔授業	58.6%	50.0%

(注)新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていないものについては質問項目から外したため、「—」で表示している。また、遠隔授業は3段階評価、他は5段階評価である。

○令和元年度のアンケート結果を踏まえた改善

(1)東京日本語教育センターにおける基礎科目の授業の満足度改善への取組

毎年度、基礎科目(数学、物理、化学、生物、地理歴史・公民、英語、情報)の授業の満足度が、日本語の授業に比べ低くなる傾向がある理由として、日本語に比べ、基礎科目は各教科のシラバス、学習要領が各国で異なること、また、各学生の自国で身に付けた学力にも差があるため、日本の大学等に進学するという目標は同じでも、各学生に必要な授業が一定のものに定まりにくいことが考えられる。

令和2年度もアンケート結果を踏まえ、基礎科目の担当教員とミーティングを行い、学生のニーズの把握及び学習状況の共有、指導の改善に努めた。授業評価のアンケートにおいて、特に評価が低い基礎科目の担当教員に対し、具体的な助言と指導を行った。また、必要に応じて学生と面談を行い、

いて、東京・大阪両日本語教育センターで感染者を出さなかったことは評価できる。

	<p>学力を把握し、より適切なクラス編成を行った。</p> <p>(2) 授業、学生生活に係るサポートの改善</p> <p>① 学習についてのサポート</p> <p>授業内容等の学生からの相談に対して、可能な限り柔軟にきめの細かい対応を行った。なお、学力レベルが十分でない学生に対しては、個別に補習授業等を行い、学力アップを図った。</p> <p>② 学習環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔授業での利用等を目的として、東京・大阪両日本語教育センターの教室及び寮にそれぞれ Wi-Fi 設備を設置し、運用を開始した。 ・東京日本語教育センターにおいては、試験時等に利用する放送設備を新しくしたほか、寮居室の学習デスク用椅子を買い替え、学習環境の改善を行った。 <p>③ 進路指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の希望や学力に沿って個別に指導を行った。 ・東京日本語教育センターでは、これまで主に担任が行っていた進路指導を担当以外の複数の教員が指導できるようなサポート体制を整えた。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京日本語教育センターでは、令和2年9月に信州大学の進学説明会をオンラインで実施した。また、大阪日本語教育センターでは、令和2年7月に関西大学及び関西学院大学、同志社大学、立命館大学の4大学説明会をそれぞれオンラインで行った。令和2年9月に全国9大学の合同進学説明会をオンラインで開催した。 <p>④ 学生生活に係るサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的として、手洗い、うがい、マスク着用の励行を徹底した。また、登校時には学生全員を検温するとともに、校舎に入る前のアルコールによる手指の消毒を行い、習慣となるよう指導した結果、冬期休暇中に大阪日本語教育センターで1人が感染したものの、授業期間中には東京・大阪両日本語教育センターにおいて感染者は1人も出なかった。 ・教室や共有スペースの消毒、室内のソーシャルディスタンスの確保、換気等の可能な対策を徹底した。 ・病気・けがの学生に対しては、必要に応じて教職員が病院に付き添い、症状を医者に的確に伝えることで、学生の不安を取り除くとともに、正しい治療が受けられるよう努めた。特に新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査を受検することとなった場合、感染防止に努めながら付き添うとともに、接触のあった学生・教職員の待機や教室等の消毒も行った。 <p>⑤ 生活における学生の悩みへの対応</p> <p>教職員及びレジデント・アシスタント（外国人留学生の生活サポートを行う日本人学生等）、カウンセラー及び産業医と連携、学習面でのサポートや欠席や遅刻が続く学生への面談等を積極的に実施し、学生を孤立させないことで、異文化不適應による引きこもり等の予防や不安の解消に努めた。</p>		
--	--	--	--

<p><18> 外国人留学生に対する学 資金支給の実施状況</p>	<p>○国費外国人留学生の給与（奨学金）支給業務</p> <p>(1) 国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等支給状況 大学等に対して支給手続に係る文書を発出するなどして、国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等の支給業務を適切に行った。</p> <p><国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等支給状況></p> <table border="1" data-bbox="488 290 1182 395"> <tr> <td>令和2年度 (令和3年3月分)</td> <td>(参考) 令和元年度 (令和2年3月分)</td> </tr> <tr> <td>8,517人</td> <td>9,160人</td> </tr> </table> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症への対応 文部科学省が定める新型コロナウイルス感染症による影響に対する以下の特例措置に基づき、文部科学省や大学等と連携して適切に支給を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金支給期間を終了し、本国への帰国を予定していたが、新型コロナウイルスの感染症拡大に起因する交通遮断等により帰国が困難となっている国費外国人留学生に対し、引き続き国費外国人留学生としての身分を付与し、給与（奨学金）を支給する特例措置により、令和2年4月～令和3年3月で延べ800か月分の支給を行った。 ・在籍確認簿のサインに関する各種特例措置及び遠隔授業を行う場合の国費外国人留学生奨学金等の支援に関する特例措置を実施した。 ・国費外国人留学生の入国について、入国後14日間の待機・公共交通機関の不使用などの防疫措置を講じたことになったことに伴い、待機のために必要となる滞在費（宿泊費）相当分を給与（奨学金）に加算して支給する特例措置を講じ、令和2年10月～令和3年3月で延べ2,005件の滞在費の支給を行った。 <p>○国費外国人留学生の選考における審査事務 文部科学省担当官と月例の打合せを行うことにより連携を図り、事務分担に基づき、申請書類の受付及び確認、選考審査資料の作成、国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会の開催及び審査結果の文部科学省への報告等を行った。</p> <p><国費外国人留学生選考委員会の実施状況></p> <table border="1" data-bbox="488 1109 1377 1487"> <thead> <tr> <th>国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等</th> <th>日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究留学生専門部会（大学推薦）（一般枠等）</td> <td>5月25日～6月1日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会（大学推薦）（特別（10月））</td> <td>5月25日～6月1日</td> </tr> <tr> <td>日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会</td> <td>5月27日～6月2日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会（延長）（同年度秋進学）</td> <td>7月22日～7月27日</td> </tr> <tr> <td>学部留学生専門部会（大学推薦）（SGU・特別（10月））</td> <td>7月22日～7月27日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会（大学推薦）（SGU（10月））</td> <td>7月22日～7月27日</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校・専修学校留学生専門部会</td> <td>1月18日</td> </tr> <tr> <td>学部留学生専門部会</td> <td>1月19日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会（特別延長・事前）（翌年度進学）</td> <td>2月3日～2月10日</td> </tr> </tbody> </table>	令和2年度 (令和3年3月分)	(参考) 令和元年度 (令和2年3月分)	8,517人	9,160人	国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程	研究留学生専門部会（大学推薦）（一般枠等）	5月25日～6月1日	研究留学生専門部会（大学推薦）（特別（10月））	5月25日～6月1日	日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会	5月27日～6月2日	研究留学生専門部会（延長）（同年度秋進学）	7月22日～7月27日	学部留学生専門部会（大学推薦）（SGU・特別（10月））	7月22日～7月27日	研究留学生専門部会（大学推薦）（SGU（10月））	7月22日～7月27日	高等専門学校・専修学校留学生専門部会	1月18日	学部留学生専門部会	1月19日	研究留学生専門部会（特別延長・事前）（翌年度進学）	2月3日～2月10日	<p><評定> A</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国費外国人留学生に係る給与（奨学金）等の支給を円滑に実施するとともに、文部科学省と分担・連携のうえ、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したことは評価できる。また、令和2年度においては、例年の業務に加え新型コロナウイルス感染症等の影響により経済的に困窮している留学生に対し、特例措置を行ったことは評価できる。 ・留学生受入れ促進プログラムによる文部科学省外国人留学生学習奨励費の給付業務を円滑に実施するとともに、「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を厳格に運用し、適切な措置を講じたことは評価できる。 ・留学生受入れ促進プログラムにおいて、グローバル化を一層進める観点から、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したことは評価できる。また、令和2年度においては、例年の業務に加え新型 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響により経済的に困窮している留学生に対し、例年の業務にはない、特例措置を行ったことは評価できる。</p> <p><その他事項></p> <p>コロナ禍の状況に即して、臨機応変に給与支給の特例措置などを講じたことは、高く評価できる</p>
令和2年度 (令和3年3月分)	(参考) 令和元年度 (令和2年3月分)																										
8,517人	9,160人																										
国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程																										
研究留学生専門部会（大学推薦）（一般枠等）	5月25日～6月1日																										
研究留学生専門部会（大学推薦）（特別（10月））	5月25日～6月1日																										
日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会	5月27日～6月2日																										
研究留学生専門部会（延長）（同年度秋進学）	7月22日～7月27日																										
学部留学生専門部会（大学推薦）（SGU・特別（10月））	7月22日～7月27日																										
研究留学生専門部会（大学推薦）（SGU（10月））	7月22日～7月27日																										
高等専門学校・専修学校留学生専門部会	1月18日																										
学部留学生専門部会	1月19日																										
研究留学生専門部会（特別延長・事前）（翌年度進学）	2月3日～2月10日																										

学部留学生専門部会（大学推薦）（SGU・特別（4月））	2月22日～2月25日
研究留学生専門部会（大学推薦）（SGU・特別（4月））	2月22日～2月25日
研究留学生専門部会（延長・特別延長）（翌年度進学）	2月26日～3月2日
学部留学生専門部会（延長）（翌年度進学）	2月26日～3月2日
研究留学生専門部会（工学・理学分科会）	3月15日
研究留学生専門部会（医学・農学分科会）	3月18日
研究留学生専門部会（人文・芸術、社会科学分科会）	3月19日

○留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）の実施

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者に対して文部科学省外国人留学生学習奨励費を以下のとおり給付した。

(1) 支援内容

奨学金月額：大学院・学部レベル 48,000 円
日本語教育機関 30,000 円

(2) 令和2年度採用実績

予算の範囲内で以下のとおり適切に採用した。

令和2年度	(参考)令和元年度
24,922人 (内特別追加採用18,271人)	8,077人

(3) 各大学等の取組状況に応じた重点配分

国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、以下のプログラム等に対して重点配分を行い、1,447人を採用した（参考：令和元年度は1,341人）。

- ・日本留学海外拠点連携推進事業
- ・スーパーグローバル大学創成支援事業
- ・留学生就職促進プログラム
- ・就職支援特別枠
- ・専修学校職業実践専門課程

(4) 留学生受入れ促進プログラムに係る不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の厳格な運用

- ・平成26年度に策定し、令和元年度に改正した「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」に定めた不法残留者等に関する要件に合致した大学等（23校）に対し、令和2年度の推薦依頼数について削減措置を行った。
- ・令和3年度に削減措置が適用される大学等（60校）に対して、当該措置の対象となる旨の通知を行った。

コロナウイルス感染症等の影響により経済的に困窮している留学生に対し、特別追加採用や特例措置を行ったことは評価できる。

・海外留学支援制度（協定受入）に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。また、令和2年度においては、例年の業務に加え新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた大学等に対し、特例措置を行ったことは評価できる。

・外国人留学生のための大学等の宿舎を安定的に確保するため、留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度（協定受入）と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を円滑に実施したことは評価できる。

・募集停止措置に係る取扱基準を周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症等の影響により、経済的に困窮している外国人留学生に対し、特別追加採用（令和2年10月及び令和3年1月）を行い、18,271人を採用し、1か月分の奨学金の給付を行った。

また、各大学等からの受給者の推薦や在籍確認の条件を一部緩和することにより、水際対策等で渡日できない留学生や緊急事態宣言の発出等で登校できない留学生に対する特例措置を講じたほか、手続の申請締切りの延長等を行った。加えて、日本留学試験の成績優秀による文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者に対し、大学等の入学時期の期限を延長する特例措置を講じた。

○海外留学支援制度（協定受入）の実施

我が国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8日以上1年以内の期間受け入れるプログラムを審査の上で以下のとおり採択し、採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対し奨学金を支給した。

(1) プログラムの採択

各大学等が開設した特色ある短期留学生受入れプログラムをプログラム枠として、グローバル化を一層推進する観点から重点枠を、それぞれ以下のとおり採択した。

〈海外留学支援制度（協定受入）採択プログラム数〉

（単位：件）

区分		令和2年度	(参考) 令和元年度
プログラム枠		218	330
重点枠	大学の世界展開力強化事業	43	56
	スーパーグローバル大学創成支援	35	48
	UMAP 推進	4	10
計		300	444

(注)プログラムには、留学生の受入のみの「短期研修・研究型」と留学生の派遣及び受入を一体とした「双方向協定型」がある。

(2) 支援内容

奨学金月額：80,000円

(3) 令和2年度支援実績

以下のとおり採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対して、奨学金を支給した。なお、支援人数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による水際対策や交通手段の遮断等で渡日できない留学生が多数発生したため、令和元年度と比較し大幅に減少した。

〈海外留学支援制度（協定受入）支援実績（新規採用者数）〉

（単位：人）

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度

プログラム枠		261	4,904
重点 枠	大学の世界展開力強化事業	46	971
	スーパーグローバル大学創成支援	26	641
	UMAP 推進	1	21
計		334	6,537

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。

<海外留学支援制度(協定受入)支援実績(継続支援者数)> (単位:人)

令和2年度	(参考) 令和元年度
1,274	2,010

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和元年度海外留学支援制度(協定受入)の採択プログラムのうち、令和2年度においても継続して支援するプログラム(学生交流推進タイプ(タイプB))の採択について、本来は、採択年度において実績がないと翌年度の採択を取り消すところ、令和元年度の実績がない場合においても採択を取り消さないよう特例措置を講じた。

○留学生借り上げ宿舍支援事業の実施

留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度(協定受入)と連携し、留学生借り上げ宿舍支援事業を以下のとおり実施し、外国人留学生のための宿舍確保を推進した。

新型コロナウイルス感染症の対応として、ホームステイ支援に係る年間計画書の提出期限を延長する特例措置を講じた。

(1) 支援内容

① 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援

支援実績: 906人 40,477千円(採用決定時)

(参考) 令和元年度: 3,541人 135,016千円

② 海外留学支援制度(協定受入)支援

支援実績: 10人 350千円(採用決定時)

(参考) 令和元年度: 153人 7,387千円

③ ホームステイ支援

支援実績: 1人 20千円(採用決定時)

(参考) 令和元年度: 180人 3,010千円

(2) 不正受給、不正使用を防ぐための取組

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)における「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」

・平成25年度に策定した経理書類調査計画をもとに、令和元年度に支援金を交付した大学等の一部

	<p>を無作為に抽出し、本事業に係る経理書類（帳簿、証憑書類）を提出させて調査を行い、大学等における適正処理を促す取組を実施した（調査件数：令和2年度28校）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月に策定した不正受給等に対する「留学生借り上げ宿舍支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」について、令和元年度に引き続き、ホームページ及び募集要項等への掲載により各大学等へ周知した（令和2年6月）。 		
<p><19> 東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流事業を含めた運営状況</p>	<p>○東京国際交流館における収支改善に向けた取組状況、入居状況</p> <p>(1) 収支改善に向けた取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者を確保し、施設使用料（館費）を得るため、大学等からの推薦による入居者の募集（大学推薦方式）を行い、入居許可後に入居辞退等により空室が発生した居室について、通常の募集とは別に臨時募集（令和2年4月、7月、9月、10月）を行い、入居率の向上に努めた。 ・各大学に配分した居室で30日以上空室のまま入居申請がなかった居室について配分の取消しを行い、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行った。 ・以上の取組にもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等を受け、新規入居者のキャンセルや入居延期が急増した結果、入居率が低下し、館費等収入が令和元年度に比べ減少した。 ・入居率が低い夫婦・家族棟（C棟・D棟）の希望者に対し、入居期間の上限を3年から6年に引き上げる取組を試行的に開始した。これにより、夫婦・家族棟の入居者に家庭の諸事情を懸念することなく学業に専念できる環境を提供しつつ、入居率の向上と安定した収入の確保への対策を講じた。 ・令和3年度に延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会における警視庁の警戒警備等の場として、留学生・研究者宿舍共用部の一部を有償により貸し出すための協議を再開し、内諾書を取り交わした。これにより、令和3年度に1,431千円の収入見込みを得た。 ・支出削減を目的として、設備運転保守管理、警備及び清掃業務委託事業者と、令和3年度以降の業務委託内容及び委託費の一部見直しの協議を行い、契約変更の手続を開始した。これにより令和3年4月以降に業務委託費を計24,849千円（税込）削減することとなった。 ・将来的なランニングコストの抑制を図るため、留学生・研究者宿舍において、電気設備のLED化が完了していない箇所の一部のLED化を行った。 ・また、老朽化が深刻化し修繕が必要となったインフラ設備については、令和2年度第三次補正予算において照明設備、太陽光発電設備及び機械設備等改修工事について予算が措置され、その改修工事に着手した。 ・単身棟の館費等の見直しについては、入居率の低下につながる可能性があるため、現在の価格を維持し、引き続き固定資産税等の非課税措置（家屋：固定資産税）・減免措置（土地：固定資産税）・軽減措置（土地：都市計画税）の適用範囲内で新たな仕組みを検討しているところである。 <p>(2) 入居状況</p> <p>入居者の確保に努めたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等の影響を受けた新規入居予定者の入国の中止や遅延に伴い、入居のキャンセルや延期が急増し、入居率が減少した。このことにより、令和2年度における平均入居率は90.2%となり、令和元年度平均入居率93.3%から3.1ポイント減となった。</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響による入居率の低下にもかかわらず、引き続き入居者の確保に努めるため、通常募集に加えて適宜臨時募集等を行い入居率の向上に努めるとともに、支出削減に努め、施設を有効活用することにより得られる収入に対する取組については評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動が制限されるなかで、国際交流の拠点としての機能を維持すべく、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館において、積極的にオンラインや屋外施設を利用した事業を実施したことは評価できる。 ・また、各地域において外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流促進・相 	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>

<東京国際交流館の入居率>

令和2年度	(参考) 令和元年度
90.2%	93.3%

<東京国際交流館の入居者数内訳>

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
外国人留学生	637人	666人
日本人学生	33人	31人
研究者	45人	43人
計	715人	740人

(注) 各月10日時点の入居者数の年間平均値

(3) 収支の状況

<東京国際交流館の収支の状況>

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
収入	530,787千円	538,983千円
支出	594,946千円	597,983千円
収入－支出	△64,159千円	△59,000千円
収入÷支出	89.2%	90.1%

○兵庫国際交流会館における収支改善に向けた取組状況、入居状況

(1) 収支改善に向けた取組状況

- ・入居者を確保し、施設使用料(館費)を得るため、大学等からの推薦による入居者の募集(大学推薦方式)を行い、入居許可後に入居辞退等により空室が発生した居室について、通常の募集とは別に臨時募集(令和2年7月、9月、10月、令和3年1月(2回)、2月)を行い、入居率の向上に努めた。
- ・各大学に配分した居室で30日以上空室のまま入居申請がなかった居室について配分の取消しを行い、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行った。
- ・以上の取組にもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等を受け、新規入居者のキャンセルや入居延期が急増した結果、入居率が低下し、館費等収入が令和元年度に比べ減となった。
- ・老朽化が深刻化し修繕が必要なインフラ設備については、令和2年度第三次補正予算において空調設備、照明設備等の更新について予算が措置され、改修工事等に着手した。

(2) 入居状況

入居者の確保に努めたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等の影響を受けた新規入居予定者の入国の中止や遅延に伴い、入居のキャンセルや延期が急増し、入居率が減少した。このことにより、令和2年度における平均入居率は75.6%となり、令和元年度平均入居率91.8%から16.2ポイント減となった。

互理解を促進する「留学生地域交流事業」を着実に実施できたことは評価できる。

<兵庫国際交流会館の入居率>

令和2年度	(参考) 令和元年度
75.6%	91.8%

<兵庫国際交流会館の入居者数内訳>

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
外国人留学生	135人	162人
日本人学生	9人	12人
研究者	4人	5人
計	147人(注)	179人

(注) 四捨五入により各月10日時点の入居者数の年間平均値を算出したため、合計は一致しない。

(3) 収支の状況

<兵庫国際交流会館の収支の状況>

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
収入	67,705千円	81,270千円
支出	67,565千円	64,333千円
収入－支出	140千円	16,937千円
収入÷支出	100.2%	126.3%

○東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点活動

(1) 東京国際交流館における国際交流事業

・東京国際交流館の施設等を活用し、以下のプログラムを実施し、東京国際交流館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解を図るとともに、参加者間の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。

なお、各プログラムの実施にあたっては、屋外施設(屋外運動場、緑の庭、交流広場)を積極的に活用するとともに、屋内施設によるプログラムはオンラインによる実施に切り替え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めた。

また、春季・秋季ウェルカムパーティー(入居者交流事業)については、入居者の安全を鑑みて実施しないこととし、代替策として新規入居者への歓迎メッセージの館内掲示・装飾を行うとともに、建物入口等への手指消毒液の設置及びマスクの配布を実施した。

・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、東京都オリンピック・パラリンピック教育コーディネーター事務局からの協力依頼に基づき事業を行った。

・機構が支援する学生等を対象として実施する我が国の伝統芸能の理解促進に資する事項について、相互に連携及び協力してその推進を図ることを目的とした独立行政法人日本芸術文化振興会との協定(平成30年9月21日締結)を踏まえ事業を行った。

・東京国際交流館入居者の同窓会組織と協働した就職セミナーを実施すべく、最新のニーズを把握するため、現在の入居者を対象としてアンケート調査を実施した。

<国際交流事業実施状況>

プログラム名		内容等	参加者数 ／視聴回数	実施日／公 開日 (撮影日)	使用施設
講演会 「国際塾」	第50回	Working and starting a business in Japan ～日本で働き、起業すること～	56人 (注1) 409回 (注2)	2/19	オンライン (国際交流会議場)
交流研究発表会	第67回	What is MY STUDY?	80.2回 (注3)	9/8 (8/2)	オンライン (国際交流会議場)
	第68回	What is MY STUDY?	62.5回 (注3)	2/9 (1/16)	オンライン (国際交流会議場)
地域住民等との交流		TIEC Cup, 2020 Football	81人	11/3	屋外運動場及び緑の庭
入居者交流事業		感謝祭「Love Our Home 2021」	50人 (注1)	3/13	オンライン (国際交流会議場)
文化・芸術活動		JAZZ NIGHT at TIEC	200人	8/7	交流広場
他機関との 連携・協力	オリンピック・パラリンピック活動への協力	東京都オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業への入居者派遣	20人 (注4)	10/13、 12/1、 12/2、 12/11、 3/9、 3/17	(外部施設)
	日本芸術文化振興会との相互連携協力の係る基本協定を踏まえた協力	特別展「工藝 2020-自然と美のかたち-」特別内覧会への東京国際交流館入居者の参加	25人、 14人 (注4)	9/20、 10/13～14	(外部施設)
		特別展「日本のたてもの-自然素材を活かす伝統の技と知恵」特別内覧会への東京国際交流館入居者の参加	12人	12/23	(外部施設)
	留学生団体の活動への協力	在日本ガーナ学生団体新幹部就任式への協力	17人	9/26	オンライン

(注1)ライブ配信時の最大同時視聴者数。

(注2)公開から15日間の動画の総視聴数。

(注3)各イベントで複数のコンテンツを配信しており、この表においては公開から30日間の1コンテンツ当たりの平均視聴数。

(注4)複数回実施したプログラムについては、参加者数の合計である。

(2)兵庫国際交流会館における国際交流事業

兵庫国際交流会館の施設等を活用し、以下のプログラムを実施し、兵庫国際交流会館入居者を中心

とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解を図るとともに、参加者間等の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。

なお、各プログラムの実施にあたっては、オンラインによる実施への切り替え等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めた。

また、春季・秋季ウェルカムパーティー（入居者交流事業）については、入居者の安全を鑑みて実施しないこととし、代替策として新規入居者への歓迎メッセージの館内掲示・装飾を行うとともに、建物入口等への手指消毒液の設置及びマスクの配布を実施した。

<国際交流事業実施状況>

プログラム名		内容等	参加者数／視聴回数	実施日／公開日 (撮影日)	使用施設
講演会 「国際塾」	第9回	能楽体験教室	【中止】 (注1)	1/24	多目的ホール
交流研究発表会	第14回	What is MY STUDY?	29.8回 (注2)	10/20 (9/10 ～9/13)	オンライン (多目的ホール他)
	第15回	What is MY STUDY?	26人 (注3) 218回 (注4)	3/13	オンライン (多目的ホール)
大学コンソーシアムひょうご神戸 (注6)	外国人留学生の活用と相互理解・共生推進のための事業	ファシリテーション・プロジェクト演習 Team G-navi 企画 「オンラインミーティング」	37人 (注5)	4/27、 5/1、 6/17	オンライン
		ファシリテーション・プロジェクト演習 Team G-navi企画 「オンラインサロン Let's Talk」	78人 (注5)	6/3～9/30 全16回	オンライン
		ファシリテーション・プロジェクト演習 Team G-navi 企画 「にほんごDEゴー」	84人 (注5)	6/9～9/29 全15回	オンライン
		ファシリテーション・プロジェクト演習 Team G-navi 企画 「日本語でレッツトーク」	72人 (注5)	9/8～12/9 全14回	オンライン
		ファシリテーション・プロジェクト演習 Team G-Navi 2020	121人 (注5)	10/8～12/10 全10回	オンライン

			異文化コミュニケーションで実践」				
			大学との連携による協働事業 (甲南女子大学)「多文化☆ オンラインで国際交流！」	68人 (注5)	6/24、 7/22、 10/22、 11/26	オンライン	
			キャリアカフェ「Nada Global Village (NGV)」	209人 (注5)	6/29、 7/10、 8/28、 9/29、 10/20、 11/13、 1/25、 2/7	オンライン	
	高度外国人材としての留学生向けキャリアサポート		英語でのキャリアイベント 「Ask Us anything -Career Salon (Consultation Session) for International Students」	97人 (注5)	9/26、 10/24、 12/19、 1/30	オンライン	
			英語でのキャリアイベント 「Get Ready For a Successful Job-Hunting in Japan 2020 for international students: Changes due to COVID-19 & How to prepare」	166人 (注5)	11/28、 2/27	オンライン	
			おうちで避難訓練～災害大国 日本で大切な命を守るために～	44人	12/6	オンライン	
	防災教育		多文化共生から始まる防災・ 減災と復興「コロナと防災」	24人	2/28	オンライン	
			マイクラHUGワークショップ プー防災×ゲームー	14人	3/11	オンライン	
		地域連携	English Virtual Village 英語村	71人 (注5)	6/12～9/18 全13回	オンライン	
			English Virtual Village 英語村	105人 (注5)	11/20、 12/13、1/10	オンライン	
	留学生・国際交流情報の発信事業・支援者		オンラインサロン “Let’s talk!”	68人 (注5)	5/15～5/29 全11回	オンライン	
			Webセミナー外国人留学生向け 就職セミナー	115人	5/31	オンライン	

	間ネットワークの体制整備	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うアンケート実施について	回答校数累計 57校	4/21～5/1 6/8～6/15 7/6～7/17 9/14～9/23 計4回	自由記述式アンケート、ヒアリング等
神戸大学(注6)	学習・研究支援	留学生のための日本語アカデミックライティングラボ(前期、後期)	58人、102人(注5)	6/29～8/12 11/17～2/3	オンライン
	キャリア形成支援	就活のための日本語講座(前期、後期)	52人、105人(注5)	7/11、 7/18、 7/25、 10/17～ 11/21 全6回	オンライン
		研究職を目指す留学生のためのアカデミックキャリアを考えるセミナー	26人	12/15	オンライン
	文化交流	中級学習者のためのビジネス日本語入門	45人(注5)	2/6～2/27 全4回	オンライン
		第1回多文化多言語ワークショップ：コロナ禍での生活	12人	9/13	オンライン
		にほんごおしゃべりラボ	40人(注5)	8/25～10/29	オンライン
		神戸市役所24階展望ロビーから旧居留地を歩こう会	10人	11/7	(外部施設)
	生活支援	生活のための【オンライン】日本語教室(2020年度)	31人(注5)	11/2～3/8 全17回	オンライン
		在住外国人に対する日用品配布会：コロナで困っている外国の人を助けます。	116人	3/7	(外部施設)
大学コンソーシアムひょうご神戸及び神戸大学共催(注6)	その他	事例報告・情報交換会 コロナ禍における留学生支援と対応	39人	3/10	オンライン

(注1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急事態宣言(令和3年1月～3月)を受けて中止

(注2) 複数のコンテンツを配信しており、この表においては公開から30日間の1コンテンツ当たりの平均視聴数。

- (注3)ライブ配信時の最大同時視聴者数。
 (注4)公開から15日間の動画の総視聴数。
 (注5)複数回実施したプログラムについては、参加者数の合計である。
 (注6)兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業により実施。当該事業は兵庫国際交流会館の施設等を活用した留学生交流を推進する計画を公募し、委託契約により実施する事業であり、一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸及び国立大学法人神戸大学が受託した。

○留学生地域交流事業の実施

公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、地域における外国人留学生と日本人等住民との相互理解促進に係る事業を助成することにより、日本の諸地域における外国人留学生の適切な受入れ環境を整備し、留学生交流を推進するため「留学生地域交流事業」を実施した。
 令和2年度は、一般公募により76件の応募があり、令和2年4月初28件を採用したが、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、事業を中止した団体より10件の辞退があったため、当初採用に至らなかったものを上位から順番に繰上げ採用し、令和2年11月までに順次9件を追加採用した。結果、当初の採用数と同等の27件を支援することができた。

<採用状況(事業別)>

(単位：件)

事業の種類		応募	当初採用	辞退(注)	追加採用	採用
1	国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業	19	3	0	4	7
2	外国人留学生の生活支援体制整備のための事業	8	5	0	0	5
3	外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業	42	15	8	5	12
4	外国人留学生の各種支援を目的とする関係諸機関相互のネットワーク整備のための事業	7	5	2	0	3
合 計		76	28	10	9	27

(注)新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を中止したための辞退

<採用状況(地域別)>

(単位：件)

地域	応募	当初採用	辞退(注)	追加採用	採用
北海道	5	4	0	0	4
東北	10	3	2	1	2
関東	15	5	1	2	6
中部	7	4	1	0	3
近畿	18	4	0	4	8

中国	9	3	3	0	0
四国	3	2	0	0	2
九州	8	3	3	1	1
沖縄	1	0	0	1	1
合計	76	28	10	9	27

(注)新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を中止したための辞退

<20> 外国人留学生に対する就職支援の実施状況

○就職支援に関するガイダンスの実施

大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」の企画運営を分担し、関係機関との連携・協力により、以下のとおり実施した。

・開催日：令和2年11月24日～27日

・内容：

文部科学省、出入国在留管理庁及び東京外国人雇用サービスセンターによる情報提供（資料ホームページ掲載）、一般社団法人留学生支援ネットワークによる講演（オンデマンド配信）

○外国人留学生を対象とした就職に関する情報提供

(1)外国人留学生のための就活ガイドの作成

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就職活動について、日本人学生に比べ、情報収集、準備等で遅れがちな外国人留学生に対し、あらかじめ日本の採用制度、就職活動の手順を理解させ、それぞれのキャリアデザインに沿った就職ができるよう「外国人留学生のための就活ガイド2022」を作成し、日本語版、英語版、韓国語版及び中国語版（繁体字・簡体字）をホームページに掲載するとともに、日本語版については冊子を作成し、大学等に配布することにより、外国人留学生の就職活動に関する情報提供に努めた。

作成に当たっては外部有識者及び日本で就職活動を行った元留学生を交えた企画検討会議を開催し、内容の充実を図った。

(2)セミナー・イベントに関する情報提供の促進

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

・外国人留学生に対する就職支援を強化するために、関係省庁・団体との連携のもとに、「全国キャリア教育・就職ガイダンス」における「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したことは評価できる。
・就活ガイドや日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）等により、関係省庁・団体とも連携して、外国人留学

<今後の課題・指摘事項>

ー

<その他事項>

外国人留学生が日本において就職するか日系企業に採用されることは重要であり、その効果を測定すべきである。

	<p>日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）の他、就職支援のホームページ上に、主に学校担当者を対象とした就職関連イベント情報のコーナーを設け、外国人雇用サービスセンターや外国人材活躍推進プログラムの関係省庁・機関等と連携してセミナーやイベントの情報提供を行った。</p> <p>また、日本留学情報サイトにおいても外国人留学生の日本での就職に関する情報提供を行った。</p> <p>○日本留学海外拠点連携推進事業日本本部による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択大学間の連携強化のために日本本部が主催した「国内連絡会議」をオンラインで開催し、各担当重点地域における現地での就職関連の取組状況について情報収集を行った。 ・外国人留学生の就職支援にかかる情報提供の一環として、「外国人留学生のための就活ガイド2021」を採択大学拠点担当者に提供した。 ・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が運営する「高度外国人材活躍推進ポータル」との連携を推進するための取組として、採択大学間の連携強化のために「国内連絡会議（オンライン）」や「オンライン勉強会」を主催し、JETROの担当者を招き、「高度外国人材活躍推進ポータル」の活用について意見交換を行うなど、協力体制を構築した。また、併せてオンラインで開催した「日本留学海外拠点連携推進事業 Webinar2021」においても、JETROの担当者に、高度外国人材採用に係る中堅中小企業及び外国人材留学生の支援事例に係る講演を依頼し、国内の関連機関に紹介するなど、連携した取組を行った。【再掲】 <p>○独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）との連携による日本企業を対象とした外国人留学生の就職に関する情報提供【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の高度外国人材活躍推進プラットフォーム（※）と共同で、外国人材に向けて日本への留学や就職に関連した情報をまとめたパンフレット「Study and Work in Japan－日本で学ぶ・働く」を作成、双方のサイトにて案内を掲載した。また、「日本留学情報サイト」にJETROが実施するイベント情報を掲載し、広報の協力をを行った。 ・日本企業への情報提供として、令和元年度に「日本留学情報サイト」に主要56大学に在籍する外国人留学生の在籍状況（国別・専攻分野別の人数等）及び各大学の就職支援に関する取組等を掲載したが、今後さらに充実した情報を日本企業に提供するため、JETROと共に今後収集・発信すべき内容を関係省庁と連携しながら、検討を進めた。 <p>※「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」とは、国際的な人材獲得競争が激化する中、特に、高度外国人材の卵である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向け、外国人留学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、外国人留学生と産業界双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングを図るため、関係省庁間の連携の下、各施策の有機的な連携を図るための仕組である。</p>	<p>生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府関係機関や採択大学との連携を推進する取組として、大学等における外国人留学生の就職に関する情報を収集し、提供したことは評価できる。 	
--	--	--	--

<21> 日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況

○帰国外国人留学生短期研究制度の実施

開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国外国人留学生に対し、日本留学時に在籍していた大学等の研究者と共に短期研究を行う機会を提供した。
令和2年度は、29大学19か国・地域45人を採用した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、13人が研究を実施し、その他の採用者は辞退した。
また、短期研究終了後に帰国外国人留学生及び受入研究者から提出される報告書（令和元年度分）をホームページで公開した。
新型コロナウイルス感染症の対策として、研究日程の変更、水際対策による入国制限や航空便の減便等に柔軟かつ迅速に対応した。

○帰国外国人留学生研究指導事業の実施

留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国外国人留学生に対し、日本における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施した。
令和2年度は、7大学7か国・地域10人を採用した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度末までに10人全員が辞退した。
また、研究指導終了後に帰国外国人留学生及び研究指導者から提出される報告書（令和元年度分）をホームページで公開した。

○日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）の配信

知日派人材のネットワークの構築に資するため、機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英2か国語で毎月配信するとともに、JASSOのTwitter及び留学生事業Facebookにてメールマガジンの配信情報を毎月発信した。また、「Japan Alumni eNews」の普及のためにリーフレットを大学等へ送付した。以下のとおり、令和2年度の配信先数は令和元年度よりも増加した。

<Japan Alumni eNews 配信状況>

区分	令和2年度	(参考)令和元年度
国・地域数	195か国・地域	194か国・地域
配信先件数	78,570件	71,453件
年間合計配信先件数	899,284件	824,513件

(注)配信先件数は、年度末最終配信時の件数

○国内留学生会ネットワーク促進事業の実施

日本国内における外国人留学生による団体（以下「留学生会」という。）の各種活動を通じ、留学生会の会員間のみならず、留学生会と日本社会とのネットワークを促進し、留学生交流の推進に資することを趣旨として実施した。
令和3年3月には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン会議システムを利用し、国内留学生会年次総会を開催した。国内留学生会年次総会では、新型コロナウイルス感染症の影響下での留

<評定> B

<評定根拠>

・留学効果の向上に資するため、帰国外国人留学生短期研究制度を適切に実施し、外国人留学生の帰国後のフォローアップを行ったことは評価できる。
・新型コロナウイルス感染症の影響による規制が多い中、帰国外国人留学生の研究遂行のため、帰国外国人留学生短期研究制度において柔軟な対応を行ったことは評価できる。また、帰国外国人留学生研究指導事業については、採用者が全員辞退することとなったが、状況に応じて適切に対応したことは評価できる。
・日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）を日・英2か国語で毎月配信し、多くの外国人留学生に機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を届けたことは、知日派人材のネットワークの構

<今後の課題・指摘事項>

帰国外国人留学生研究指導事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が困難であった事情は理解できるが、現下の状況も鑑み、将来的に現地の大学・研究機関等で教育・学術研究等に従事する帰国留学生との学術交流等を支援するといった事業趣旨を踏まえた改善策の検討が望まれる。

<その他事項>

—

	<p>学生会の活動を共有するとともに、日本留学経験者に関するイベントを機構より提案し、協力について賛同を得た。</p> <p>〈国内で活動する留学生会への支援状況〉</p> <table border="1" data-bbox="568 220 1348 288"> <thead> <tr> <th data-bbox="568 220 797 252">区分</th> <th data-bbox="797 220 1081 252">令和2年度</th> <th data-bbox="1081 220 1348 252">(参考)令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 252 797 288">件数</td> <td data-bbox="797 252 1081 288">10件</td> <td data-bbox="1081 252 1348 288">11件</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和2年度	(参考)令和元年度	件数	10件	11件	<p>築に資するものであり、フォローアップの観点から評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内における留学生会に対する支援を着実に実施するとともに、国内留学生会年次総会の開催を通じて、ネットワークの促進に努めたことは評価できる。 	
区分	令和2年度	(参考)令和元年度							
件数	10件	11件							

<p>4. その他参考情報</p>
<p>令和2年度の留学生支援事業決算額は、コロナ禍による留学生の減少により、予算額より減少した。主な減少要因は、留学生交流支援事業費補助金事業において大学等が留学プログラムを実施できなかったこと及び官民協働海外留学支援事業において留学の中止・延期により奨学金支給額等が減となったことによるものである。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	留学生支援事業 (2) 日本人留学生に対する支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 3 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 3-1 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 2 号、第 7 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 3 年度行政事業レビュー番号 0171 0429

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
(1) 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数 (年度計画値)	182 校以上	—	182 校以上	182 校以上	—	—	—	予算額 (千円)	16,607,835	16,338,383	—	—	—
(実績値)	—	181 校	185 校	186 校	—	—	—	決算額 (千円)	16,436,758	8,684,140	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	101.6%	102.2%	—	—	—	経常費用 (千円)	16,348,653	8,761,001	—	—	—
(2) 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度 (年度計画値)	肯定的評価の割合が 80%以上	—	80%以上	80%以上	—	—	—	経常利益 (千円)	7,039	173,532	—	—	—
東京日本語教育センター (実績値)	—	94.3%	94.7%	91.4%	—	—	—	行政コスト (千円)	17,750,870	9,604,274	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	118.4%	114.3%	—	—	—	従事人員数	116	112	—	—	—
大阪日本語教育センター (実績値)	—	100.0%	97.1%	91.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100%とする。	—	—	121.3%	114.1%	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) イベント実施及び他機関が実施す	126 回以上 (第 4 期中期目標期)	—	26 回以上	26 回以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—

るイベントへの協力回数 (計画値)	間合計)													
(実績値)	—	125回 (第3期中 期目標期間 合計)	32回	13回	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	123.1%	50%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
	①海外留学に関する情報提供等の充実【B】 ②学資金の支給【B】	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 各項目を通じて、おおむね所期の目標を達成したものと評価した。	〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
<22> 日本人学生の海外留学に関する情報提供等の実施状況 S: イベント実施及び協力回数はA 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A: 32回以上 B: 26回以上 32回未満 C: 21回以上 26回未満 D: 21回未満	○海外留学情報の収集・整理 海外の高等教育機関に関する情報の収集・整理の一環として、留学先として非英語圏の国・地域の需要が高まっていることを受け、英語で学位取得ができる非英語圏の国・地域の情報を収集することとし、令和2年度においては、対象となる非英語圏の国・地域や英語学位課程に関する情報収集の効果的な方法や課題の分析等の検討を行った。 なお、情報収集自体は令和3年度に実施し、結果を「海外留学支援サイト」に掲載を予定している。 ○ホームページ等による情報提供の充実 (1)「海外留学支援サイト」の運営 平成26年度に構築した海外留学支援サイトを継続して運営するとともに、最新の海外留学情報をこれまで以上に迅速かつ正確に提供することを目的とし、各関係	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 ・関心が高まっている非英語圏への留学について情報収集のための準備に着手したことは評価できる。 ・中長期の海外留学を実施する者を増加させるため、留学希望者及び留学が念頭にある者に対して、説明会やセミナー等において海外留学支援制度の情報提供や中長期の留学経験者の活用を行ったことは評価できる。 ・イベント実施及び他機関実施イベントへの協力回数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、他機関実施のイベントが減少した影響を	〈今後の課題・指摘事項〉 海外留学支援サイト等のアクセス数の減少から、昨年度は、新型コロナウイルス感染症により、海外渡航が困難となり、渡航予定の学生のアクセスが減少したことが影響として現れているのではないかと思慮。今後留学希望者を増やすような情報提供を行う必要がある。	〈その他事項〉 ・海外イベントのみ満足度データが記載されているが、他イベント

機関等へ掲載内容の確認及び最新情報の提供依頼を行い11か国・地域のコンテンツの更新を行った。

また、海外留学支援サイト等に掲載する内容や海外留学支援サイトの改善及びサイトリニューアルについての意見を収集・調査・分析するために、留学経験者の生の声や一般からの意見を広く聴取するアンケートを実施した。

さらに、文部科学省、外務省及び厚生労働省の新型コロナウイルス感染症関連の情報や留学中の学生向けの各国・地域の緊急救援基金情報及び海外安全のリンクを海外留学支援サイトに掲載する等、随時必要とされる情報の提供に努めた。

＜「海外留学支援サイト」アクセス件数＞

令和2年度	(参考) 令和元年度	前年度比
854,302件	1,189,981件	71.8%

＜参考：機構ホームページにおける海外留学関連情報アクセス件数＞

令和2年度	(参考) 令和元年度
912,217件	1,093,408件

(注)「海外への留学」から「海外留学支援サイト」を除いた件数及び「学校関係様>海外留学」の合算

(2)「海外留学奨学金検索システム」の運営

海外留学に関する奨学金情報を検索できる海外留学奨学金検索システムを継続して運営するとともに、コンテンツの更新を行った。

＜海外留学奨学金検索システムアクセス件数＞

令和2年度	(参考) 令和元年度
31,715件	37,680件

(3)動画コンテンツの配信

新型コロナウイルス感染症の影響により、他機関実施イベントでの情報提供が減少したことに対応して、新たな取組として、海外留学の基礎情報及び奨学金情報等をよりわかりやすくまとめた動画コンテンツ12本を配信し、提供する情報の質の維持に努めた。

さらに、国内の高校・大学等へオンラインイベントについて周知する際に動画についても広報した。

(4)SNSの利用

Facebookを通じて適宜情報提供を行い、海外留学に関する情報発信を行った。

＜留学生事業のFacebookファン数＞【再掲】

令和2年度	(参考) 令和元年	前年度比
14,714件	12,946件	113.7%

(注)Facebookのファン数は、年度末時点の件数を表す。

受け13回となり、目標水準の26回を下回ったが、これに対応し、海外留学促進のための動画コンテンツを配信し、情報提供の充実に取り組んでいる。また、情報提供の取組を各都道府県の教育委員会に周知する等広報活動を強化した。

・これらのことを踏まえれば、定められた数値目標には達していないものの、制約がある条件下において、効果的な取組を検討し、積極的に実施したことから、B評定とする。

についても必要ではないか。今後もオンラインがスタンダードとなると考えられるので満足度向上の取組につなげてほしい。

○出版物の作成

「わたしがつくる海外留学」(海外留学案内)及び「海外留学奨学金パンフレット」(海外留学のための奨学金一覧)を作成し、大学、関係機関等にも提供するとともに、ホームページに掲載し、海外留学情報の普及に努めた。

<出版物の作成部数>

出版物名	作成部数
わたしがつくる海外留学	5,000部
海外留学奨学金パンフレット	7,000部

○海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力

令和2年度の機構主催イベントは、新型コロナウイルス感染症の影響により、すべてオンライン開催となった。他機関実施イベントは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止が相次ぎ、協力回数は令和元年度の半数以下に減少した。

(1)海外留学フェア実施状況

留学希望者が効果的に留学準備を進められるように、令和2年6月に実施を予定していた対面での海外留学フェアは中止し、「海外留学オンラインフェア2020～世界の留学情報ウィーク～」と題して、令和3年2月にオンラインで開催した。在日外国公館12機関の動画を配信し、留学希望者の関心の高い留学情報の収集や留学資金に関する情報を含む留学の基礎情報に加えて、新型コロナウイルス感染症による各国・地域における留学への影響や対応について最新の情報を提供した。

<海外留学フェア実施状況>

日程	参加者数	満足度
2月15日～21日	434人	68.0%

(2)海外留学説明会実施状況

海外留学奨学金の説明や海外留学経験者の体験談を中心とした小規模のセミナーである海外留学説明会を5回実施した。令和元年度は4都市で実施したが、令和2年度は全てオンライン開催としたことにより全国から参加が可能となった。事前広報として、関係機関やメーリングリストの活用といった従前の広報に加えて、各都道府県の教育委員会に周知を依頼し、全国の高等学校や大学等への広報を強化した。

令和2年9月13日に実施した個別相談会においては、海外留学支援制度の具体的な手続について、海外留学希望者に個別に相談に応じた。

<海外留学説明会実施状況>

日程	説明会名	参加者数	満足度
----	------	------	-----

9月13日	個別相談会	19人	100.0%
12月6日	留学経験者座談会	96人	88.9%
2月12日	JASSO奨学金ランチセミナー	60人	37.5%
3月21日	海外大学学部進学希望者対象！2020年度海外留学オンライン説明会（留学経験者セミナー）	55人	88.9%
3月21日	海外大学院進学希望者対象！2020年度海外留学オンライン説明会（留学経験者セミナー）	92人	95.0%

(3) 他機関実施イベントへの協力状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、在日外国公館や大学等が主催する留学フェアやイベント等の多くが中止又は主催者単独での開催となった。そのため、令和元年度に協力の実績がある機関に加え、新たに16機関に説明会等への協力を打診し、各機関のイベントにおいて、海外留学のための奨学金セミナーを実施する等、計7回協力した。

(4) 動画コンテンツの配信【再掲】

新型コロナウイルス感染症の影響により、他機関実施イベントでの情報提供が減少したことに対応して、新たな取組として、海外留学の基礎情報及び奨学金情報等をよりわかりやすくまとめた動画コンテンツ12本を配信し、提供する情報の質の維持に努めた。

〈海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力状況〉

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
海外留学フェア	1回	1回
海外留学説明会	5回	5回
他機関実施イベントへの協力	7回	26回
全体	13回	32回

<23> 日本人留学生に対する学
資金支給の実施状況

○海外留学支援制度（協定派遣）の実施

グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に学生を短期間派遣するプログラムを審査のうえで以下のとおり採択し、採択されたプログラムにより派遣する留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。

(1)プログラムの採択状況

各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラムをプログラム枠として、グローバル化を一層推進する観点から重点枠を、それぞれ以下のとおり採択した。

<海外留学支援制度(協定派遣)採択プログラム数> (単位：件)

区分		令和2年度	(参考) 令和元年度
プログラム枠		1,281	1,361
重点 枠	大学の世界展開力強化事業	53	62
	スーパーグローバル大学創成 支援	36	55
	UMAP 推進	3	4
	計	1,373	1,482

(2)支援内容

奨学金月額：60,000円～100,000円（留学先地域により異なる）

渡航支援金：160,000円（平成30年度から、一定の家計基準を満たす者に対して支給）

(3)令和2年度支援実績

令和2年3月25日に新型コロナウイルス感染症の影響により、全世界が外務省の海外安全ホームページにおける感染症危険情報レベル2以上となり、学生の新規派遣は実施できなかった。

実績の1人は、令和2年4月に開始する新規プログラムに参加するため、レベル2以上に引きあがる前に留学先に渡航していたため、渡航のための準備資金としての渡航支援金の受給資格が生じ、渡航支援金のみ支援したが、奨学金の支援は行っていない。

<海外留学支援制度(協定派遣)支援実績（新規採用者数）> (単位：人)

区分		令和2年度	(参考) 令和元年度
プログラム枠		1	14,530
重	大学の世界展開力強化事業	0	761

<評定> B

<評定根拠>

- ・海外留学支援制度（協定派遣）に係る奨学金支給業務について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた大学等や留学生に対し、渡航支援金の対象者を拡大する等の柔軟な対応を行いつつ、円滑に実施したことは評価できる。また、留学期間の長期化を促す取組として、教育効果の高いプログラム事例の広報・周知を図るため、当該プログラムの発表事例の映像を機構ホームページに掲載したことは評価できる。
- ・海外留学支援制度（学部学位取得型）に係る奨学金支給業務について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた大学等や留学生に対し、オンライン学修であっても支援の対象とする等の柔軟な対応を行いつつ、円滑に実施したことは評価できる。また、ホームページでの広報や関係機関への案内の郵送、個別相談会への参加等、様々な関係機関に対して制度の周知を効果的に行ったほか、採用学生を対象に事前オリエンテーションを行い、有用な情報や知識を提供したことは評価できる。
- ・海外留学支援制度（大学院学位取得型）に係る奨学金支給業務について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた大学等や留学生に対し、オンライン学修であっても支援の対象とする等の特別措置など柔軟な対応を行いつつ、円滑に実施したことは評価できる。応募者数が令和元年比1.9倍に増加したことは評価できる。また、ホームページでの広報や関係機関への案内の郵送、若手研究者層に向け学会誌や適切なサイトへの広告掲載、オンラインでの個別相談会への参加等、様々な関係機関に対して制度の効果的な周知を実施したことは評価できる。
- ・個人及び民間企業等からの寄附金を募り、民間の力を活用して官民協働海外留学支援制度を運営し、各コースにおける選考・採用を円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣するために募集と選考を実施したことは評価できる。
- ・官民協働海外留学支援制度について、新型コロナウイルス感染症への対応（影響への対応）

<今後の課題・指摘事項>

- ・感染症危険レベル2以上の国・地域であっても例外的に支援対象とするなど、学生をできる限り支援する方向で臨機応変に対応したことは高く評価できる。今後は、ワクチンパスポートと連動して、レベル2以上の国・地域に対しても派遣支援を全面的に再開することが望まれる。
- ・機械学会などへの広報の効果はどの程度あったのかの検証が望まれる。

点 枠	スーパーグローバル大学創成 支援	0	514
	UMAP 推進	0	13
計		1	15,818

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定派遣)支援実績(継続支援者数)〉 (単位:人)

令和2年度	(参考) 令和元年度
1,741	3,138

(4) 留学期間の長期化を促す取組及び政府方針を踏まえた支援の検討状況

派遣学生が主体的に取り組み、高い教育効果が得られるよう設計されているプログラム事例について広報・普及を図るため、事例報告会を令和2年3月4日に実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とし、令和2年度に当該プログラムの発表映像を機構ホームページに掲載した。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関連する特別措置について

- ・令和元年度海外留学支援制度(協定派遣)の採択プログラムのうち、令和2年度においても継続して支援するプログラム(学生交流推進タイプ(タイプB))の採択について、本来は、採択年度において実績がないと翌年度の採択を取り消すところ、令和元年度の実績がない場合においても採択を取り消さないよう特例措置を講じた。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変し、経済的に困窮している学生も渡航支援金の対象とした。
- ・派遣学生に対して、感染症危険情報レベルが2以上の場合、支援の対象外としているが、通常時に帰国する場合と比べて困難が伴う場合は支援を継続するほか、帰国後もオンラインにより派遣先大学等の学修を継続している場合は、支援の対象とした。

○海外留学支援制度(学部学位取得型)の実施

留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的に諸外国の学士の学位を取得するための留学をする日本人学生等を対象に、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度(学部学位取得型)」を実施した。

(1) 支援内容

- ・奨学金月額: 59,000円~118,000円(留学先地域により異なる)
- ・授業料実費(年度上限2,500,000円)

や、コロナ禍において、選考・面接の実施、広報活動、イベント開催、寄附金募集活動などの取組を工夫したことは評価できる。

・支援企業と連携して、官民協働海外留学支援制度の事前研修・事後研修を計画的に実施し、留学による効果を高めるとともに、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援も実施し、学生の成長の促進及び留学中のモチベーションの維持に取り組んだことは評価できる。

・当初の計画では2020年で留学生の派遣を終了する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、計画を1年延長し、令和3年度派遣留学生の募集を行うなど、派遣人数1万人という目標の達成に向けて引き続き取組を行ったことは評価できる。

・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、選考、面接、研修・メンタリング等を、オンラインを活用して実施したことは評価できる。

(2) 令和2年度支援実績

以下のとおり、支援を実施した。

〈海外留学支援制度(学部学位取得型) 支援実績〉

区分	支援人数
令和2年度新規採用者	45人
令和元年度以前からの継続者	113人

(3) 令和3年度の募集・選考

以下のとおり、令和3年度採用者の募集、選考を行った。

〈海外留学支援制度(学部学位取得型) 採用実績〉

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
応募者数	235人	207人
採用者数	45人	45人

(4) 募集・選考業務等の効率化

募集・選考業務をオンラインで実施し、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を図りつつ、応募者、選考委員及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、確実な実施に努めた。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、オンラインにより面接審査を実施した。

(5) 効果的な周知の実施状況

海外留学支援制度(学部学位取得型)の周知として、以下の取組を実施した。

① 募集案内等の郵送

募集概要の機構ホームページへの掲載に併せて、全国の教育委員会、知事部局、スーパーグローバルハイスクール採択校等の高校、在外の日本大使館等の関係機関に募集案内やチラシを郵送した(令和2年9月)。

② 個別相談会の実施

オンラインによる個別相談会(令和2年9月13日)において制度概要について周知するとともに、留学希望者に対し個別相談を行った。

③ 紹介動画の掲載

「海外留学支援サイト」に制度の概要を紹介する動画を掲載した。

(6) 海外留学支援制度(学部学位取得型)に係る事前オリエンテーションの実施

国費留学生としての自覚を持たせること、危機管理意識を持たせることの必要性から、事前オリエンテーションを実施した。令和2年度採用者を対象とした事前オリエンテーションは、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年3月16

日の実施を中止したが、令和2年7月15日にオンラインで実施した。
 令和3年度採用者を対象とした事前オリエンテーションは、令和3年3月15日にオンラインで実施した。

(7) 新型コロナウイルス感染症への対応

派遣学生に対して、感染症危険情報レベルが2以上の場合、支援の対象外としているが、誓約書を提出することにより、感染症危険情報レベル2以上の国・地域への渡航であっても支援の対象とするほか、日本国内のオンライン学修であっても支援の対象とした。また、休学や留学開始時期の取扱要件の緩和や支援期間の延長などを行った。

令和3年度海外留学支援制度(学部学位取得型)の応募者に対して、応募書類の一つである語学試験結果の提出日を猶予した。

○海外留学支援制度(大学院学位取得型)の実施

留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的に、諸外国の大学等で修士・博士の学位取得を目指す日本人学生等を対象に、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度(大学院学位取得型)」を実施した。

(1) 支援内容

- ・奨学金月額：89,000円～148,000円(留学先地域により異なる)
- ・授業料実費(年度上限2,500,000円)

(2) 令和2年度支援実績

以下のとおり、支援を実施した。

<海外留学支援制度(大学院学位取得型)支援実績>

区分	支援人数
令和2年度新規採用者	93
令和元年度以前からの継続者	157

(3) 令和3年度の募集・選考

以下のとおり、令和3年度採用者の募集、選考を行った。

<海外留学支援制度(大学院学位取得型)採用実績>

区分	令和3年度	(参考) 令和2年度
応募者数	457人	239人
採用者数	108人	93人

(4) 募集・選考業務等の効率化

募集・選考業務をオンラインで実施し、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を図りつつ、応募者、選考委員及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、確実な実施に努めた。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、オンラインにより面接審査を実施した。その影響もあり、海外在住者の応募者数が令和元年度比の2.8倍、国内の社会人応募者が2.2倍に増加した。

(5) 効果的な周知の実施状況

海外留学支援制度（大学院学位取得型）の周知として、以下の取組を実施した。

① 募集案内等の郵送

募集概要等の機構ホームページへの掲載に併せて、全国の国公私立大学に募集要項や案内チラシを郵送した（令和2年9月）。

② 広告掲載等の実施

応募者数の増加に向けた取組として、比較的会員数が多く、学生や学校関係者が購読層である日本機械学会等5学会の学会誌発行に合わせて本制度のチラシ同封を依頼したほか、学会誌誌面への広告掲載を実施した。その他、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が管理するサイエンスポータル等に募集内容を掲載した。

③ 個別相談会の実施

機構主催のオンラインによる個別相談会（令和2年9月13日開催）に職員が参加し、制度概要について周知するとともに、留学希望者に対し個別相談を行った。

④ 紹介動画の掲載

「海外留学支援サイト」に制度の概要を紹介する動画を掲載した。

(6) 新型コロナウイルス感染症に関連する特別措置について

派遣学生に対して、感染症危険情報レベルが2以上の場合、支援の対象外としているが、誓約書を提出することにより、感染症危険情報レベル2以上の国・地域への渡航であっても支援の対象とするほか、日本国内のオンライン学修であっても支援の対象とした。また、休学や留学開始時期の取扱要件の緩和、支援期間の延長などを行った。

令和3年度海外留学支援制度（大学院学位取得型）の応募者に対して、応募書類の一つである語学試験結果の提出日を猶予した。

○ 「トビタテ！留学 JAPAN」の施策で得た経験の海外留学支援制度での活用について

「トビタテ！留学 JAPAN」の施策で得た経験の活用については、文部科学省等の意見を踏まえ、検討を行い、事前・事後研修を海外留学支援制度にも取り入れることとした。海外留学支援制度（協定派遣）の事前・事後研修に係る事例紹介の動画を機構ホームページに掲載したほか、海外留学支援制度（学部学位取得型）においては採用者を対象とした事前オリエンテーションを引き続き実施するなど、留学効果を高める

ため取組を進めている。

○官民協働海外留学支援制度（トビタテ！留学JAPAN）の実施

経済団体、支援企業、教育機関関係団体及び自治体全国組織等の代表から構成されるグローバル人材育成コミュニティ協議会の意見を踏まえつつ、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するために官民が協力した海外留学支援制度である「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」の派遣留学生の募集・選考を行い、大学生等コース、高校生コース、地域人材コースのそれぞれについて採用者を支援した。

(1)大学生等コース

大学生等コースは、理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コースから構成される。平成30年度からは理系、複合・融合系人材コースに未来テクノロジー人材枠を設けた。

①支援内容

以下の内容で、派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

<平成29年度前期（第6期）以降>

奨学金 (月額)	留学先地域により区分： 16万円、12万円 [家計基準を超える者は一律6万円]
留学準備金 (定額)	15万円（アジア地域）、25万円（アジア地域以外）
授業料 (定額)	大学・大学院の授業料が対象 ・1年以内の留学・・・ 30万円 ・1年を超える留学・・・ 60万円

<令和2年度前期（第12期）以降>

授業料 (定額)	大学・大学院の授業料が対象 30万円 (第12期以降、留学期間は最長で1年以内となる。)
-------------	--

②募集・選考に係る実績

令和2年度後期（第13期）派遣留学生の募集を行ったが、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、採用中止とした。

・申請：1,568人（242校）

③新型コロナウイルス感染症による影響及びその対応

・上記②の通り、令和2年度に採用予定だった令和2年度後期（第13期）派遣留学生については採用手続を中止した（令和2年4月）。

[対応]

令和2年度後期（第13期）派遣留学生を最後の採用とする予定であったが、留学開始時期を1年間後ろ倒しした、令和3年度（第14期）派遣留学生を新たに募集し、973人の応募を受け付けた（令和3年2月）。オンラインでの選考及び面接を実施し、令和3年6月中旬に400人の採用を予定している。

- ・令和2年3月時点で渡航中であった第11期生以前の派遣留学生については安全確保のため全員留学を中断し、一時帰国させるよう派遣留学生の在籍大学等に促した。

[対応]

やむを得ず現地に滞在を続けている派遣留学生には奨学金（月額）の支給要件の緩和措置を行い、一時帰国中の派遣留学生については一定の条件と機構の承認をもってオンライン環境下での活動を留学として認め、奨学金を支給した。

また、留学の中断・一時帰国後留学の再開が困難である場合は留学の中止を認め、それまでに支給済みの奨学金等の返納は不要とした。

- ・令和2年3月時点において渡航前だった令和2年度前期（第12期生）と一部の令和元年度後期（第11期生）の派遣留学生については予定通りの渡航ができなくなった。

[対応]

留学開始期限を延長した。

（令和元年度後期（第11期生）：令和2年3月31日→令和3年3月31日→令和4年3月31日）

（令和2年度前期（第12期生）：令和2年10月31日→令和3年3月31日→令和4年3月31日）

また、一定の条件と機構の承認をもって日本国内においてオンラインでの留学開始を認め、留学準備金と授業料を支給した。オンラインでの留学開始ができない派遣留学生については次年度への留学期間変更を認めた。

加えて、新型コロナウイルス感染症による影響で留学開始前に辞退した派遣留学生については、必要書類の提出と機構の承認をもって留学準備金の金額を上限として留学準備にかかった費用の返納を不要とした。

(2) 高校生コース

意欲のある若者の留学を高等学校段階から支援することで海外留学の機運を高めることを目的とする「高校生コース」の募集を行った。

① 支援内容

以下の内容で、派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

<アカデミック（ロング）>

授業料	留学先における授業料相当額（学費・登録料）： 30万円
現地活動費 （毎月）	留学先地域、留学期間により区分： 10万円～14万円

往復渡航費	10万円（アジア地域）、20万円（アジア地域以外）
事前・事後研修参加費	事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

<アカデミック（ロング）以外>

奨学金 （一括支給）	留学先地域、留学期間により区分： 24万円～95.5万円
事前・事後研修参加費	事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

（注）家計基準を超える者は、事前・事後研修参加費を除き、それぞれの金額に0.6を乗じた金額を支給。

②募集・選考に係る実績

令和2年度（第6期）派遣留学生の募集を行ったが、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、採用中止とした。

・申請：2,458人（969校）

③新型コロナウイルス感染症による影響及びその対応

令和2年度（第6期）を最後の採用とする予定であったが、留学開始時期を1年間後ろ倒しした、令和3年度（第7期）派遣留学生を新たに募集し、1,185人の応募を受け付けた（令和3年1月）。令和3年4月から募集を開始するアカデミックテイクオフ新高校1年生コースと合わせ、オンラインで選考と面接を実施し、令和3年6月中旬に800人の採用を予定している。

(3) 地域人材コース

地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のある学生を対象に、地域内でのインターンシップを組み合わせた留学を支援する「地域人材コース」の募集を各採択地域で行った。

①支援内容

以下の内容で、派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

<平成29年度前期（第6期）以降>

奨学金 (月額)	留学先地域により区分： 16万円、12万円 [家計基準を超える者は一律6万円]
留学準備金 (定額)	15万円（アジア地域）、25万円（アジア地域以外）
授業料 (定額)	大学・大学院の授業料が対象 ・1年以内の留学・・・ 30万円 ・1年を超える留学・・・ 60万円

<令和2年度前期（第12期）以降>

授業料 (定額)	大学・大学院の授業料が対象 30万円 (第12期以降、留学期間は最長で1年以内となる。)
-------------	--

②募集・選考に係る実績

令和2年度後期（第13期）派遣留学生の募集を行ったが、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、採用中止とした。

・申請：1,568人（242校）

③新型コロナウイルス感染症による影響と学生に対する支援

地域人材コース派遣留学生に対して、大学生等コースと同様の支援策を講じた。

④新型コロナウイルス感染症による影響と地域協議会に対する支援

地域協議会に対する支援は令和2年度で終了のところ、新たな募集を行うため支援を延長し、令和3年度までの支援をすることとなった。また、地方経済の悪化を鑑み、地域事業に必要となる資金の取扱いの柔軟化を講じた。

(4)「#せかい部×SDGs 探究プロジェクト」及び「#飛び立つ日まで」企画の実施

①「#せかい部×SDGs 探究プロジェクト」

高校生がSDGsに関連する5つのテーマの探究学習をすることで得られる気づきや学びを発信するプロジェクトを始動した。全国の高校生から約400人の応募があり、45都道府県から約170人のレポーターを選抜した。SDGsに関連する5つのテーマについて28のプログラムを通じて学び、レポートを発信し、多数メディアで告知を獲得した。また、成果報告イベントを実施した。

②「#飛び立つ日まで」

留学を一時断念させるを得ない学生や未来の留学生へエールを送るプロジェクトとして、著名人や先輩留学生からの応援メッセージと留学準備方法を公開し、プレスリリースを配信した。これにより、読売新聞や教育家庭新聞など13媒体での掲載を獲得し、社会全般に、未来の留学生にエールと情報提供をしていることをPRした。

(5) 審査業務等の効率化

審査業務の実施や留学計画変更申請業務等の処理に当たっては、オンラインを活用し、学生、生徒、選考委員、学校及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、その確実な実施を図っている。

(6) 制度の周知に向けた取組

支援企業と連携した広報活動をはじめ、ホームページ、ポスター、チラシの制作、イベント、SNS活用、メディア掲載などを通じて、さらなる周知を図るとともに、メディアへの働きかけを実施した。

特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においてもできる取組に努め、留学準備や留学の目的意識を醸成するための動画やチラシ等の作成やオンラインセミナーの開催に尽力した。オンラインイベントについては合計約100回程度開催した。

(7) 今後の方向性について

新型コロナウイルス感染症の影響により新トビタテへの移行は1年後ろ倒しで対応することとなった。2021年度以降の「トビタテ！」の在り方について、文部科学省と連携して検討を進めた。

(8) 寄附金募集活動

本事業実施のため、令和2年度は、機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により民間企業等（9社）に対して企業訪問を行うとともに、訪問済みの企業等に対してはオンラインにて引き続き寄附金募集活動を行った。また、新たに2社・団体からの支援の決定を受け、法人及び個人合わせて計914,032,945円の寄附金収入があった。

また、個人寄附拡大の為、団体開拓（東京青年会議所等）を推進し、説明会を計画している。コロナ禍における既存寄附者へのフォローとして季節の挨拶及び派遣留学生の御礼状を3回送付した。個人寄附の受入れ拡大を図るため、オンライン寄附システムの導入に加え、ゆうちょ銀行の払込取扱票付リーフレットを作成した。平成30年12月から開始した寄附型自動販売機の設置の取組を更に進めた。また令和元年11月に開始したトビタテとのコラボによる寄附付商品（売上の一部がトビタテに寄附）は、令和2年度中に合計8件の事例を創出した。

○2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向けた取組状況

当初計画では 2020 年までに留学生の派遣を終了する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえて、大学生等コース第 13 期及び高校生コース第 6 期の派遣留学生の採用を中止した。これにより計画を 1 年延長し、令和 3 年度派遣留学生の募集を行うなど、派遣人数 1 万人という目標の達成に向けて取り組んだ。

<採用状況（累計）>

目標	10,000 人			
採用者累計	8,323 人			
	大学生等		高校生	
	申請者	採用者	申請者	採用者
合計	19,225 人	5,630 人	9,609 人	2,693 人
平成 26 年度	1,700 人	323 人	-	-
平成 27 年度	2,074 人	660 人	514 人	303 人
平成 28 年度	3,220 人	950 人	2,058 人	511 人
平成 29 年度	3,275 人	1,115 人	1,904 人	501 人
平成 30 年度	3,505 人	1,092 人	2,108 人	538 人
令和元年度	3,367 人	976 人	3,025 人	840 人
令和 2 年度	1,111 人	514 人	-	-
令和 3 年度	973 人			

(注) 令和 2 年度は、大学生等コースの前期末のみ。

○留学前・留学後の研修

- ・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」のプログラムの一環として、留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として、事前研修・事後研修を実施している。
実施に当たっては、グローバル人材としての意識の醸成のため、支援企業の経営幹部による講演や留学・海外経験のある社員や帰国した派遣留学生による留学計画や留学中の活動へのアドバイスをを行う等、より効果的な留学機会を提供できるよう努めている。
- ・事前研修・事後研修には、研修に関する専門知識とノウハウを有する外部業者を活用し、円滑かつ効率的な運営に努めている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、オンライン開催とした。

(1) 大学生等コースの事前研修

① 目的

- ・将来のグローバルリーダーとしての動機付け
- ・留学目的・計画の明確化
- ・成長と活躍に必要な土台作り
- ・派遣留学生間の連帯感と使命感の醸成

② プログラム概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の留学計画通りには留学できない可能性が高く、先が見えない状況の中で、今できることは何か等も考える研修内容とした。

- ・多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション
- ・自分が留学期間中に意識すべきことの明確化や、日本についての理解の深化、自分の成長経験を共有するためのワークショップ・研修を通じて改善した留学計画のプレゼンテーション 等

③令和2年度開催実績

開催方法	開催回数	参加者数
オンライン	4回	236人

(2) 大学生等コースの事後研修

①目的

- ・留学経験の振り返りと自己の軸の再確認
- ・リーダーに向けての意識転換
- ・留学機運醸成に対する意義付け
- ・長期的な展望の整理

②プログラム概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、留学を中断・中止した学生や、帰国後にオンライン学修で留学を終了した学生も多いことから、留学の振り返りだけでなく、留学から帰国後の活動や考えたこと等も含めて振り返り、今後にどう活かしてしていくかについても検討する研修内容とした。

- ・留学成果のグループ内での共有
- ・産業界からグローバルに活躍するリーダーを招聘した講演
- ・留学で得た経験を基に、派遣留学生の志を整理し、今後の活動を検討するためのワークショップ
- ・留学の成果と今後の活動方針についてのプレゼンテーション 等

③令和2年度開催実績

開催方法	開催回数	参加者数
オンライン	15回	693人

(3) 高校生コースの事後研修

留学を終了した第5期派遣留学生に対して事後研修を実施した。
新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、オンラインにより実施した

<事後研修（第5期生）開催実績>

開催方法	開催回数	参加者数
オンライン	6回	117人

○メンタリング制度

	<p>「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」の一環として、留学中においても、アドバイザーとして、留学生活上の様々な悩みについて相談を受け、派遣留学生のモチベーションの状態を把握しながら寄り添って考える「メンター」を支援企業の留学経験者・海外勤務経験者等から募り、希望する学生（メンティー）に対して一人のメンターを指定し、相談等に応じている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、本制度で対象としている派遣留学生が一律に留学できない状況となった。留学スケジュールや計画の変更を余儀なくされた派遣留学生が、留学可能となるまで日本国内でできる留学準備や計画変更の進捗をメンターがバックアップ、サポートする形で、留学ができない状況にあってもメンティーのモチベーションの維持（メンタルダウンの予防）に主眼をおいて実施した。</p> <p>(1)目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学計画の実践サポートによる学生の成長の促進 ・留学準備中のモチベーションの維持（メンタルダウンの予防） <p>(2)実施形態</p> <p>メンターとメンティーの1対1のコミュニケーションを、原則としてインターネット通話により行う（月1回程度）。</p> <p>(3)令和2年度実施状況</p> <p>メンター及びメンティーを募集・採用し、両者をマッチングした上で、令和2年度も引き続きメンタリングを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンター：9人 ・メンティー：14人 		
--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>令和2年度の留学生支援事業決算額は、コロナ禍による留学生の減少により、予算額より減少した。主な減少要因は、留学生交流支援事業費補助金事業において大学等が留学プログラムを実施できなかったこと及び官民協働海外留学支援事業において留学の中止・延期により奨学金支給額等が減となったことによるものである。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号、第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビュー番号 0171 0153

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
									予算額（千円）	308,712	302,594	—	—	—
									決算額（千円）	310,069	302,517	—	—	—
									経常費用（千円）	293,875	284,350	—	—	—
									経常利益（千円）	9,902	△11,754	—	—	—
									行政コスト（千円）	517,788	284,350	—	—	—
									従事人員数	20	18	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
	(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供【B】 (2) 障害のある学生等に対する支援【B】 (3) キャリア教育・就職支援【B】	〈評価〉 B 〈評価根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
			<今後の課題・指摘事項> -	
			<その他事項> コロナ禍の影響にもかかわらず、すみやかにオンライン実施に切り替え、予定通り業務が実施されたことは評価できる。	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業 (1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号、第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビュー番号 0171

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報							②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
									予算額 (千円)	308,712	302,594	—	—	—
									決算額 (千円)	310,069	302,517	—	—	—
									経常費用 (千円)	293,875	284,350	—	—	—
									経常利益 (千円)	9,902	△11,754	—	—	—
									行政コスト (千円)	517,788	284,350	—	—	—
									従事人員数	20	18	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<p><24> 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況</p>	<p>○学生生活調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生の生活実態等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、「学生生活調査」を隔年で実施している。令和2年度は、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、調査票及び調査実施方法を策定し、令和2年11月に調査を実施した。なお、前回（平成30年度実施）に引き続き、調査項目には「大学生等の学習状況に関する調査」（国立教育政策研究所と共同実施）を含めた。 高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）における調査については、平成30年度の試行的な調査の実施を踏まえ、学生生活調査実施検討委員会で審議のうえ、調査票及び調査実施方法を策定し、「高等専門学校学生生活調査」及び「専修学校学生生活調査」として、本格実施した。 <p>○大学等における学生支援の取組状況に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学等における学生支援に関するニーズを把握するため、全国の大学・短期大学・高等専門学校を対象として、大学等における学生支援の取組状況について、原則隔年で調査を実施している。令和2年度は、令和元年9月に実施した調査について、外部有識者の協力を得て調査領域ごとに分析し、学生支援の取組状況に関する調査協力者会議による審議を踏まえ、令和2年12月に調査結果及び分析結果を公表した。 外部有識者による分析については、令和元年度調査結果に留まらず、過去10年の調査結果を踏まえる方針のもとで、分析を行った。 <p>○「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」の開催</p> <p>学生を取り巻く諸問題や大学等における学生支援に関する喫緊の課題をテーマに、具体的な問題事例や課題解決に向けた好事例の紹介等を行うことにより、先進的な取組等の普及、学生支援の充実を図ることを目的として実施した。</p> <p>令和2年度は、「新型コロナウイルス感染症への対応と学生支援の課題」をテーマとして、遠隔授業等が続くなかで、コミュニケーションの欠如、学業や将来への不安等を抱える学生たちがいることを踏まえ、感染のリスクを軽減しながら、どのように有効な学生支援を行えるのかを考え、課題や事例を共有することを目的として、講演</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 学生生活調査については、継続調査として着実に実施しつつ、高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）についても、「高等専門学校学生生活調査」、「専修学校学生生活調査」として、調査を本格実施したことは評価できる。 大学等における学生支援の取組状況に関する調査については、外部有識者の協力を得て、過去10年の調査結果を踏まえる方針で分析を行ったことは評価できる。 「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」の開催により、コロナ禍における学生支援の課題や方策について、情報や課題の共有の場を大学等教職員に提供するとともに、オンライン開催とすることにより、感染防止を図りつつ、多くの教職員に対して参加機会を提供したことは評価できる。 合理的配慮の提供に対する障害学生本人による効果評価をテーマとして行われたプロジェクト研究は、対象を拡大するとともに、調査内容を精査かつ充実させて実施されており、大学等と障害学生の間にも求められる建設的対話等に資する有益な情報を提供していると考えられ、評価できる。また、コロナ禍におけるオンライン授業に対する支援を調査内容に含め、現在必要とされる重要な情報の収集を適時に実施したことは評価できる。 	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>－</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 学生生活調査については、4年制大学とは異なる特徴を持つ高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）についても、「高等専門学校学生生活調査」、「専修学校学生生活調査」として、本格実施したことは評価できる。 セミナー等については、コロナ禍における学生生活支援の取り組みについて、まだ禍中にある各大学の教職員がオンラインで共有し、交流できたことは、教職員のエンパワメントとしても意義があったと思われる。 コロナ禍の収束後も、より多様な立場の教職員が受けられやすくするよう、セミナー等のハイブリッド型の企画実施を期待する。 	

	<p>や取組事例の発表を行った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン開催とし、主催者・講師・参加者全てがそれぞれの拠点からリモートで参加する形をとり、かつ当日参加できなかった人も視聴できるよう、セミナー終了後、録画のオンデマンド配信を実施した。</p> <p>(1) 日程 令和2年12月11日</p> <p>(2) 開催方法 YouTube ライブ配信によるオンライン開催</p> <p>(3) 対象 大学等の副学長相当職や部課長相当職、学生支援に携わる教職員</p> <p>(4) 後援 文部科学省、日本学生相談学会</p> <p>(5) 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 文部科学省による行政説明 ② 基調講演 「新型コロナウイルス感染症と学生の心のケア」 ③ 事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・「大学等によるコロナ禍への対応の取組」(3校) ・「コロナ禍におけるピア・サポート～1年生支援を中心に～」(3校) <p>(6) 参加登録者数 1,060人(483校)</p> <p>(7) セミナー当日の視聴者数 1,273人 YouTube より取得したアクセスデータによる。主催者・関係者による視聴を含む。</p> <p>(8) 参加者アンケート結果 満足度：91.8% オンライン開催により参加が容易であったことや、各校ともコロナ禍への対応について苦慮する中、他校の取組等の貴重な情報に触れる機会を得られたこと等から、一定の満足度を維持することができた。</p> <p>○プロジェクト研究の実施 学生生活支援に関わる政策上の重要課題に関連するテーマについて、今後の学生生活支援事業のエビデンスとして活用することを主な目的として、令和元年度に引き続き、国立大学法人筑波大学に調査研究を委託し、以下のとおり実施した。</p> <p>(1) テーマ</p>		
--	---	--	--

	<p>障害のある学生への修学支援における学生本人による効果評価に関する調査研究（令和元年度からの継続）</p> <p>(2)背景 障害学生に対して提供される合理的配慮の内容は、大学と障害学生間における不断の建設的対話・モニタリングを踏まえて決定することが重要とされているが、実際に、障害学生が合理的配慮の提供の決定プロセスにどのように参画し、提供された支援についてどう捉えているかは明らかになっていないことから、今後の大学と学生間の合意形成過程や支援内容の改善・充実に資する有益なデータ等を得るため、障害学生本人を評価者とした合理的配慮の提供に関する調査を実施する。</p> <p>(3)令和元年度調査研究からの主な変更点</p> <p>①調査対象を大学のみならず短期大学・高等専門学校の学生にも拡大</p> <p>②調査内容を合理的配慮の提供に対する障害学生本人による評価に限定（令和元年度は合理的配慮以外の支援に対する評価も対象としていた。）</p> <p>③障害の根拠資料、合理的配慮の申請者・申請時期に関する調査項目を追加</p> <p>④コロナ禍におけるオンライン授業に対する修学支援等を調査項目に追加</p> <p>(4)目的 以下のことを目的として、障害学生本人を評価者とした合理的配慮の提供に関する調査研究を行う。</p> <p>①大学等に申請した、あるいは提供された合理的配慮に対して、障害学生本人による効果評価を行い、配慮内容の有効性を明らかにする。</p> <p>②コロナ禍に伴う大学等におけるオンライン授業に対する障害学生の修学支援状況及び学生生活の変化を明らかにする。</p> <p>③上記①と②について、学生の障害分類による差異を明らかにする。</p> <p>④令和元年度の本研究の調査結果や他の関連する調査（大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査等）との比較を行う。</p> <p>(5)調査研究成果 令和3年3月に調査研究成果報告書を取りまとめ、機構において3月23日に成果報告会を開催した。また、報告書は令和3年4月にホームページにおいて公表した。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業 (2) 障害のある学生等に対する支援		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号、第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビュー番号 0171 0153

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
									予算額 (千円)	308,712	302,594	—	—	—
									決算額 (千円)	310,069	302,517	—	—	—
									経常費用 (千円)	293,875	284,350	—	—	—
									経常利益 (千円)	9,902	△11,754	—	—	—
									行政コスト (千円)	517,788	284,350	—	—	—
									従事人員数	20	18	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<p><25> 障害のある学生等に対する支援に係る事業、調査・分析等の実施状況</p>	<p>○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査 障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年実施している。 また、数値データだけでは把握できない実態に関する調査として合同ヒアリングを実施し、各年度のテーマに沿って聞き取りを行っている（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から未実施）。</p> <p>(1) 令和2年度調査の実施及び公表 ・令和2年9月～12月に調査を実施した（回収率：100%）。 ・調査結果については機構ホームページにて公表するとともに、大学等へ送付を予定している（令和3年8月頃）。</p> <p>(2) 「新型コロナウイルス感染症予防対策に係る大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生への取組事例について（概要）」の作成 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急事態宣言の下、大学等において入構制限やオンライン授業等の対応が行われた。こうした状況が障害のある学生及び障害学生支援にどのような影響を及ぼしたかについて、調査を実施し、各大学等がこの状況下において工夫・努力した支援事例の概要を障害種別に取りまとめ、令和3年1月8日に機構ホームページに公表した。 ・調査時期：令和2年9月1日から9月30日 ・調査対象校：高等教育機関1,180校 ・回収状況：高等教育機関485校（回収率41.1%）</p> <p>(3) 平成30年度調査結果の英訳 我が国の障害学生支援について海外へ情報発信し、国内外の研究者の研究交流を推進するため、令和元年から令和2年にかけて、平成30年度調査報告書の英語版の執筆を有識者に依頼し作成した。令和2年度協力者会議で承認の上、令和3年3月22日に機構ホームページに公開した。</p> <p>○『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』の作成 平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行に伴い、障害のある学生と大学等との間において差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関しての相談や紛争の防止・解決に関して、各大学等が適切な対応を行うた</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を実施していることは、評価できる。 ・今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急事態宣言の下、大学等において実施された支援が障害のある学生にどのような影響を及ぼしたかについて早急に調査し、各大学等がこの状況下において工夫・努力した支援事例の概要を作成し、公表したことは評価できる。 ・平成30年度の大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査の結果について、国内外の研究者の研究交流を推進するため、英訳版を作成し公表したことは評価できる。 ・障害のある学生に関する紛争の防止・解決等に関して調査及び事例収集を実施し、令和元年度に引き続き、事例集を公表した。また、本調査を通じ、支援担当者の合理的配慮に関する理解を深めるとともに、支援の申出への対応の質を高める方向性を目指し障害学生支援に取り組む各大学等の一助とするため、支援現場における今後の課題についての解説をウェブコラムとして公表したことは、評価できる。 ・障害学生が在籍しない学校や思うように取組が進まない大学等を主対象として、障害学生支援体制を整えるための底上げを図るセミナーを実施したことは評価できる。また、このコロナ禍において、参加者の安全を考慮してオンラインで実施した 	<p>〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 ー</p> <p>〈その他事項〉 コロナ禍における各大学の状況をタイムリーに調査し、大学間での情報共有を促進したことは評価できる。しかし、回収率が調査によって大きくばらつきがあるのが気になる。どのような大学等においても、その時点での現状に基づいて何かは回答できるような調査のデザインが工夫できるといっそう良い。</p>	

	<p>めにどのような体制を整えているかを調査するとともに、参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及することを目的とし、『障害者差別解消法』施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』協力者会議の協力により、以下のとおり実施、公表した。</p> <p>(1) 令和2年度調査の実施・公表 令和元年度に発生した紛争の防止や解決等に関する具体例を調査・集計し、調査結果について機構ホームページにて、公表した（令和3年3月）。</p> <p>①調査時期 令和2年7月1日から8月11日</p> <p>②調査対象校 高等教育機関1,172校、相談機関435機関</p> <p>③回収状況 高等教育機関627校（回収率53.5%）、相談機関78機関（回収率17.9%）</p> <p>④事例回答件数 上記のうち391件（高等教育機関369件、相談機関22件）</p> <p>⑤公表事例 事例回答件数391件のうち41件（高等教育機関：36件、相談機関：5件）</p> <p>(2) 「紛争の防止・解決のために（今後の課題）」（ウェブコラム）の連載 「障害者差別解消法」施行から4年、合理的配慮の提供については事業者も法的義務とすべきとの有識者会議の提言もあり、改正法案が閣議決定されたところである。大学等においても、不服申し立て等の件数増加に伴い、より一層の取組が必要とされていることから、支援現場における今後の課題についての解説をウェブコラムとして、機構ホームページにて全7回連載した（令和2年9月～令和3年3月）。また、平成30年度から3年間にわたりホームページに掲載したウェブコラム全27回を冊子として発刊し、大学等に配布した。</p> <p>○「障害学生支援理解・啓発セミナー」の開催</p> <p>(1) 目的 障害学生が在籍しない学校や思うように取組が進まない大学等を主対象として、障害学生支援体制を整えるための底上げを図る。</p> <p>(2) 対象者 高等教育機関の管理者及び障害学生支援に携わる高等教育機関の教職員（障害学生が在籍していない学校や、思うように取組が進まない大学等を主対象とする）のほか、一般に広く公開した。</p> <p>(3) 実施概要 ・合理的配慮の提供に関する基本的な説明のほか、大学や高等専門学校における障害学生支援に関する取組の事例の紹介を行った。また、セミナーに関する資料の一部をホームページに掲載した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、セミナーは参加者の安全を配慮して、従来の対面ではなく、オンラインでの開催とした。また、誰でも何度でも視聴で</p>	<p>ほか、一般に広く公開したことは、障害学生支援に関する理解促進や支援体制の充実に資するものであり評価できる。</p> <p>・障害のある学生の修学支援に関して、各大学等で抱える課題である発達障害支援、コロナ禍における障害学生支援という専門的なテーマを取り上げたことは、大学等における障害学生支援に関する理解促進や支援体制の充実に資するものであり、コロナ禍において参加者の安全を考慮してオンラインでセミナーを開催したことは、評価できる。</p> <p>・障害学生支援実務者育成研修会において基礎・応用プログラムにレベルを分けて研修を実施したことは、大学等の実践的な支援能力の向上に資するものであり、コロナ禍において参加者の安全を考慮してオンラインで開催したことは評価できる。</p> <p>・心の問題と成長支援ワークショップにおいて、学生のメンタルヘルスやカウンセリングについて大学等教職員の理解を深めるとともに参加者の対応能力の向上を図ったことは、大学等の支援の充実・強化に資するものであり、コロナ禍において参加者の安全を考慮してオンラインで開催したことは評価できる。</p>	
--	---	--	--

きるよう、YouTube (JASSO 学生生活支援事業チャンネル) でオンデマンドでの配信とした。

<実施概要> (オンラインセミナー/オンデマンド配信)

配信開始日	視聴回数
10月23日	7,490回

(注) 視聴回数は、3月末日時点の同セミナー内のすべての動画の視聴回数の合計。

○「障害学生支援専門テーマ別セミナー」の開催

(1) 目的

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ)」の中で、各大学等が取り組むべき主要課題とされている障害学生支援における専門的な事項等をテーマとして、大学等での修学支援体制の充実・強化を図る。

(2) 対象者

障害学生支援に携わる大学等の管理者及び教職員ほか

(3) 実施概要

- ・ 障害のある学生の修学支援に関して、各大学等で抱える課題である発達障害支援、コロナ禍における障害学生支援という専門的なテーマのセミナーを実施した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、セミナーは参加者の安全を配慮して、従来の参加型ではなく、オンラインでの開催とした。また、何度でも視聴できるよう、YouTube (JASSO 学生生活支援事業チャンネル) でオンデマンドでの配信とした。

<実施概要> (オンラインセミナー/オンデマンド配信)

テーマ	配信開始日	共催大学	視聴回数
医療系学部における発達障害学生支援	11月13日	富山大学	2,585回
発達障害学生の修学支援	11月30日	筑波大学	2,000回
コロナ禍における障害学生支援	2月5日	宮城教育大学	777回

(注) 3月末日時点の視聴回数。

○「障害学生支援実務者育成研修会 基礎プログラム/応用プログラム」の開催

(1) 目的

障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。
また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図る。

(2) 対象者

大学、短期大学、高等専門学校の障害学生支援に関わる教職員

(3) 期待される効果:

[基礎プログラム]

- ・障害学生支援の基礎知識（基本方針、障害学生のニーズ、障害学生の支援方法等）について基本的な理解を深め、所属校の意識を向上させることができる。
- ・修学に必要な支援について関係者（学外者を含む）と連携・協力関係を築くなどのコーディネートを行うことができる。

[応用プログラム]

- ・所属校における障害学生の支援計画の策定・マネジメントを行うことができる。
- ・所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる。

(4)実施概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修会は受講者の安全を配慮して、オンラインでの開催とした。

<実施概要>（オンライン）

名称	日程	受講者数	満足度
基礎プログラム	11月16日～17日	160人	97.0%
応用プログラム	12月14日～15日	56人	98.0%

○「心の問題と成長支援ワークショップ」の開催

(1)目的

メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習や講義、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資すること。

(2)対象者

大学、短期大学、高等専門学校 of 学生支援に関わる教職員

(3)期待される効果

- ・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に対し、窓口で初期対応が適切にできる。
- ・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に必要な支援につながるために、関係者と連携・協力して対応できる。
- ・所属校における組織の在り方や学生支援方針を意識した支援に取り組むことができる。

(4)実施概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ワークショップは参加者の安全を配慮して、オンラインでの開催とした。

<実施概要>（オンライン）

日程	参加者	満足度
10月31日～11月1日	63人	97.0%

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業 (3) キャリア教育・就職支援		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号、第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビュー番号0171

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報							②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
									予算額 (千円)	308,712	302,594	—	—	—
									決算額 (千円)	310,069	302,517	—	—	—
									経常費用 (千円)	293,875	284,350	—	—	—
									経常利益 (千円)	9,902	△11,754	—	—	—
									行政コスト (千円)	517,788	284,350	—	—	—
									従事人員数	20	18	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<26> キャリア教育・就職支援の実施状況	<p>○「全国キャリア教育・就職ガイダンス」の開催</p> <p>(1)目的 大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府各省の行政説明、パネルディスカッション、「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介等を行うことにより、産学官連携による人材育成等、キャリア教育・就職支援の充実を図る。</p> <p>(2)対象 大学等の役員及び部局の長、教員、キャリア教育・就職支援業務担当者、留学生支援業務担当者、障害学生支援業務担当者、企業等の人事採用担当者、都道府県の就職支援等担当者 等</p> <p>(3)実施日 令和2年11月24日</p> <p>(4)協力団体等 ・主催：文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構 ・協力：厚生労働省、農林水産省、経済産業省 ・後援：一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会</p> <p>(5)実施方法 新型コロナウイルス感染症への対応として、全面的にオンラインにより実施した。YouTube によるライブ配信とオンデマンド配信を組み合わせることで、従来の対面による実施と同程度の効果が得られるように努めた。</p> <p>(6)実施概要 ①政府各省による行政説明（機構ホームページに資料掲載） ②パネルディスカッション「with コロナ/after コロナにおける就職支援とキャリア支援について」 初の試みとして学生を登壇させ、学生の生の声をライブ配信で届けることにより、内容の充実を図った。 前半は「コロナ禍におけるオンラインインターンシップについて」をテーマに、後半は「コロナ禍における就職活動、採用活動について」をテーマに、各社の事例紹介と学生より体験談が述べられた。 ③「キャリア教育・就職支援の取組」事例紹介 令和元年度に対面で実施した企業と大学等の情報交換会、大学等によるポスターセッションについて、令和2年度は、機構ホームページに事例紹介の資料（連絡先明記）を掲載することに</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、各省の行政説明資料や産学の「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介資料を機構ホームページに掲載し、学生と企業のパネルディスカッションをオンラインにより行ったことは、産学官の連携によりキャリア教育・就職支援の充実を図るものとして評価できる。 ・キャリア教育・就職支援に係る協力者（外部有識者）と連携し、オンライン方式により、セミナー及びワークショップの企画や実施内容の検討を行ったことは評価できる。 ・「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」において、講演、パネルディスカッションのオンデマンド配信を行い、オンライン会議システムでグループディスカッションを行うなど、大学等でインターンシップ等の実施に取り組む専門人材の育成に努めたことは評価できる。 ・「キャリア教育・就職支援ワークショップ」において、新たな取組としてオンライン学生アンケートを実施し、企業からの参加者の助言の下、オンライン会議システムでグループワークを行うなど、キャリア教育を通じて、産学連携教育の推進に向けた大学等の教職員への知見・実践力の向上を図ったことは評価できる。 ・企業等への働きかけとして、既に産学協働によるインターンシップを実施している経済団体を訪問し、大学等と企業等の協働の取組等について意見交換を行ったことは評価できる。</p>	<p><評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項> － <その他事項> ・キャリア支援においても、留学生支援や学生生活支援と同様に、中止せずオンラインで実施されたことは評価できる。 ・コロナ禍の収束後は、リモートワークの併用がより一般的になり、学生の働き方やニーズの多い職域も大きく変化していくことが予想される。産学連携による人材育成のグランドデザインのようなものを描くため、教職員の学びの場を準備することが、日本学生支援機構の役割としても求められていると考える。</p>	

より、広く情報提供を行った。

地方創生・人材還流の観点から、平成30年度より、インターンシップやUターン・Iターンの促進等、就労支援の施策等を紹介している（6県）。

④多様な学生に対応したキャリア就職支援情報の提供

- ・外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション
- ・障害のある学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション

(7)視聴申込者数

1,033人

(8)満足度

78.6%

○キャリア教育・就職支援に関するセミナー及びワークショップの開催

- (1)キャリア教育・就職支援事業に係る協力者(外部有識者)との連携
学生支援に係るキャリア教育・就職支援に関わる機構の事業として、主に「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」及び「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施に当たっては、専門的な観点をもつ協力者(外部有識者)と連携し、オンラインでの打合せにより、効率的・効果的な実施が図れるよう検討を行った。

[参考：キャリア教育・就職支援事業に係る協力者との連携実績]

① 協力者会議（令和2年4月24日）

オンライン会議システムを使用し、主に令和2年度の「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の開催時期・実施内容等の検討を行った。

② 協力者打合せ（令和2年7月3日～令和3年1月27日まで全13回）

オンライン会議システムを使用し、主に令和2年度の「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」及び「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施内容等の検討を行った。

(2)「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の開催

①目的

全国の大学等でインターンシップ等のキャリア教育に携わる教職員及びインターンシップに関心のある教職員に対し、専門家による講演やパネルディスカッション、先駆的なインターンシップ等の実施事例の紹介、グループディスカッションを通じ

	<p>て、受講者の知見を広め、インターンシップ専門人材として必要になる実践的なスキルの向上を図る。</p> <p>②対象 大学等でインターンシップ等のキャリア教育を担当する教職員及び大学等でインターンシップに関心のある教職員。</p> <p>③実施日 令和2年12月18日</p> <p>④実施方法 新型コロナウイルス感染症への対応として、全面的にオンラインにより実施した。グループディスカッションについては、オンライン会議システムのブレイクアウトルーム機能や、参加者全員で共有できるチャット機能を使用することにより、従来の対面による実施と同程度の効果が得られるように努めた。また、講演・パネルディスカッションについては、グループディスカッションの参加者以外にも広く視聴できるようオンデマンド配信を行った。</p> <p>⑤実施概要 ・趣旨説明 ・講演「コロナ禍におけるインターンシップの可能性」 ・パネルディスカッション「リモートインターンシップへの挑戦」 ・グループディスカッション「コロナ禍におけるインターンシップの現状、課題、可能性 一次年度の実践にどう活かすかー」 グループで解決できなかった問い等を、チャット機能を使用しピックアップして、回答を全体に共有した。</p> <p>⑥受講者数 168人</p> <p>⑦満足度 78.4%</p> <p>⑧フォローアップ調査の実施 令和2年4月に、令和元年度に実施した当該事業の全参加者に対し、受講後の振り返り及び所属校での実践状況・課題等を調査し、次期事業につなぐことを目的に調査を実施し、協力者会議で成果の検証を共有した。</p> <p>(3)「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の開催 ①目的 大学等におけるキャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、産業界からの参加を得て、事例紹介やグループワーク等を行い、教育界と産業界双方の要望や課題等について認識を共有することで、より実践的な産学連携教育の推進を図る。</p>		
--	---	--	--

	<p>②対象 大学等の管理者（学長、副学長、理事等）、課長相当職以上の幹部職員及びキャリア教育・就職支援業務等に携わる教職員。企業等の人事採用担当者。</p> <p>③実施日 令和3年1月18日</p> <p>④実施方法 新型コロナウイルス感染症への対応として、全面的にオンラインにより実施した。参加者には令和2年度「全国キャリア教育・就職ガイダンス」のパネルディスカッションのオンデマンド配信の視聴を事前課題とすることにより、グループワークに向けての共通認識を図った。グループワークについては、オンライン会議システムのブレイクアウトルーム機能や、参加者全員で共有できるチャット機能を使用することにより、従来の対面による実施と同程度の効果が得られるように努めた。 参加企業の募集にあたり、東京商工会議所、東京中小企業家同友会、富山県と連携を図った。</p> <p>⑤実施概要 ・開会挨拶 ・学生に対する聞き取り調査結果の紹介 ・グループワーク（コロナ禍での取組、課題等。学生に対する聞き取り調査の発表等） ・全体会 各グループの書記が代表して、話された課題や解決しなかった課題をチャットで参加者全員に共有し、メインコーディネーター・サブコーディネーターが質問をピックアップして全体に回答した。 ・オンライン学生アンケートの実施 参加団体に所属する学生を対象に、オンラインアンケートを初めて実施した。また、アンケート結果を参加者に共有し、学生の生の声を情報提供した（学生回答数935人）。</p> <p>⑥受講者数 150人（内訳：学校関係者118人、企業等関係者32人）</p> <p>⑦満足度 83.8%</p> <p>⑧フォローアップ調査 令和3年1月に、令和元年度に実施した当該事業の全参加者に対し、受講後の振り返り及び所属校での実践状況・課題等を調査し、次期事業につなぐことを目的に調査を実施した。</p> <p>○大学等に対するインターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供</p>		
--	---	--	--

	<p>(1) 大学等におけるインターンシップの届出制度 令和3年度の実施スケジュール等について、文部科学省高等教育局専門教育課と令和3年3月2日に打合せを実施した。</p> <p>(2) 「インターンシップフォーラム～with/after コロナにおけるインターンシップの可能性～」への協力</p> <p>① 目的 大学・企業・自治体それぞれの立場で取り組んでいるインターンシップのグッドプラクティスや、コロナ禍におけるインターンシップの取組として、オンラインを活用したインターンシップ等について情報提供を行う。</p> <p>② 実施日 令和3年3月17日（オンライン開催）</p> <p>③ 協力団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催：文部科学省 ・共催：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、厚生労働省、経済産業省 ・協力：独立行政法人日本学生支援機構 <p>(3) 情報提供に係るその他の各種取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育的効果の高いインターンシップを推進するため、インターンシップの提供側への働きかけとして、産学協働によるインターンシップを実施している経済団体（経済同友会インターンシップ推進協会）の成果報告会（令和2年12月3日）に出席し、大学等と企業等との協働による取組の理解・啓発について、意見交換を行った。 ・就職活動のルール見直しに関しては、大学等で構成する「就職問題懇談会」（令和2年7月3日、令和2年10月22日及び令和3年3月3日）を傍聴するなど、大学等卒業・修了予定者に係る就職についての申合せの動向に関する情報収集に努めた。 ・大学等の先進事例を『文部科学 教育通信』に掲載することにより、「大学教育改革」につなげるインターンシップの推進を図った。 <p>[参考：『文部科学 教育通信』「大学教育を変える、未来を拓くインターンシップⅡ」掲載実績] 第1回5月11日～第22回3月22日（全22回）</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
(1) 一般管理費の削減 (計画値)	平成30年度予算を基準として中期目標期間中に16%異常削減する。	—	3億1,500万円以下 (削減率:3.1%以上)	3億500万円以下 (削減率:6.2%以上)	—	—	—	—	
(実績値)	—	3億2,451万円 ※平成30年度予算額	3億1,332万円 (削減率:3.6%)	3億291万円 (削減率:6.8%)	—	—	—	—	
(達成度) ※平成30年度予算に対する削減率の計画値を100%とする。	—	—	116.1%	109.7%	—	—	—	—	
(2) 業務経費の削減 (計画値)	平成30年度予算を基準として中期目標期間中に9%以上削減する。	—	54億6,300万円以下 (削減率:1.8%以上)	53億6,300万円以下 (削減率:3.6%以上)	—	—	—	—	
(実績値)	—	55億6,228万円 ※平成30年度予算額	54億5,583万円 (削減率:1.9%)	50億6,499万円 (削減率:9.0%)	—	—	—	—	
(達成度) ※平成30年度予算に対する削減率の計画値を100%とする。	—	—	105.6%	250.0%	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
	(1) 一般管理費等の削減【B】 (2) 人件費・給与水準の見直し【B】 (3) 契約の適正化【B】	〈評価〉 B 〈評価根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
			<今後の課題・指摘事項> -	
			<その他事項> -	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1-(1)	業務の効率化 (1) 一般管理費等の削減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
(1) 一般管理費の削減 (計画値)	平成30年度予算を基準として中期目標期間中に16%異常削減する。	—	3億1,500万円以下 (削減率: 3.1%以上)	3億500万円以下 (削減率: 6.2%以上)	—	—	—	—	
(実績値)	—	3億2,451万円 ※平成30年度予算額	3億1,332万円 (削減率: 3.6%)	3億291万円 (削減率: 6.8%)	—	—	—	—	
(達成度) ※平成30年度予算に対する削減率の計画値を100%とする。	—	—	116.1%	109.7%	—	—	—	—	
(2) 業務経費の削減 (計画値)	平成30年度予算を基準として中期目標期間中に9%以上削減する。	—	54億6,300万円以下 (削減率: 1.8%以上)	53億6,300万円以下 (削減率: 3.6%以上)	—	—	—	—	
(実績値)	—	55億6,228万円 ※平成30年度予算額	54億5,583万円 (削減率: 1.9%)	50億6,499万円 (削減率: 9.0%)	—	—	—	—	
(達成度) ※平成30年度予算に対する削減率の計画値を100%とする。	—	—	105.6%	250.0%	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価															
中期目標、中期計画、年度計画															
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価											
	業務実績	自己評価	評価	評価	B										
	<p><主要な業務実績></p> <p>①一般管理費（人件費、公租公費及び土地借料を除く。）削減の進捗状況【B】</p> <p>②業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況【A】</p> <p>③奨学金貸与事業における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況【B】</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。</p>		<p><評定に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>											
<p><27> 一般管理費（人件費、公租公費及び土地借料を除く。）削減の進捗状況</p> <p>S：削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A：3億100万円以下 （削減率：7.4%以上）</p> <p>B：3億100万円超 3億500万円以下 （削減率：6.2%以上）</p> <p>C：3億500万円超 3億900万円以下 （削減率：5.0%以上）</p> <p>D：3億900万円超 （削減率：5.0%未満）</p>	<p>○一般管理費削減に係る取組</p> <p>令和元年度に引き続き、以下の事項を業務に支障のない範囲で実施することにより、節電に取り組んだ。具体的取組は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クールビズの励行による空調の適切な調整。 ・エレベーターの運転台数について業務に支障のない範囲で削減。 ・廊下、ロビー等共用部分の照明について安全を確保したうえで業務上必要最小限の範囲で点灯。 ・パソコン・ディスプレイの省電力設定、離席時の電源オフ等の徹底。 ・タブレット端末の積極的な活用による会議等におけるペーパーレス化の推進。 <p>事務所等維持管理経費の効率化及び会議等におけるタブレット端末の活用によるペーパーレス化の推進等により経費の節減を図り、平成30年度予算に対し6.8%の効率化を達成した。</p> <p><一般管理費の削減状況> (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和2年度</th> <th rowspan="2">平成30年度予算に対する削減割合</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>324,515</td> <td>302,909</td> <td>△6.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度	令和2年度	平成30年度予算に対する削減割合	予算	実績	一般管理費	324,515	302,909	△6.8%	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>経費の削減に努める取組を実施したことは評価できる。経費の削減に努め、一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）が年度計画値3億500万円を下回ったことは評価できる。</p>		<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>細かい経費削減だけでなく、テレワークや働き方改革の推進など次の段階の取組を検討してほしい。</p>	
区分	平成30年度		令和2年度	平成30年度予算に対する削減割合											
	予算	実績													
一般管理費	324,515	302,909	△6.8%												

<p><28> 業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況 S：削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A：53億2,400万円以下 （削減率：4.3%以上） B：53億2,400万円超 53億6,300万円以下 （削減率：3.6%以上） C：53億6,300万円超 54億200万円以下 （削減率：2.9%以上） D：54億200万円超 （削減率：2.9%未満）</p>	<p>○業務経費削減に係る取組 新型コロナウイルス感染症の影響下において、留学生数の減少により、留学生受入れ促進プログラム等に係る経費が抑制された。また、日本留学フェアをオンラインにする等、事業の実施方法を工夫することで経費の節減を図った結果、平成30年度予算に対し9.0%の効率化を達成した。</p> <p>〈業務経費の削減状況〉（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="459 359 1153 494"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和2年度</th> <th rowspan="2">平成30年度予算に対する削減割合</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>5,562,286</td> <td>5,064,993</td> <td>△9.0%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度	令和2年度	平成30年度予算に対する削減割合	予算	実績	業務経費	5,562,286	5,064,993	△9.0%	<p>〈評定〉 A 〈評定根拠〉 9.0%の削減に至った背景には、新型コロナウイルス感染症の影響で留学生数が減少し、結果として経費が抑制されるとともに経費の削減に努めたことがあり、それにより業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）が年度計画値53億6,300万円を下回ったことは評価できる。</p>	<p>〈今後の課題・指摘事項〉 9.0%の効率化を達成したことは評価できる。なお、機構の説明によると、削減については新型コロナウイルス感染症の影響により中止した事業のみならず、新たに開始した事業も存在することに加え、通常の業務改善に係る取組によるものもあるため、機構の努力に依らずに新型コロナウイルスの影響で節減された金額のみを特定することは困難であるということであった。 いずれにしろ、新型コロナウイルス感染症が収束した後も経費の削減を継続できるよう、引き続き業務の見直しに努めることを期待する。</p> <p>〈その他事項〉 —</p>				
区分	平成30年度		令和2年度	平成30年度予算に対する削減割合													
	予算	実績															
業務経費	5,562,286	5,064,993	△9.0%														
<p><29> 奨学金貸与事業における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況</p>	<p>○奨学金貸与事業に関する費用の削減に係る取組 貸与奨学金の期首における要回収額の平成30年度から令和2年度への伸び率が6.5%であったのに対し、奨学金貸与事業に関する費用の同期間の伸び率は6.2%と、要回収額の伸び率以内となった。</p> <p>なお、奨学金事業業務経費については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、奨学金事業の業務改革に向けて検討を行い、返還期限猶予処理の迅速化等を行った。</p> <p>〈奨学金貸与事業に関する費用の効率化状況〉（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="459 1125 1243 1316"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和2年度</th> <th rowspan="2">平成30年度基準額に対する伸び率</th> </tr> <tr> <th>基準額</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首要回収額</td> <td>730,195,318</td> <td>777,954,316</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>奨学金貸与業務に関する費用</td> <td>7,246,621</td> <td>7,695,436</td> <td>6.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度	令和2年度	平成30年度基準額に対する伸び率	基準額	実績	期首要回収額	730,195,318	777,954,316	6.5%	奨学金貸与業務に関する費用	7,246,621	7,695,436	6.2%	<p>〈評定〉 B 〈評定根拠〉 奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）について、期首要回収額の伸び率を下回るよう削減を図ったことは評価できる。</p>	<p>〈今後の課題・指摘事項〉 — 〈その他事項〉 —</p>
区分	平成30年度		令和2年度	平成30年度基準額に対する伸び率													
	基準額	実績															
期首要回収額	730,195,318	777,954,316	6.5%														
奨学金貸与業務に関する費用	7,246,621	7,695,436	6.2%														

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1-(2)	業務の効率化 (2) 人件費・給与水準の見直し		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標、中期計画、年度計画									
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価					
	業務実績	自己評価		評価					
<30> 政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況	○政府の方針等を踏まえた人件費の見直し 一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、期末手当の引下げを実施した。また、配偶者及び父母等に係る扶養手当の見直しを実施した。	<評価> B <評価根拠> ・国家公務員の給与見直しを踏まえた手当の見直しを実施しており評価できる。 ・給与水準の検証の結果、国家公務員との給与水準の比較指標は92.8となっており適正であると評価できる。		<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。					
	<人件費の状況> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>(参考) 令和元年度</th> </tr> <tr> <td>実績額</td> <td>38億530万円</td> <td>35億2,683万円</td> </tr> </table>	区分	令和2年度		(参考) 令和元年度	実績額	38億530万円	35億2,683万円	
区分	令和2年度	(参考) 令和元年度							
実績額	38億530万円	35億2,683万円							
	○給与水準の検証及び公表 ・令和2年度の職員給与について、機構職員と国家公務員との給与水準の比較指標(ラスパイレス指数)は92.8となっており、適正である。なお、給与水準に関する検証結果等についてはホームページにおいて公表予定。 ・令和元年度給与水準の検証結果等については、令和2年7月にホームページに公表した。			<その他事項> —					

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1-(3)	業務の効率化(3) 契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画																																						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																		
	業務実績		自己評価	評価	B																																	
<31> 契約の適正化に係る実施状況	○契約監視委員会の開催 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、令和2年度契約監視委員会を開催し、令和元年度「調達等合理化計画自己評価（案）」及び令和2年度「調達等合理化計画（案）」を点検した。また、令和元年度の「競争性のない随意契約」についての事後承認及び2か年又は2回連続して一者応札・一者応募となった契約の対応策についての意見の具申がなされた。 併せて、令和元年度に発注した建設工事等の審査等を行った（令和2年6月4日）。			<評価> B <評価根拠> ・契約監視委員会を開催し、令和元年度の「調達等合理化計画自己評価（案）」、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」の対応についての点検や、令和2年度の「調達等合理化計画（案）」の点検及び発注した建設工事等に係る入札及び契約の審査及び意見の具申が実施されたことは契約の適正化に資するという観点から評価できる。 ・「令和2年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に基づき、積極的に一般競争入札等の推進を図り、一者応札・応募となった原因の把握及び分析に努めるために47件の聴き取りを行ったことは評価できる。また、前回一者応札・応募となった契約について公告期間を見直し、可能な限り公告期間の十分な確保に努めたことは評価できる。 ・マニュアル等の随時チェックを行っていること、事業担当部署に対する会計業務の研修を実施したこと、職員スキルの向上に取り組んでいることは、契約の適正化及び効率化のための積極的な取組として評価できる。	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -																																	
	○契約件数及び契約金額の状況																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">令和2年度実績</th> <th colspan="2">(参考)令和元年度実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額(千円)</th> <th>件数</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争性のある契約</td> <td>(77.3%) 177</td> <td>(79.3%) 7,834,446</td> <td>(74.9%) 253</td> <td>(82.1%) 10,184,562</td> </tr> <tr> <td> 競争入札等</td> <td>(69.0%) 158</td> <td>(73.5%) 7,260,762</td> <td>(63.9%) 216</td> <td>(71.2%) 8,827,128</td> </tr> <tr> <td> 企画競争、公募</td> <td>(8.3%) 19</td> <td>(5.8%) 573,684</td> <td>(10.9%) 37</td> <td>(10.9%) 1,357,434</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>(22.7%) 52</td> <td>(20.7%) 2,041,269</td> <td>(25.1%) 85</td> <td>(17.9%) 2,213,335</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100.0%) 229</td> <td>(100.0%) 9,875,715</td> <td>(100.0%) 338</td> <td>(100.0%) 12,397,897</td> </tr> </tbody> </table>		区分	令和2年度実績		(参考)令和元年度実績		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	競争性のある契約	(77.3%) 177	(79.3%) 7,834,446	(74.9%) 253	(82.1%) 10,184,562	競争入札等	(69.0%) 158	(73.5%) 7,260,762	(63.9%) 216	(71.2%) 8,827,128	企画競争、公募	(8.3%) 19	(5.8%) 573,684	(10.9%) 37	(10.9%) 1,357,434	競争性のない随意契約	(22.7%) 52	(20.7%) 2,041,269	(25.1%) 85	(17.9%) 2,213,335	合計	(100.0%) 229	(100.0%) 9,875,715	(100.0%) 338	(100.0%) 12,397,897		
区分	令和2年度実績			(参考)令和元年度実績																																		
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																																		
競争性のある契約	(77.3%) 177	(79.3%) 7,834,446	(74.9%) 253	(82.1%) 10,184,562																																		
競争入札等	(69.0%) 158	(73.5%) 7,260,762	(63.9%) 216	(71.2%) 8,827,128																																		
企画競争、公募	(8.3%) 19	(5.8%) 573,684	(10.9%) 37	(10.9%) 1,357,434																																		
競争性のない随意契約	(22.7%) 52	(20.7%) 2,041,269	(25.1%) 85	(17.9%) 2,213,335																																		
合計	(100.0%) 229	(100.0%) 9,875,715	(100.0%) 338	(100.0%) 12,397,897																																		
	(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。																																					
	○調達等合理化計画に係る実施状況 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付総務大臣決定）に基づき、「令和2年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページにおいて公表するとともに文部科学大臣に報告した（令和2年6月29日）。 ・令和2年度調達等合理化計画に対する取組内容及び実績は次のとおり。																																					

	<p>(1)重点的に取り組むべき分野</p> <p>①.一者応札・応募に関する調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標 一者応札・応募となった原因の把握及び分析に努める。また、前回一者応札・応募となった契約については、公告期間の十分な確保に努める。 ・目標達成に向けた取組内容 一者応札・応募となった契約については、入札資料は受領したが応札しなかった者から聴き取り（47件）を行った。それらの分析を行い、次回以降の契約の改善に努めた。 前回の契約において一者応札・応募となった契約については、例えば前回の調達案件において11日間だった公告期間を15日間に見直すなど、可能な限り公告期間の十分な確保に努めた。 <p>(2)調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>①随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>令和2年度に新たに競争性のない随意契約を締結した案件は6件であった。これらについては、契約事務取扱細則に規定された「随意契約によることができる場合」との整合性を確認し、監査部門の事前点検等による随意契約に関する内部統制の確立を目的として検査室に報告し点検を受け、承認を得たうえで随意契約を締結した。</p> <p>②不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事発生を未然に防止するための取組 調達担当職員は、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルに基づく契約事務を確実に実施するとともに、外部の研修会への参加により、職員のスキル向上に取り組んだ。上記取組により、不祥事の発生を未然に防止しているところではあるが、更なる充実を図るため、マニュアル等の内容について逸脱がないか、下記の観点より随時、チェックを行った。チェックの結果、不祥事の発生を未然に防止する観点から改訂等を行ったマニュアルはなかった。 [チェックの観点] ・法律や規程等の改正による手続の変更。 ・他法人において発生した不祥事の事例の原因・対応等の調査。その結果、同様の事例が機構で発生した場合に既存マニュアル等で対応できるかの検証。 ・各職員が既存マニュアル等の内容をチェックし、改善点等について相互確認。 ・不祥事発生時の対応と再発防止のための取組 万一、調達業務において不祥事が発生した際には、直ちに当該調達に係る調査委員会（調達の規模や案件の重要性に応じて内部又は第三者により構成）を設置し、原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、必要な措置を講ずることとしていたが、令和2年度において、不祥事の発生はなかった。 		
--	---	--	--

	<p>○共同調達等の実施 効果的かつ効率的な業務運営を図るため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとしており、共有事務所を有する駒場事務所において、公益財団法人日本国際教育支援協会等と共同で施設の管理運営を実施した。また、コピー用紙の調達については独立行政法人大学入試センターと共同で実施した。</p> <p>○契約に関する情報の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、令和 2 年度に締結した公益法人等に対する会費支出の状況を公表した。 ・「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣から各省各庁の長宛財計第 2017 号）に基づき、令和 2 年度に締結した契約について、競争契約（総合評価及び政府調達を含む一般競争入札）及び随意契約（企画競争、公募、随意契約（不落随意契約を含む））別に区分し、機構ホームページにおいて毎月公表した。 ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、令和元年度に係る公益法人に対する支出に係る見直しを行った結果、点検の対象となる支出はなかったため、その旨を機構ホームページにおいて公表した。 		
--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	組織の効果的な機能発揮		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
<p><32> 組織改善、事業実施体制の構築状況</p>	<p>○令和2年8月における組織の見直し 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、令和2年8月に、機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。</p> <p>[事務事業及び組織見直しの主なポイント] 高等教育の修学支援新制度の実施に伴う体制整備のため、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計急変にかかる採用業務及び支援区分見直し業務等を採用課及び奨学指導課から切り離し、事務の効率化・迅速化を図るため貸与・給付部に特別採用課を設置した。 ・特別採用課の設置にあたり、貸与・給付部の組織を再編成し、採用課の海外貸与係を特別採用課に移管し、既存各課の人員配置を見直した。 <p>○令和3年度に向けた組織の見直し 中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るとともに、高等教育の修学支援新制度や新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、令和3年度以降の組織見直しを検討した。</p>	<p>〈評価〉 B</p> <p>〈評価根拠〉 高等教育の修学支援新制度の実施等に対応した体制整備を行ったことは評価できる。</p>	<p>〈評価に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p>	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	学生支援に関する調査・分析・研究の実施		
当該項目の重要度、難易度	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第9号	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビュー番号0171

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価	評定	B	
<33> 学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況	<p>○学生支援に関する調査・分析・研究の実施</p> <p>(1) 学生生活調査【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の生活実態等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、「学生生活調査」を隔年で実施している。令和2年度は、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、調査票及び調査実施方法を策定し、令和2年11月に調査を実施した。なお、前回（平成30年度実施）に引き続き、調査項目には「大学生等の学習状況に関する調査」（国立教育政策研究所と共同実施）を含めた。 ・高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）における調査については、平成30年度の試行的な調査の実施を踏まえ、学生生活調査実施検討委員会で審議のうえ、調査票及び調査実施方法を策定し、「高等専門学校生生活調査」及び「専修学校生生活調査」として、本格実施した。 <p>(2) 奨学事業に関する実態調査等</p> <p>① 令和元年度奨学事業に関する実態調査</p> <p>国内の奨学金事業の実施状況を把握するため、全国の学校、地方公共団体、奨学金事業実施団体等に対して、3年に1度調査を実施している。令和2年度は、「令和元年度奨学事業に関する実態調査」を令和2年10月～令和3年2月に実施した。また、令和3年度の集計作業及び公表に向けてデータ精査を行った。</p> <p>② 大学・地方公共団体等が行う奨学金制度に関する情報提供</p> <p>大学等に進学を志す学生等への情報提供を目的として、大学、地方公共団体、奨学金事業実施団体が行う奨学金制度に関する情報収集を行い、機構ホームページにて情報提供を行っている。令和2年度は令和3年度進学者等の利用に資するため、最新の情報に更新を行った（令和3年3月）。</p> <p>(3) 留学生に関する調査</p> <p>留学生政策に関する基礎資料を得ることを目的として、以下の調査を実施した。私費外国人留学生生活実態調査については、令和元年度にオンラインで調査を実施し、私費外国人留学生から収集した回答の集計を行った。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生生活調査については、継続調査として着実に実施しつつ、高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）についても、「高等専門学校生生活調査」、「専修学校生生活調査」として、調査を本格実施したことは評価できる。 ・奨学事業の実施状況を把握するための調査を着実に実施したことは、評価できる。 ・調査ローデータを、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター（SSJDA）へ寄託し、申請者に提供したことは、調査データの幅広い活用及び学生支援に関する研究等の発展に資するものであり、評価できる。 ・調査データの集約管理の実施は、調査データの散逸防止という点において、評価できる。 ・JASSO リサーチを着実に実施し、学生支援に関する調査研究において若手研究者等を活用した点は評価できる。 	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉</p> <p>令和元年度の私費外国人留学生生活実態調査の結果について、本来翌年度内の公表が望ましいところ、公表が遅れたため、次回において、スケジュール等を見直す必要がある。</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>委託研究10件のうち5件が繰り越しとなったのはやむを得ない側面もあるが、調査方法などの見直しも検討してほしい。</p>		B

	<p>[外国人留学生在籍状況等に関する調査]</p> <p>①外国人留学生在籍状況調査 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関における外国人留学生在籍状況（令和2年5月1日現在）を把握するため実施した。調査結果については、令和3年3月30日に機構のホームページにて公表した。 また、同調査実施に併せ、次の調査を実施した。</p> <p>②短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査（令和3年3月31日公表）</p> <p>[その他調査]</p> <p>留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化等に役立てるため、以下の調査を実施した。</p> <p>①日本人学生留学状況調査（令和3年3月30日公表） ②外国人留学生年間受入れ状況調査（令和3年4月30日公表） ③外国人留学生進路状況調査（令和3年3月31日公表） ④外国人留学生学位授与状況調査（令和3年3月31日公表） ⑤私費外国人留学生生活実態調査（令和元年度に調査実施、令和3年6月4日調査結果公表）</p> <p>○調査分析機能の充実に向けた取組</p> <p>(1) 調査分析室定例会議 調査分析室が事務局となり、各部の調査分析に係る情報の共有及び各部横断的な課題に対する検討を行う場として、各部の調査分析室担当を中心とする「調査分析室定例会議」をオンライン会議にて実施し、各調査に係る報告や調査方法について意見交換を行った（令和3年3月3日）。</p> <p>(2) 機構の情報資産の寄託 機構が保有する調査データの幅広い活用を目的として、平成28年度より東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター（以下「SSJDA」という。）へ原則として調査ローデータを寄託することとしており、令和2年度は6件の調査ローデータをSSJDAへ寄託した。寄託後、公開された調査ローデータのうち、令和2年度は2件のデータについて計4回利用申請があり、SSJDAに対し提供の承認を行った。</p> <p>(3) 調査データの集約管理 過去に機構で実施した調査のローデータ散逸防止のため、調査データの複製を集積し、引き続き適切に保管した。</p>		
--	---	--	--

	<p>(4) 学生支援の推進に資する調査研究（JASSO リサーチ）の実施</p> <p>令和 2 年度は、令和元年度に行われた JASSO リサーチ推進委員会（第 3 回）（令和 2 年 3 月 23 日）での審議をもとに、理事長により 10 件の調査研究の採択を決定し、若手研究者等に調査研究を依頼した。各 研究者により令和 2 年 4 月から令和 3 年 2 月にかけて行われた調査研究の成果は、報告書に取りまとめられ、成果発表会において報告された。成果発表会は新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインで開催した（令和 3 年 3 月 11 日）。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により調査研究が終了しなかった 5 人については、令和 3 年度に引き続き研究の継続を依頼した。</p>		
--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	収入の確保等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画												
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
	業務実績	自己評価	評価	B								
<34> 収入の確保等の状況	<p>○外部資金の獲得</p> <p>(1) 学生支援寄附金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金募集に係る広報の強化を図るため、寄附金事業を専門的に行う寄附金室を新たに設置し、ホームページでの周知、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」や特に優れた業績による「返還免除認定通知」及び返還完了時に発送する「返還完了通知」に「寄附金募集のご案内」の掲載を行った。 ・ 社会貢献の一環として株主優待制度を活用した寄附制度を有する企業や、私募債発行手数料の一部を SDGs 関係団体に寄附する商品を有する金融機関と連携し、機構を寄附先に指定する機関を増やすなど、寄附金獲得に努めた。 ・ 寄附者への感謝の気持ちを広く表明し、継続的な寄附や新規の寄附を促すことを目的として、一定額以上の寄附者の法人名又は個人名を寄附者の意向に応じて機構ホームページに公表した。 ・ 個人からの継続的な寄附及び多様な寄附受入方法を維持するため、平成 29 年 11 月より導入したオンライン寄附システムを引き続き運用した。 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に困窮し修学の継続が困難となっている学生等に対し支援を行うことを目的として、令和 2 年 5 月 29 日から令和 2 年 7 月 31 日に「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」の募集を行い、寄附金の獲得拡大に努め、10.3 億円を受け入れた。 <p>上記の取組により、令和2年度の寄附金の受入れは下表のとおりとなった。</p> <p><学生支援寄附金の受入状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>(参考) 令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2,837件</td> <td>1,905件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>1,507,751,223円</td> <td>523,777,706円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金</p> <p>機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により民間企業等(9社)に対して企業訪問を行うとともに、訪問済みの企業等に対してはオンラインにて引き続き寄附金募集活動を行った。</p> <p>また、コロナ禍における施策として既存寄附者へは派遣留学生の御礼状送付、高額寄附者にはオンラインで御礼面談を実施した。平成 29 年度に導入したオンライン寄附システムの運用に加え、ゆうちょ銀行払込取扱票付リーフレットを作成、平成 30 年 12 月に導入した寄附型自動販売機設置を更に進める等、個人寄附の受入れ拡大を図るための取組を行った結果、個人寄附件数が増加し、受入件数、受入金額は以下のとおりとなった。</p>	区分	令和2年度	(参考) 令和元年度	件数	2,837件	1,905件	金額	1,507,751,223円	523,777,706円	<p>(評定) B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生支援寄附金の獲得のため、返還者等への周知を図ったことは評価できる。また、企業や金融機関との連携や、一定額以上の寄附者をホームページで公表し、寄附金獲得に努めたことは評価できる。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金を募集し、10.3 億円の寄附金を受け入れたことは評価できる。 ・ 「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金の募集を積極的に行い、コロナ禍における施策とともに、ゆうちょ銀行払込取扱票付リーフレットの作成やコラボによる寄附付商品の創出を更に推進するなどにより、個人寄附件数が増加したことは評価できる。 ・ 奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めたことは評価できる。 	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>2 か月でコロナ関連の寄附金を約 10 億円集めたことは高く評価できる。</p>
区分	令和2年度	(参考) 令和元年度										
件数	2,837件	1,905件										
金額	1,507,751,223円	523,777,706円										

また令和元年11月に開始したトビタテとのコラボによる寄附付商品（売上の一部がトビタテに寄附）は、令和2年度中に計8件の事例を創出した。

<「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況>

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
件数	1,286件	1,222件
金額	914,032,945円	1,423,551,113円

○自己収入の確保

(1) 日本留学試験

日本留学試験については、日本語教育機関等への広報や大学等への利用促進の取組により応募者数増を図ると共に、受験料の改定（国内）によって、収入確保に努めた。

(2) 日本語教育センター

日本語教育センターについては、広報・学生募集活動を積極的に行うなど、収入の確保に努めたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、予定通りの渡日が出来ず、入学辞退や延期が多数あり、令和2年度における受入数は東京日本語教育センターで44人（23.3%）、大阪日本語教育センターで64人（43.0%）の減となり、収入は大幅に減となった。

(3) 留学生宿舎

留学生宿舎については、大学による貸出方式の利用、推薦方式の推進などにより収入の確保に努めているが、新型コロナウイルス感染症の影響により入居率が低下したことにより、収入も減少している。

<自己収入>

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
日本留学試験	361,060千円	728,435千円
日本語教育センター	256,869千円	321,235千円
留学生宿舎	533,181千円	567,281千円

○適正な財務管理

(1) 財投機関債の発行

奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めた。

<財投機関債発行額>

発行年月日	発行額
令和2年6月9日	300億円
令和2年9月9日	300億円
令和2年11月9日	300億円

令和3年2月8日	300億円
計	1,200億円

なお、財投機関債発行に関連して、格付機関による発行体格付の状況は以下のとおりである。

<発行体格付の状況>

区分	令和2年度	(参考) 令和元年度
日本格付研究所 (JCR)	AAA	AAA
格付投資情報センター (R&I)	AA+	AA+

(2) 民間資金借入額実績 (年度末残高)

1,228 億円

○保有資産の有効活用

居室の有効活用を行うため、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の両会館について、通常の入居者募集に加えて臨時募集も行い、積極的な大学推薦方式による入居者募集を行った。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による出入国停止措置等の影響を受け、新規入居予定者のキャンセルや入居延期が急増した。

この結果、年間入居率は東京国際交流館では 3.1 ポイント、兵庫国際交流会館では 16.2 ポイント、令和元年度より減少した。会館全体の入居率は、令和元年度より 5.7 ポイント減少した。

<国際交流会館等入居率>

(単位：%)

会館名	令和2年度	令和元年度
東京国際交流館	90.2	93.3
兵庫国際交流会館	75.6	91.8
会館全体の入居率	87.3	93.0

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-2	寄附金事業の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画																		
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
	業務実績	自己評価	評定	A														
<p><35> 寄附金事業の実施状況</p>	<p>○学生支援寄附金の受入れ【再掲】</p> <p>寄附金募集に係る広報の強化を図るため、寄附金事業を専門的に行う寄附金室を新たに設置し、ホームページでの周知、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」や特に優れた業績による「返還免除認定通知」及び返還完了時に発送する「返還完了通知」に、「寄附金募集のご案内」の掲載を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会貢献の一環として株主優待制度を活用した寄附制度を有する企業や、私募債発行手数料の一部をSDGs関係団体に寄附する商品を有する金融機関と連携し、機構を寄附先に指定する機関を増やすなど、寄附金獲得に努めた。 寄附者への感謝の気持ちを広く表明し、継続的な寄附や新規の寄附を促すことを目的として、一定額以上の寄附者の法人名又は個人名を寄附者の意向に応じて機構ホームページに公表した。 個人からの継続的な寄附及び多様な寄附受入方法を維持するため、平成29年11月より導入したオンライン寄附システムを引き続き運用した。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に困窮し修学の継続が困難となっている学生等に対し支援を行うことを目的として、令和2年5月29日から令和2年7月31日に「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」の募集を行い、寄附金の獲得拡大に努め、10.3億円を受け入れた。 <p>上記の取組により、令和2年度の寄附金の受入れは下表のとおりとなった。</p> <p style="text-align: center;"><学生支援寄附金の受入状況></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>(参考) 令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2,837件</td> <td>1,905件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>1,507,751,223円</td> <td>523,777,706円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○JASSO 災害支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅が半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒に対し、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続するための支援として、JASSO 災害支援金（1人10万円）を支給した。 災害救助法適用時の緊急採用・返還期限猶予等を案内するプレスリリースやTwitter等に、併せてJASSO 災害支援金の案内を行い、周知に努めた。 <p style="text-align: center;"><JASSO 災害支援金支給状況></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>(参考) 令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給人数(人)</td> <td>246</td> <td>1,407</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和2年度	(参考) 令和元年度	件数	2,837件	1,905件	金額	1,507,751,223円	523,777,706円	区分	令和2年度	(参考) 令和元年度	支給人数(人)	246	1,407	<p>〈評定〉 A</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門部署を新たに設置し、寄附金事業について返還者等への周知を図ったほか、新型コロナウイルス感染症助成事業のための寄附金募集を行い、寄附金獲得拡大に努めたことは評価できる。 災害救助法適用時に、速やかにJASSO 災害支援金の制度を周知し、支援金を支給したことは評価できる。 新型コロナウイルス感染症拡大に対応し、帰国を余儀なくされた日本人留学生へ支援金を支給したことは評価できる。 新型コロナウイルス感染症拡大に対応し、大学等が実施する学生等への経済的支援の取組に対し助成を行ったことは評価できる。 寄附金を活用してJASSO リサーチを実施し、今後の学生支援の推進に資する調査・研究を拡充したことは評価できる。 	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の蔓延という困難な状況の中で、新たに「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」を募集して10.3億円を受け入れ、さらに「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」を実施して対象となる大学等のコロナ対策を支援したことは評価できる。 <p>〈今後の課題・指摘事項〉</p> <p>令和2年度に多額の寄附を獲得できたことは評価できるが、これを一時的なものにせず、引き続き寄附金の獲得拡大に努めることを期待する。</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>素晴らしい取組であったと評価できる。令和3年度も同様の寄附金募集を実施することを検討してほしい。</p>
区分	令和2年度	(参考) 令和元年度																
件数	2,837件	1,905件																
金額	1,507,751,223円	523,777,706円																
区分	令和2年度	(参考) 令和元年度																
支給人数(人)	246	1,407																

支給総額(千円)	24,600	140,700
----------	--------	---------

○新型コロナウイルスに係る JASSO 災害支援金

海外留学支援制度又は官民協働海外留学支援制度による奨学金を受給し、海外留学をしている日本人留学生のうち、新型コロナウイルス感染症拡大により安全確保を図るため帰国した者の経済的負担を軽減することを目的とし、支援金（1人10万円）の支給を行った。

<新型コロナウイルスに係る JASSO 災害支援金支給状況>

区分	令和2年度
支給人数(人)	1,124
支給総額(千円)	112,400

○新型コロナウイルス感染症対策助成事業

・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新型コロナウイルス感染症対策として大学・短期大学（大学院を含む）、高等専門学校（4・5年）、専修学校専門課程及び日本語教育機関等が実施する学生等への経済的支援の取組に対し、その事業費の一部又は全部への助成事業（1校あたり20万円～120万円）を実施した。対象となる大学等4,419校のうち、3,450校からの申請を受け付け、合計約17億円の助成を行った。

・令和3年度においても「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（第2弾）」を、学生生活を送るための食費と家賃や契約時の費用等の住の支援を対象に実施することとし、プレスリリースにより、報道機関や大学等への周知を図った（令和3年3月17日）。

○学生支援の推進に資する調査研究（JASSO リサーチ）の実施【再掲】

令和2年度は、令和元年度に行われた JASSO リサーチ推進委員会（第3回）（令和2年3月23日）での審議をもとに、理事長により10件の調査研究の採択を決定し、若手研究者等に調査研究を依頼した。各研究者により令和2年4月から令和3年2月にかけて行われた調査研究の成果は、報告書に取りまとめられ、成果発表会において報告された。成果発表会は新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインで開催した（令和3年3月11日）。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により研究が終了しなかった5人については、令和3年度に引き続き研究の継続を依頼した。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-3	奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
<36> 適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	<p>○債権管理の状況 独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行った。</p> <p>○貸倒引当金の計上 貸倒引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、独立行政法人会計基準に従った債務者区分に基づく算定方法により計上した。</p> <p><令和元年度決算額> ・第一種 502 億円 ・第二種 1,148 億円</p>	<p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っていることは評価できる。 独立行政法人会計基準に従って貸倒引当金を計上したことは評価できる。 	<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-4	予算の管理及び計画的な執行		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画								
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
	業務実績				自己評価	評価		
						B		
<37>予算、収支計画及び資金計画の実施状況	○令和2年度予算（総括）				(評定) B (評定根拠) おおむね計画どおりの実績となっており、評価できる。	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -		
	【全体（総括）】 (単位：百万円)							
		区分	予算	決算			差引増減額	
	収入							
	借入金等			974,901			△116,618	
			1,091,519					
	運営費交付金		15,651	15,788			136	
	育英資金返還免除等補助金		7,837	7,837			-	
	学資支給金補助金		235,384	158,499			△76,885	
	学生支援緊急給付金給付事業費補助金		-	53,112			53,112	
	留学生交流支援事業費補助金		7,868	7,868			-	
	施設整備費補助金		-	34			34	
	受託収入等		-	48			48	
	寄附金収入		2,665	2,249			△417	
	貸付回収金		868,746	885,863			17,118	
	貸付金利息等		26,353	26,838			485	
	政府補給金		45	3			△42	
	事業収入		923	786			△137	
	雑収入		3,291	4,365			1,074	
		計	2,260,282	2,138,189			△122,093	
支出								
奨学金貸与事業費			899,552	144,852				
		1,044,404						
一般管理費		2,282	2,273	9				
うち、人件費（管理系）		1,082	1,031	51				
物件費		1,201	1,242	△42				
業務経費		17,300	17,774	△474				
うち、人件費（事業系）		3,634	3,590	43				
物件費		13,666	14,184	△518				
特殊経費		283	211	72				
借入金等償還		943,931	934,761	9,170				
借入金等利息償還		30,642	24,173	6,469				
学資支給基金補助金経費		2,096	2,108	△11				

学資支給金補助金経費	235,384	120,947	114,437
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	50,361	△50,361
留学生交流支援事業費補助金経費	7,868	1,899	5,969
施設整備費	-	34	△34
受託経費等	-	48	△48
寄附金事業費	2,665	2,249	417
計			230,467
	2,286,856	2,056,389	

【奨学金事業（総括）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等		974,901	△116,618
	1,091,519		
運営費交付金	8,321	7,893	△428
育英資金返還免除等補助金	7,837	7,837	-
学資支給金補助金	235,384	158,499	△76,885
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	53,112	53,112
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収入	395	1,473	1,078
貸付回収金	868,746	885,863	17,118
貸付金利息等	26,353	26,838	485
政府補給金	45	3	△42
事業収入	-	-	-
雑収入	2,734	3,863	1,129
計			△121,053
	2,241,334	2,120,281	
支出			
奨学金貸与事業費		899,552	144,852
	1,044,404		
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	10,830	11,584	△754
うち、人件費（事業系）	2,543	2,456	87
物件費	8,287	9,128	△841
特殊経費	225	157	68
借入金等償還	943,931	934,761	9,170

借入金等利息償還	30,642	24,173	6,469
学資支給基金補助金経費	2,096	2,108	△11
学資支給金補助金経費	235,384	120,947	114,437
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	50,361	△50,361
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
施設整備費	-	-	-
受託経費等	-	-	-
寄附金事業費	395	1,473	△1,078
計	2,267,908	2,045,115	222,792

【留学生支援事業（総括）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	4,729	5,360	631
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給金補助金	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	7,868	7,868	-
施設整備費補助金	-	34	34
受託収入等	-	48	48
寄附金収入	2,262	771	△1,492
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	923	786	△137
雑収入	556	461	△95
計	16,338	15,328	△1,011
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	6,180	5,893	287
うち、人件費（事業系）	897	928	△32
物件費	5,283	4,965	318
特殊経費	28	39	△11
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-

学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	7,868	1,899	5,969
施設整備費	-	34	△34
受託経費等	-	48	△48
寄附金事業費	2,262	771	1,492
計	16,338	8,684	7,654

【学生生活支援事業（総括）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	295	308	14
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給金補助金	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収入	8	5	△3
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	-	-	-
計	303	313	11
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	290	297	△7
うち、人件費（事業系）	194	206	△12
物件費	96	92	4
特殊経費	4	-	4
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	-	-	-

学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
施設整備費	-	-	-
受託経費等	-	-	-
寄附金事業費	8	5	3
計	303	303	0

【法人共通（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	2,307	2,227	△80
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給金補助金	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収入	-	-	-
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	0	41	41
計	2,307	2,268	△40
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	2,282	2,273	9
うち、人件費（管理系）	1,082	1,031	51
物件費	1,201	1,242	△42
業務経費	-	-	-
うち、人件費（事業系）	-	-	-
物件費	-	-	-
特殊経費	25	14	11
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-

施設整備費	-	-	-
受託経費等	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
計	2,307	2,287	20

○令和2年度予算（一般勘定）

【全体（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等		974,901	△116,618
	1,091,519		
運営費交付金	15,651	15,788	136
育英資金返還免除等補助金	7,837	7,837	-
学資支給金補助金	235,384	158,499	△76,885
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	53,112	53,112
留学生交流支援事業費補助金	7,868	7,868	-
施設整備費補助金	-	34	34
受託収入等	-	48	48
寄附金収入	2,665	2,249	△417
貸付回収金	868,746	885,863	17,118
貸付金利息等	26,353	26,838	485
政府補給金	45	3	△42
事業収入	923	786	△137
雑収入	3,291	4,365	1,074
計	2,260,282	2,138,189	△122,093
支出			
奨学金貸与事業費		899,552	144,852
	1,044,404		
一般管理費	2,282	2,273	9
うち、人件費（管理系）	1,082	1,031	51
物件費	1,201	1,242	△42
業務経費	17,300	17,774	△474
うち、人件費（事業系）	3,634	3,590	43
物件費	13,666	14,184	△518
特殊経費	283	211	72
借入金等償還	943,931	934,761	9,170
借入金等利息償還	30,642	24,173	6,469
学資支給基金補助金経費	-	-	-

学資支給金補助金経費	235,384	120,947	114,437
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	50,361	△50,361
留学生交流支援事業費補助金経費	7,868	1,899	5,969
施設整備費	-	34	△34
受託経費等	-	48	△48
寄附金事業費	2,665	2,249	417
計			230,478
	2,284,760	2,054,281	

【奨学金事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等		974,901	△116,618
	1,091,519		
運営費交付金	8,321	7,893	△428
育英資金返還免除等補助金	7,837	7,837	-
学資支給金補助金	235,384	158,499	△76,885
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	53,112	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収入	395	1,473	1,078
貸付回収金	868,746	885,863	17,118
貸付金利息等	26,353	26,838	485
政府補給金	45	3	△42
事業収入	-	-	-
雑収入	2,734	3,863	1,129
計			△121,053
	2,241,334	2,120,281	
支出			
奨学金貸与事業費		899,552	144,852
	1,044,404		
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	10,830	11,584	△754
うち、人件費（事業系）	2,543	2,456	87
物件費	8,287	9,128	△841
特殊経費	225	157	68
借入金等償還	943,931	934,761	9,170

借入金等利息償還	30,642	24,173	6,469
学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	235,384	120,947	114,437
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	50,361	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
施設整備費	-	-	-
受託経費等	-	-	-
寄附金事業費	395	1,473	△1,078
計			222,804
	2,265,811	2,043,008	

【留学生支援事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	4,729	5,360	631
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給金補助金	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	7,868	7,868	-
施設整備費補助金	-	34	34
受託収入等	-	48	48
寄附金収入	2,262	771	△1,492
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	923	786	△137
雑収入	556	461	△95
計	16,338	15,328	△1,011
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	6,180	5,893	287
うち、人件費（事業系）	897	928	△32
物件費	5,283	4,965	318
特殊経費	28	39	△11
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-

学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	7,868	1,899	5,969
施設整備費	-	34	△34
受託経費等	-	48	△48
寄附金事業費	2,262	771	1,492
計	16,338	8,684	7,654

【学生生活支援事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	295	308	14
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給金補助金	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収入	8	5	△3
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	-	-	-
計	303	313	11
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	290	297	△7
うち、人件費（事業系）	194	206	△12
物件費	96	92	4
特殊経費	4	-	4
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	-	-	-

学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
施設整備費	-	-	-
受託経費等	-	-	-
寄附金事業費	8	5	3
計	303	303	0

【法人共通（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	2,307	2,227	△80
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給金補助金	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収入	-	-	-
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	0	41	41
計	2,307	2,268	△40
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	2,282	2,273	9
うち、人件費（管理系）	1,082	1,031	51
物件費	1,201	1,242	△42
業務経費	-	-	-
うち、人件費（事業系）	-	-	-
物件費	-	-	-
特殊経費	25	14	11
借入金等償還	-	-	-

借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
学資支給金補助金経費	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
施設整備費	-	-	-
受託経費等	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
計	2,307	2,287	20

○令和2年度予算（学資支給業務勘定）

【奨学金事業（学資支給業務勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	-	-	-
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給金補助金	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
施設整備費補助金	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収入	-	-	-
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	-	-	-
計	-	-	-
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	-	-	-

うち、人件費（事業系）	-	-	-
物件費	-	-	-
特殊経費	-	-	-
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	2,096	2,108	△11
学資支給金補助金経費	-	-	-
学生支援緊急給付金給付事業費補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
施設整備費	-	-	-
受託経費等	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
計	2,096	2,108	△11

（注）各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○令和2年度 収支計画（総括）

【全体（総括）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	342,743	252,886	89,858
業務経費	334,379	245,732	88,647
寄附金事業費	2,666	2,220	445
一般管理費	2,233	2,297	△64
減価償却費	3,465	2,636	829
臨時損失	2	1	1
収益の部			
経常収益	345,407	251,534	△93,873
運営費交付金収益	13,419	13,739	321
施設費収益	-	34	34
自己収入	30,529	31,861	1,333
受託収入等	-	48	48
寄附金収益	2,666	2,220	△445
補助金等収益	270,294	200,777	△69,516

財源措置予定額収益	25,007	-	△25,007
賞与引当金見返に係る収益	356	370	13
退職給付引当金見返に係る収益	510	273	△236
資産見返負債戻入	2,594	2,173	△420
財務収益	33	37	4
臨時利益	2	6,348	6,346
純利益	2,663	4,995	2,332
目的積立金取崩額	146	146	0
総利益	2,809	5,141	2,332

【奨学金事業（総括）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	323,801	241,433	82,368
業務経費	320,183	237,640	82,543
寄附金事業費	395	1,473	△1,077
一般管理費	-	-	-
減価償却費	3,223	2,320	903
臨時損失	1	0	1
収益の部			
経常収益	326,477	239,921	△86,556
運営費交付金収益	6,577	6,708	131
施設費収益	-	-	-
自己収入	29,050	30,547	1,497
受託収入等	-	-	-
寄附金収益	395	1,473	1,077
補助金等収益	262,426	198,885	△63,541
財源措置予定額収益	25,007	-	△25,007
賞与引当金見返に係る収益	192	196	4
退職給付引当金見返に係る収益	405	145	△261
資産見返負債戻入	2,393	1,931	△461
財務収益	33	37	4
臨時利益	1	6,347	6,346
純利益	2,676	4,835	2,159
目的積立金取崩額	131	131	0

総利益	2,808	4,966	2,159
-----	-------	-------	-------

【留学生支援事業（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	16,325	8,761	7,564
業務経費	13,907	7,823	6,084
寄附金事業費	2,262	742	1,520
一般管理費	-	-	-
減価償却費	156	196	△40
臨時損失	0	1	△0
収益の部			
経常収益	16,312	8,935	△7,378
運営費交付金収益	4,497	4,680	183
施設費収益	-	34	34
自己収入	1,479	1,274	△205
受託収入等	-	48	48
寄附金収益	2,262	742	△1,520
補助金等収益	7,868	1,893	△5,976
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	68	74	6
退職給付引当金見返に係る収益	17	55	38
資産見返負債戻入	120	134	13
財務収益	-	0	0
臨時利益	0	1	0
純利益	△13	174	186
目的積立金取崩額	14	15	0
総利益	1	188	187

【学生生活支援事業（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
----	----	----	-------

費用の部			
経常費用	299	284	14
業務経費	290	269	21
寄附金事業費	8	5	3
一般管理費	-	-	-
減価償却費	1	10	△9
臨時損失	0	0	0
収益の部			
経常収益	299	273	△26
運営費交付金収益	268	231	△37
施設費収益	-	-	-
自己収入	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金収益	8	5	△3
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	15	15	0
退職給付引当金見返に係る収益	7	11	4
資産見返負債戻入	1	10	9
財務収益	-	-	-
臨時利益	0	0	△0
純利益	-	△12	△12
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	△12	△12

【法人共通（総括）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	2,318	2,408	△89
業務経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
一般管理費	2,233	2,297	△64
減価償却費	85	111	△25

臨時損失	0	0	△0
収益の部			
經常収益	2,318	2,405	87
運営費交付金収益	2,076	2,120	43
施設費収益	-	-	-
自己収入	-	41	41
受託収入等	-	-	-
寄附金収益	-	-	-
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	82	84	3
退職給付引当金見返に係る収益	80	62	△18
資産見返負債戻入	80	98	18
財務収益	0	0	△0
臨時利益	0	0	0
純利益	△0	△2	△2
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	-	△2	△2

○令和2年度 収支計画（一般勘定）

【全体（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
經常費用	340,420	252,099	88,321
業務経費	332,283	244,945	87,337
寄附金事業費	2,666	2,220	445
一般管理費	2,233	2,297	△64
減価償却費	3,238	2,636	602
臨時損失	2	1	1
収益の部			
經常収益	343,083	250,746	△92,337
運営費交付金収益	13,419	13,739	321
施設費収益	-	34	34
自己収入	30,529	33,184	2,655
受託収入等	-	48	48
寄附金収益	2,666	2,220	△445
補助金等収益	268,197	198,668	△69,529
財源措置予定額収益	25,007	-	△25,007

賞与引当金見返に係る収益	356	370	13
退職給付引当金見返に係る収益	510	273	△236
資産見返負債戻入	2,367	2,173	△194
財務収益	33	37	4
臨時利益	2	6,348	6,346
純利益	2,663	4,995	2,332
目的積立金取崩額	146	146	0
総利益	2,809	5,141	2,332

【奨学金事業（一般勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	321,478	240,645	80,832
業務経費	318,086	236,853	81,233
寄附金事業費	395	1,473	△1,077
一般管理費	-	-	-
減価償却費	2,997	2,320	677
臨時損失	1	0	1
収益の部			
経常収益	324,154	239,134	△85,020
運営費交付金収益	6,577	6,708	131
施設費収益	-	-	-
自己収入	29,050	31,869	2,820
受託収入等	-	-	-
寄附金収益	395	1,473	1,077
補助金等収益	260,329	196,775	△63,554
財源措置予定額収益	25,007	-	△25,007
賞与引当金見返に係る収益	192	196	4
退職給付引当金見返に係る収益	405	145	△261
資産見返負債戻入	2,166	1,931	△235
財務収益	33	37	4
臨時利益	1	6,347	6,346
純利益	2,676	4,835	2,159
目的積立金取崩額	131	131	0
総利益	2,808	4,966	2,159

【留学生支援事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
經常費用	16,325	8,761	7,564
業務経費	13,907	7,823	6,084
寄附金事業費	2,262	742	1,520
一般管理費	-	-	-
減価償却費	156	196	△40
臨時損失	0	1	△0
収益の部			
經常収益	16,312	8,935	△7,378
運営費交付金収益	4,497	4,680	183
施設費収益	-	34	34
自己収入	1,479	1,274	△205
受託収入等	-	48	48
寄附金収益	2,262	742	△1,520
補助金等収益	7,868	1,893	△5,976
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	68	74	6
退職給付引当金見返に係る収益	17	55	38
資産見返負債戻入	120	134	13
財務収益	-	0	0
臨時利益	0	1	0
純利益	△13	174	186
目的積立金取崩額	14	15	0
総利益	1	188	187

【学生生活支援事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			

	経常費用	299	284	14		
	業務経費	290	269	21		
	寄附金事業費	8	5	3		
	一般管理費	-	-	-		
	減価償却費	1	10	△9		
	臨時損失	0	0	0		
	収益の部					
	経常収益	299	273	△26		
	運営費交付金収益	268	231	△37		
	施設費収益	-	-	-		
	自己収入	-	-	-		
	受託収入等	-	-	-		
	寄附金収益	8	5	△3		
	補助金等収益	-	-	-		
	財源措置予定額収益	-	-	-		
	賞与引当金見返に係る収益	15	15	0		
	退職給付引当金見返に係る収益	7	11	4		
	資産見返負債戻入	1	10	9		
	財務収益	-	-	-		
	臨時利益	0	0	△0		
	純利益	-	△12	△12		
	目的積立金取崩額	-	-	-		
	総利益	-	△12	△12		

【法人共通（一般勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	2,318	2,408	△89
業務経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
一般管理費	2,233	2,297	△64
減価償却費	85	111	△25
臨時損失	0	0	△0
収益の部			
経常収益	2,318	2,405	87
運営費交付金収益	2,076	2,120	43
施設費収益	-	-	-
自己収入	-	41	41
受託収入等	-	-	-
寄附金収益	-	-	-
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	82	84	3
退職給付引当金見返に係る収益	80	62	△18
資産見返負債戻入	80	98	18
財務収益	0	0	△0
臨時利益	0	0	0
純利益	△0	△2	△2
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	-	△2	△2

○令和2年度 収支計画（学資支給業務勘定）

【奨学金事業（学資支給業務勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	2,323	3,432	△1,109
業務経費	2,097	3,432	△1,336
寄附金事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
減価償却費	227	-	227
臨時損失	-	-	-

収益の部			
經常収益	2,323	3,432	1,109
運営費交付金収益	-	-	-
施設費収益	-	-	-
自己収入	-	187	187
受託収入等	-	-	-
寄附金収益	-	-	-
補助金等収益	2,097	2,110	13
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-
資産見返負債戻入	227	1,136	909
財務収益	-	-	-
臨時利益	-	-	-
純利益	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	-	-

(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○令和2年度 資金計画 (総括)

【全体 (総括)】

(単位: 百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△3,747,239	△3,956,535	△209,296
奨学金貸与	△1,044,404	△899,552	144,852
奨学金給付	△237,480	△123,054	114,426
人件費支出	△4,860	△4,888	△29
短期借入金の返済による支出	△1,462,486	△1,900,351	△437,865
長期借入金の返済による支出	△943,931	△934,761	9,170
支払利息	△30,642	△24,173	6,469
寄附金事業による支出	△2,629	△2,482	147
その他の業務支出	△20,807	△66,718	△45,911
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△554	△554
投資活動による支出	△1,595	△1,890	△295
財務活動による支出	△727	△296	431
次年度への繰越金	223,316	312,746	89,431

資金収入			
業務活動による収入	3,722,839	4,038,740	315,901
運営費交付金による収入	15,651	15,788	136
政府補給金による収入	45	3	△42
国庫補助金による収入	251,089	227,316	△23,773
貸付回収金による収入	868,746	885,844	17,098
学資金支給金の回収による収入	30	14	△16
短期借入による収入	1,462,486	1,900,351	437,865
長期借入による収入	1,091,352	974,733	△116,619
貸付金利息	26,315	26,796	481
その他の業務収入	4,459	5,387	927
受託収入等	-	83	83
寄附金による収入	2,665	2,426	△240
投資活動による収入	3,600	3,634	34
施設整備費による収入	-	34	34
その他の投資収入	3,600	3,600	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	246,437	229,093	△17,344

【奨学金事業（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△3,728,334	△3,944,606	△216,272
奨学金貸与	△1,044,404	△899,552	144,852
奨学金給付	△237,480	△123,054	114,426
人件費支出	△2,604	△2,562	42
短期借入金の返済による支出	△1,462,486	△1,900,351	△437,865
長期借入金返済による支出	△943,931	△934,761	9,170
支払利息	△30,642	△24,173	6,469
寄附金事業による支出	△395	△1,475	△1,080
その他の業務支出	△6,392	△58,420	△52,028
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△258	△258
投資活動による支出	△1,394	△1,746	△352
財務活動による支出	△699	△243	456
次年度への繰越金	219,143	301,101	81,958
資金収入			
業務活動による収入	3,703,703	4,020,140	316,437
運営費交付金による収入	8,321	7,893	△428
政府補給金による収入	45	3	△42
国庫補助金による収入	243,221	219,448	△23,773
貸付回収金による収入	868,746	885,844	17,098

学資金支給金の回収による収入	30	14	△16
短期借入による収入	1,462,486	1,900,351	437,865
長期借入による収入	1,091,352	974,733	△116,619
貸付金利息	26,315	26,796	481
その他の業務収入	2,792	3,924	1,132
受託収入等	-	-	-
寄附金による収入	395	1,135	740
投資活動による収入	3,600	3,600	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	3,600	3,600	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	242,267	223,957	△18,311

【留学生支援事業（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△16,365	△9,327	7,039
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△951	△1,063	△112
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	△2,226	△1,008	1,219
その他の業務支出	△13,188	△6,959	6,229
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△297	△297
投資活動による支出	△113	△81	32
財務活動による支出	△23	△41	△18
次年度への繰越金	3,566	10,353	6,788
資金収入			
業務活動による収入	16,501	15,989	△512
運営費交付金による収入	4,729	5,360	631
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	7,868	7,868	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	1,642	1,387	△254
受託収入等	-	83	83

寄附金による収入	2,262	1,290	△972
投資活動による収入	-	34	34
施設整備費による収入	-	34	34
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	3,566	3,779	214

【学生生活支援事業（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△302	△242	60
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△199	△184	14
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	△8	△0	8
その他の業務支出	△95	△58	38
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△1	△34	△33
財務活動による支出	-	-	-
次年度への繰越金	383	420	37
資金収入			
業務活動による収入	303	308	6
運営費交付金による収入	295	308	14
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金による収入	8	-	△8
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	382	387	5

【法人共通（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△2,238	△2,360	△122
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△1,107	△1,079	28
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	-	-
その他の業務支出	△1,131	△1,281	△150
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△87	△29	58
財務活動による支出	△5	△12	△7
次年度への繰越金	224	872	647
資金収入			
業務活動による収入	2,333	2,303	△30
運営費交付金による収入	2,307	2,227	△80
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	26	76	50
受託収入等	-	-	-
寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	222	971	749

○令和2年度 資金計画（一般勘定）

【全体（一般勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
----	----	----	-------

資金支出			
業務活動による支出	△3,744,962	△3,954,011	△209,049
奨学金貸与	△1,044,404	△899,552	144,852
奨学金給付	△235,384	△120,947	114,437
人件費支出	△4,859	△4,882	△24
短期借入金の返済による支出	△1,462,486	△1,900,351	△437,865
長期借入金の返済による支出	△943,931	△934,761	9,170
支払利息	△30,642	△24,173	6,469
寄附金事業による支出	△2,629	△2,482	147
その他の業務支出	△20,627	△66,308	△45,681
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△554	△554
投資活動による支出	△1,595	△1,176	418
財務活動による支出	△727	△296	431
次年度への繰越金	221,157	310,234	89,078
資金収入			
業務活動による収入	3,722,831	4,038,730	315,899
運営費交付金による収入	15,651	15,788	136
政府補給金による収入	45	3	△42
国庫補助金による収入	251,089	227,316	△23,773
貸付回収金による収入	868,746	885,844	17,098
学資金支給金の回収による収入	22	4	△18
短期借入による収入	1,462,486	1,900,351	437,865
長期借入による収入	1,091,352	974,733	△116,619
貸付金利息	26,315	26,796	481
その他の業務収入	4,459	5,387	927
受託収入等	-	83	83
寄附金による収入	2,665	2,426	△240
投資活動による収入	3,600	3,634	34
施設整備費による収入	-	34	34
その他の投資収入	3,600	3,600	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	242,010	223,355	△18,655

【奨学金事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△3,726,057	△3,942,083	△216,026
奨学金貸与	△1,044,404	△899,552	144,852
奨学金給付	△235,384	△120,947	114,437
人件費支出	△2,603	△2,556	47
短期借入金の返済による支出	△1,462,486	△1,900,351	△437,865

長期借入金の返済による支出	△943,931	△934,761	9,170
支払利息	△30,642	△24,173	6,469
寄附金事業による支出	△395	△1,475	△1,080
その他の業務支出	△6,212	△58,010	△51,798
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△258	△258
投資活動による支出	△1,394	△1,032	362
財務活動による支出	△699	△243	456
次年度への繰越金	216,984	298,590	81,606
資金収入			
業務活動による収入	3,703,694	4,020,130	316,435
運営費交付金による収入	8,321	7,893	△428
政府補給金による収入	45	3	△42
国庫補助金による収入	243,221	219,448	△23,773
貸付回収金による収入	868,746	885,844	17,098
学資金支給金の回収による収入	22	4	△18
短期借入による収入	1,462,486	1,900,351	437,865
長期借入による収入	1,091,352	974,733	△116,619
貸付金利息	26,315	26,796	481
その他の業務収入	2,792	3,923	1,132
受託収入等	-	-	-
寄附金による収入	395	1,135	740
投資活動による収入	3,600	3,600	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	3,600	3,600	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	237,840	218,218	△19,622

【留学生支援事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△16,365	△9,327	7,039
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△951	△1,063	△112
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	△2,226	△1,008	1,219
その他の業務支出	△13,188	△6,959	6,229
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△297	△297
投資活動による支出	△113	△81	32

財務活動による支出	△23	△41	△18
次年度への繰越金	3,566	10,353	6,788
資金収入			
業務活動による収入	16,501	15,989	△512
運営費交付金による収入	4,729	5,360	631
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	7,868	7,868	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	1,642	1,387	△254
受託収入等	-	83	83
寄附金による収入	2,262	1,290	△972
投資活動による収入	-	34	34
施設整備費による収入	-	34	34
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	3,566	3,779	214

【学生生活支援事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△302	△242	60
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△199	△184	14
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	△8	△0	8
その他の業務支出	△95	△58	38
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△1	△34	△33
財務活動による支出	-	-	-
次年度への繰越金	383	420	37
資金収入			
業務活動による収入	303	308	6
運営費交付金による収入	295	308	14

政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	-	-	-
受託収入等	-	-	-
寄附金による収入	8	-	△8
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	382	387	5

【法人共通（一般勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△2,238	△2,360	△122
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△1,107	△1,079	28
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	-	-
その他の業務支出	△1,131	△1,281	△150
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△87	△29	58
財務活動による支出	△5	△12	△7
次年度への繰越金	224	872	647
資金収入			
業務活動による収入	2,333	2,303	△30
運営費交付金による収入	2,307	2,227	△80
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-

貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	26	76	50
受託収入等	-	-	-
寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	222	971	749

○令和2年度 資金計画（学資支給業務勘定）

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△2,277	△2,524	△247
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	△2,096	△2,108	△11
人件費支出	△1	△6	△5
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	-	-
その他の業務支出	△180	△410	△230
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	-	△714	△714
財務活動による支出	-	-	-
次年度への繰越金	2,159	2,512	353
資金収入			
業務活動による収入	9	10	2
運営費交付金による収入	-	-	-
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	9	10	2
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	-	0	0
受託収入等	-	-	-
寄附金による収入	-	0	0

	<table border="1"> <tr> <td>投資活動による収入</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>施設整備費による収入</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の投資収入</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>財務活動による収入</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>前年度からの繰越金</td> <td>4,428</td> <td>5,739</td> <td>1,311</td> </tr> </table> <p>(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。</p>	投資活動による収入	-	-	-	施設整備費による収入	-	-	-	その他の投資収入	-	-	-	財務活動による収入	-	-	-	前年度からの繰越金	4,428	5,739	1,311		
投資活動による収入	-	-	-																				
施設整備費による収入	-	-	-																				
その他の投資収入	-	-	-																				
財務活動による収入	-	-	-																				
前年度からの繰越金	4,428	5,739	1,311																				
<38> 短期借入金の調達状況	<p>学資貸与金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は、5,456億円であった。 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 学資貸与金の財源として限度額の範囲内で短期借入金を調達できたことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —</p>																				
<39> 余剰金の活用状況	<p>※令和2年度に余剰金の使用実績はなかった。</p>	—	—																				

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	内部統制・ガバナンスの強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	評定	B
	<p>(1) 事業運営への外部有識者の参画【B】</p> <p>(2) 外部評価の実施【B】</p> <p>(3) 理事会等によるガバナンスの確保【B】</p> <p>(4) リスクの管理の推進【B】</p> <p>(5) コンプライアンスの推進【B】</p> <p>(6) 内部監査の実施【B】</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。</p>		<p>〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p>	
<p><40> 事業運営への外部有識者の参画状況</p>	<p>○運営評議会の開催 外部有識者により組織される運営評議会をオンラインで開催し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた業務の実施状況や新規事業等の内容を踏まえた今後の機構の在り方等について審議を行い、高度な見識と知見に基づく客観的な助言をいただいた。</p> <p>(1) 日程 令和2年11月30日</p> <p>(2) 議題 WITH/AFTER コロナにおける学生支援について</p> <p>(3) 主な審議内容 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業の充実に向けた助言</p> <p>○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進 コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会（外部有識者1人を含む21人の委員で構成。令和2年6月1日開催）において「令和2年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施など、以下の取組を実施した。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 ・外部有識者からなる運営評議会を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた機構の事業に関する重要事項について助言を得たことは評価できる。 ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための研修を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。</p>		<p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 外部有識者の意見等を積極的に取り入れつつコロナ禍や災害などに対して柔軟に対応したことは高く評価できる。</p>	

<p><41> 外部評価の実施状況</p>	<p>○外部有識者の意見を踏まえた自己評価の実施</p> <p>(1) 令和元年度業務実績に関する評価の実施 令和元年度の業務実績に関する評価に当たり、業務実績及び自己評価案を取りまとめた上で、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会（令和2年5月26日～6月18日）を書面にて開催し、業務実績等に関する意見を聴取した。その後、評価委員会の意見を踏まえて評価を決定し、令和元年度業務実績等報告書を取りまとめ、令和2年6月25日付で文部科学大臣に提出するとともに、令和2年6月29日に評価委員会の意見と併せてホームページにて公表した。</p> <p>(2) 令和2年度業務実績に係る評価指標の決定 令和2年度業務実績について客観的な評価を行うために、計画事項に沿って、評価指標及び定量的指標の評定基準（S、A、B、C、Dの基準）の案を策定し、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会（令和2年5月26日～6月18日）において意見を聴取した上で決定した。</p> <p>○評価結果の事業の改善への活用 令和元年度の業務実績に関する評価の結果については、各部等にフィードバックし、令和2年10月に、評価結果や評価における指摘事項等の反映状況に留意しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響や業務の進捗状況等を確認し、計画の達成状況について取りまとめを行った。課題が認められた事項については改善を促し、当該改善状況に係るフォローアップを行った。 なお、進捗状況やフォローアップの結果については、経営管理会議業務報告部会にて報告した。</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・外部有識者により構成される評価委員会において業務実績等に関する意見等を聴取し、厳格かつ客観的な評価の実施に努めたことは評価できる。 ・令和元年度業務実績に対する評価及び指摘事項等への対応状況等に留意して令和2年度の業務の進捗状況を確認し、特に指摘に対する対応状況について、フォローアップを行ったことは、評価を活用した事業の改善等という点において評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —</p>
<p><42> ガバナンス確保の状況</p>	<p>業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行するため、以下の取組を行った。</p> <p>○理事会等によるガバナンスの確保</p> <p>(1) 理事会等の運営 以下のとおり、重要事項について審議、報告、決定等を行う会議を運営した。</p> <p>①理事会 機構の重要な方針及び施策に関し、理事長が必要と認める事項について適時理事会を開催し、審議を行った（理事長、理事長代理及び理事が出席）。</p> <p>②経営管理会議 ・経営管理会議を毎月2回程度開催し、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関し、理事長が必要と認める事項について、審議等を行い、必要に応じて改善策を指示した（役員及び政策企画部長、総務部長、財務部長が出席）。 ・経営管理会議業務報告部会を原則として毎月1回開催し、各部等における業務に関し、理事長が必要と認める事項について、報告を行った（役員及び各部等の長が出席）。 ・経営管理会議業務報告部会の配付資料については、一部の取扱注意となる資料を除いて、会議後にグループウェアを通して全職員に共有した。 なお、経営管理会議業務報告部会等における報告等の内容については、各部等における部門会議や筆頭課長会議を通じて周知を図り、業務の進捗状況や懸案事項についての問題意識の共有及び各課等における業務改善に向けた取組の実施に努めた。</p> <p>(2) 重要事項の審議・決定</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 重要な施策等について、理事会等において審議の上、決定している。また、理事長は、理事会、経営管理会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —</p>

	<p>①予算配分・決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算については、理事長決定の予算編成方針に基づき、各予算責任者が作成した予算執行計画を財務部が取りまとめ、理事会での審議を経て理事長が決定した。 ・予算配分後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各種イベントの中止等により配分予算と執行見込額に大幅な乖離が生じたため、第2四半期に予算配分の見直しを行った。また、第3四半期にはそれまでの事業実施の状況や年度末までの見通しを踏まえて、更に第4四半期に国から第三次補正予算が措置されたことを受け、再度見直しを行い、奨学金業務システム等の刷新や日本留学試験における感染症対策経費、留学生宿舍の戦略的インフラ改修等に予算を配分することとした。 ・令和元年度決算において作成した財務諸表については、理事会での審議を経て理事長が決定した。その後、文部科学大臣へ承認申請を行い、令和2年8月17日付で承認を受けた。 <p>②組織改編</p> <p>業務の適正を確保し、年度計画に係る進捗状況を踏まえて中期計画事項の実施を推進するために、組織改編に係る各部署に対するヒアリングを必要に応じて実施した上で組織改編案を作成し、経営管理会議における調整を経て、理事長が令和2年度及び令和3年度における組織改編事項を決定した。</p> <p>③中期計画・年度計画</p> <p>日本留学試験のコンピュータ試験化の予算措置等を踏まえ、文部科学省より第4期中期計画の変更指示を受け、変更に向けた審議・決定を行った。また、令和3年度計画の策定に向けた審議・決定を行った。</p> <p>中期計画の変更にあたっては、中期計画案及びこれに伴う具体的実施事項について、検討・調整の上、取りまとめ、理事会における審議を経て決定した。その後、文部科学大臣に変更認可の申請を行い、認可された。</p> <p>年度計画については、令和3年度計画案及びこれに伴う具体的実施事項について検討・調整の上、取りまとめ、理事会における審議を経て決定した。その後、文部科学大臣に届出を行った。</p> <p>④業務実績評価</p> <p>令和元年度の業務実績に関する評価について、業務実績及び自己評価案を取りまとめ、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の意見を聴取した上で、理事会での審議を経て、業務実績に関する機構の自己評価を理事長が決定した。</p> <p>○改正独立行政法人通則法に基づく内部統制システムの整備</p> <p>内部統制の状況を把握するため、内部統制担当役員と職員との面談を行った（令和3年3月8日、10日、15日）。</p> <p>○事業執行管理</p> <p>令和2年度上半期の中期計画・年度計画の執行状況について、評価結果や評価における指摘事項</p>		
--	---	--	--

	<p>等の反映状況に留意しつつ、各部等からの報告に基づき新型コロナウイルス感染症の影響や業務の進捗状況等の確認をし、計画の達成状況について取りまとめを行った。</p> <p>課題が認められた事項については改善を促し、当該改善状況に係るフォローアップを行った。</p> <p>なお、進捗状況やフォローアップの結果については、経営管理会議業務報告部会にて報告した。</p>		
<p><43> リスク管理の 推進状況</p>	<p>○リスクの把握・管理</p> <p>(1) リスク管理委員会の開催</p> <p>各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルの確実な実行を促すため、リスク管理委員会を2回開催し（令和2年5月及び令和3年3月）、令和2年度のリスク管理実施計画の策定及び下記(2)及び(3)の取組についての検討と実施状況の確認を行った。なお、令和2年度から、より迅速で効果的なリスク管理を行うため、経営管理会議や経営管理会議業務報告部会をリスク管理に係る報告に活用することとした。これにより、リスク管理委員会は原則年1回（3月）の開催とし、必要に応じて臨時に開催することとした。</p> <p>(2) 機構の組織全体を対象としたリスク管理体制の構築</p> <p>各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルを実行するため、リスク管理委員会での検討を踏まえ、以下の取組を行った。</p> <p>① リスク対応計画の策定・実施状況報告</p> <p>令和元年度に選定した優先対応リスクのうち、課題が残存する以下のリスクについて、「令和2年度リスク対応計画」を策定し、進捗状況をリスク管理委員会に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等による業務継続に関するリスク 新型コロナウイルス感染症への対応を通じて得た経験等の事業継続計画への反映可否等も含め、所要の検討を実施。 ・情報システムに関するリスク（セキュリティ及びシステム） <p>② リスクの洗い出し・評価結果の見直し</p> <p>リスクの洗い出し及び評価結果について、令和3年度のリスク対応に向け、機構内外の環境変化やこれまでの取組等を踏まえ、見直しを行った。</p> <p>(3) 金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理体制の構築</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成27年2月12日財務省理財局長通知）における金融業務のリスク管理に関する指摘等を踏まえ、金融リスク（信用リスク、自己査定リスク、金利リスク、流動性リスク等）の管理体制の構築に向け、以下の取組を行った。</p> <p>① リスク対応計画の策定・実施状況報告</p> <p>令和元年度までのリスク対応の状況を踏まえ、「令和2年度リスク対応計画（金融業務）」を策定し、課題対応策の実施状況の報告をリスク管理委員会に行った。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <p>リスク管理委員会を開催するとともに、リスク対応計画策定・実施の取組により、各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルを確実に実行したことは評価できる。また、その中において、金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理体制の構築により、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図ったことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>

	<p>②リスクの洗い出し・評価結果の見直し 平成 27 年度に金融検査マニュアルのチェックリストに基づいて実施したリスクの洗い出し及び評価結果について、令和 2 年度においても令和 3 年度のリスク対応に向け、機構内外の環境変化やこれまでの取組を踏まえ、見直し、更新を行った。</p> <p>(4)危機管理の取組 平成 29 年度に改正した首都直下地震時における「独立行政法人日本学生支援機構事業継続計画」の非常時参集要員等の見直しについて検討の準備を行った。 危機管理に係る防災対策としては、以下の取組を引き続き実施した。なお、防災訓練については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急事態宣言下であることから、従来よりも実施規模を縮小することとして、前回訓練以降に採用された職員等を対象に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 ・安否確認サービスの登録、運用の徹底 								
<p><44> コンプライアンス職員研修の実施状況</p>	<p>○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進【再掲】 コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会（外部有識者 1 人を含む 21 人の委員で構成。令和 2 年 6 月 1 日開催）において「令和 2 年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施など、以下の取組を実施した。</p> <p>○コンプライアンス職員研修 コンプライアンスの一層の推進・強化を図る上で、コンプライアンス管理者等に指定されている職員だけでなく、業務に関わる職員一人ひとりが高い意識を持ち業務執行にあたる必要があることから、「第 4 期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」（令和元年 5 月 15 日策定）に基づいて、コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、以下のとおり職員研修を実施した。</p> <p>(1)コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修 コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、令和 2 年度は「第 4 期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づき、令和 2 年 10 月～12 月の間に部長・次長等及び支部長（31 人）を対象に、「コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修」として、新型コロナウイルス感染症対策を考慮して対面での実施を避け、研修用 DVD の視聴及び検査室・人事課・情報管理課からの関係資料の配付により研修を実施した。</p> <p><実施状況></p> <table border="1" data-bbox="400 1289 1292 1362"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>日程</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長・次長等及び支部長（31 人）</td> <td>令和 2 年 10 月 1 日～12 月 18 日</td> <td>31 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）研修 新入職員等に対して、採用の都度研修を実施し、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。</p>	対象者	日程	参加者数	部長・次長等及び支部長（31 人）	令和 2 年 10 月 1 日～12 月 18 日	31 人	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための研修を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。 ・「第 4 期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づき、部長・次長等及び支部長に対する研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> － <その他事項> －</p>
対象者	日程	参加者数							
部長・次長等及び支部長（31 人）	令和 2 年 10 月 1 日～12 月 18 日	31 人							

<p><45> 個人情報保護の徹底に係る実施状況</p>	<p>○研修等の実施 役職員の個人情報保護に対する意識向上に資するため、以下の個人情報保護研修を実施した。</p> <p>(1) 令和2年度個人情報保護研修（全役職員、派遣職員・委託業者（※）対象）（令和2年9月1日～28日） ※個人情報を取り扱う派遣職員・委託業者については、契約上、研修の義務づけが可能な場合は必ず参加させ、そうでない場合は教材等を提供し参加を勧奨。 個人情報保護対策として、個人情報を管理する独立行政法人の職員として必要な知識を修得するとともに、個人情報保護に係る意識の向上を図り、個人情報漏えい等事案に対する危機意識を役職員に再認識させるため、対策事項の再確認と個人情報保護に必要な知識の習得を目的として、全役職員を対象として個人情報保護研修を実施した。テキストによる自習形式としたが、受講状況の確認に加え、各自で理解度を自己点検する目的で、確認テストの受験及び提出を義務付けた。成績の思わしくないものに対しては、個人情報保護管理者により追加の指導を行った（受講者：944人、うち追加指導者：2人）。</p> <p>(2) 令和2年度実務担当者個人情報保護研修（支部職員対象）（令和3年2月17日～3月4日） さらに個人情報保護徹底を目的とし、個別部署を対象とした実務担当者に対する研修をテキストによる自習形式で実施した。過去に実際に発生した個人情報漏えい等事案をモデルとしたケーススタディを研修において実施し、問題点と再発防止策を回答させ、とりまとめの上個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を通じ各研修受講者に周知した（受講者106人）。</p> <p>(3) 個人情報保護研修（個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者対象）（研修日：令和2年12月23日、音声データによる受講期間：令和3年1月5日～2月10日） 外部講師による人的ミスを防止するためのマネジメント研修を実施した。また、個人情報を取り扱う業務におけるダブルチェック手順書等について、好事例を共有した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日研修に参加する職員を限定し、参加しなかった職員は講義の音声を録音したデータにより受講した（当日受講者16人、音声データによる受講者31人）。</p> <p>(4) 新規採用職員等（常勤、任期付、非常勤職員）研修 新入職員等（常勤・任期付職員・非常勤職員）に対して、採用の都度、個人情報保護について研修を実施し、個人情報保護に係る守るべきポイント等の内容を指導。なお、個人情報を取り扱う派遣職員に対しても、職員と同様の研修を実施した。</p> <p>○個人情報保護規程施行状況調査（令和元年度分）の実施 「個人情報保護規程」第38条及び第45条第1項に基づき、各部等の個人情報保護管理者に個人情報の管理に関する点検作業及び同規程の施行状況報告を求めた（令和2年8月）。</p> <p>○個人情報保護監査フォローアップ 令和元年度の個人情報保護監査結果において、指摘事項のあった部署に対して、対応措置状況を調査した（令和2年8月）。 調査の結果、すべての部署において、対応措置完了していることを確認した。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 ・ 役職員の個人情報保護に対する意識向上に資するため、研修の多様化を図り、全役職員研修、実務担当者研修、個人情報保護管理者及び担当者向け研修、新規採用職員等研修を実施したことは評価できる。 ・ 令和2年度においては個人情報漏えいの再発防止に向けて取り組んだことにより、個人情報漏えいに係る全体件数を令和元年度より削減できたことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> -</p> <p><その他事項> 機構職員による個人情報の漏えいなどがあったことは遺憾である。原因分析が必要である。</p>
------------------------------------	--	--	--

	<p>○個人情報漏えい等事案に対する再発防止策の取組 組織が一丸となった仕組みの改善として、以下について取り組んだ。</p> <p>(1) 職場ミーティングの実施 個人情報漏えい等事案が発生した部署において、事案の共有及び対応プロセスの振り返り、原因や再発防止策の議論等を目的として、職場ミーティングを適宜実施した。</p> <p>(2) 個人情報漏えい等事案が発生した部署における再発防止策の策定 機構過失による個人情報漏えい等事案が発生した部署において、発生後には速やかに理事長及び個人情報総括保護管理者に報告するとともに、再発防止策を検討し、後日報告書にて必ず報告するよう適宜周知を図った。また、必要に応じ、再発防止策や業務遂行の見直し等依頼を行った。</p> <p>(3) 「経営管理会議業務報告部会」での報告 全役員、部長等で構成する「経営管理会議業務報告部会」にて、個人情報漏えい等事案の発生状況や個人情報保護の取組状況等を定期的に報告した。</p> <p><個人情報漏えい等事案（郵便物誤発送等）発生（発覚）状況></p> <table border="1" data-bbox="392 710 1299 965"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>令和2年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機構職員によるもの</td> <td>13件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>委託業者によるもの</td> <td>1件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>当該者の住所変更未届等に起因するもの</td> <td>3件</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>郵便事故等によるもの</td> <td>5件 (注) (2件)</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22件</td> <td>29件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) うち2件特定個人情報の漏えいを含む。</p>	種別	令和2年度	令和元年度	機構職員によるもの	13件	7件	委託業者によるもの	1件	5件	当該者の住所変更未届等に起因するもの	3件	14件	郵便事故等によるもの	5件 (注) (2件)	3件	計	22件	29件		
種別	令和2年度	令和元年度																			
機構職員によるもの	13件	7件																			
委託業者によるもの	1件	5件																			
当該者の住所変更未届等に起因するもの	3件	14件																			
郵便事故等によるもの	5件 (注) (2件)	3件																			
計	22件	29件																			
<p><46> 情報公開の実施状況</p>	<p>○情報開示請求への対応 令和2年度の情報開示請求は、法人文書開示請求は10件（うち、全部開示1件、部分開示5件、不開示2件、取下げ1件、対応中1件）、保有個人情報開示請求は7件（うち、部分開示3件、取下げ1件、対応中3件）であり、情報の公開等に関する規定等に基づき、適切に対処した。</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 情報開示請求に対して適切に対処したことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —</p>																		

<p><47> 内部監査の実施状況</p>	<p>業務部門から独立した検査室において、以下のとおり内部監査を実施した。</p> <p>○令和2年度内部監査計画の策定 「第4期中期計画期間（令和元年度～令和5年度）における内部監査の実施方針（重点事項等）について」（平成31年4月19日理事長決定）を踏まえ、令和2年度内部監査計画を策定した。</p> <p>○内部監査の実施 機構内の特定課題を調査し、課題改善につなげることを目的として、以下のとおり内部監査を実施した。</p> <p><内部監査実施概要></p> <table border="1" data-bbox="392 483 1245 951"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>監査内容</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和2年7月～ 令和3年3月</td> <td rowspan="3">業務監査</td> <td>返還促進課</td> </tr> <tr> <td>情報部</td> </tr> <tr> <td>日本語教育センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和2年10月～ 令和3年3月</td> <td rowspan="2">会計監査</td> <td>中国四国支部</td> </tr> <tr> <td>日本語教育センター</td> </tr> <tr> <td>令和2年5月～8月</td> <td>自己査定監査</td> <td>奨学事業戦略課 法務課</td> </tr> <tr> <td>令和2年5月～9月</td> <td>法人文書監査</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>令和2年11月～ 令和3年3月</td> <td>個人情報保護監査</td> <td>政策企画部、奨学事業戦略課 他</td> </tr> <tr> <td>令和2年6月～ 令和3年3月</td> <td>情報セキュリティ監査</td> <td>情報管理課 他</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)業務監査 以下3件の業務監査を実施した。</p> <p>①個人情報情報機関の活用 機構の奨学金事業においては、延滞3か月を超える貸与奨学金の返還者について、多重債務に陥ることを防止するため、個人情報情報機関の登録を行っているが、登録者数は、返還者の増加等に伴い、毎年度累増している中で、過去の点検等の結果判明した不備事例を踏まえ、個人情報情報機関の活用につき講じられた改善策の定着度等を確認するとともに、入金反映迅速化の準備状況について監査を実施した。</p> <p>②日本語教育センターの対外貢献 我が国の高等教育機関への進学を希望する外国人留学生に対し、日本語教育及び基礎科目の教育を行うため、東京及び大阪に設置している機構の日本語教育センターについて、特に、これまでの日本語教育センターの対外的な貢献に着目しながら、事業の実施状況や法人文書の管理状況等について監査を実施した。</p>	実施時期	監査内容	対象	令和2年7月～ 令和3年3月	業務監査	返還促進課	情報部	日本語教育センター	令和2年10月～ 令和3年3月	会計監査	中国四国支部	日本語教育センター	令和2年5月～8月	自己査定監査	奨学事業戦略課 法務課	令和2年5月～9月	法人文書監査	総務課	令和2年11月～ 令和3年3月	個人情報保護監査	政策企画部、奨学事業戦略課 他	令和2年6月～ 令和3年3月	情報セキュリティ監査	情報管理課 他	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・業務部門から独立した検査室において、内部監査の実施方針を定め、それに基づいて計画的に業務監査、会計監査、自己査定監査、法人文書監査を実施し、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。 ・監査結果についてフォローアップを実施したことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —</p>
実施時期	監査内容	対象																									
令和2年7月～ 令和3年3月	業務監査	返還促進課																									
		情報部																									
		日本語教育センター																									
令和2年10月～ 令和3年3月	会計監査	中国四国支部																									
		日本語教育センター																									
令和2年5月～8月	自己査定監査	奨学事業戦略課 法務課																									
令和2年5月～9月	法人文書監査	総務課																									
令和2年11月～ 令和3年3月	個人情報保護監査	政策企画部、奨学事業戦略課 他																									
令和2年6月～ 令和3年3月	情報セキュリティ監査	情報管理課 他																									

	<p>③支部の法的処理及び法人文書の管理状況 中国四国支部の法的処理について、業務とマニュアルへの準拠性、個人情報保護体制、事務所のセキュリティ管理の状況及び法人文書管理の状況について確認した。</p> <p>(2)会計監査 支部・日本語教育センターの会計処理について、令和2年10月に中国四国支部、令和3年2月及び3月に日本語教育センター（東京・大阪）のそれぞれにおいて、小口現金の出納事務、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約に基づく履行管理の状況等について、ヒアリング及び現物実査による監査を実施した。</p> <p>(3)自己査定監査 令和2年5月～8月に、平成31年4月1日～令和2年3月31日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「貸倒引当金算定及び償却処理業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、「新たに『実質破綻先』、『破綻先』に移行した債権及び『実質破綻先』、『破綻先』から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「2以上の貸与契約のある債務者の全債権についての債務者区分の設定処理」について、監査を実施した。</p> <p>(4)法人文書監査 令和2年5月～9月に、平成31年4月1日～令和2年3月31日までの期間内における法人文書の管理状況について総務課が点検を行った際の資料の提出を求め、それを踏まえてヒアリングを行うとともに、文書管理規程、マニュアル等と業務処理の状況及び法人文書ファイル管理簿を中心に監査を実施した。</p> <p>なお、上記(1)～(4)の各監査の結果については、関係部署に通知し、経営管理会議等において適時報告を行った。</p> <p>(5)個人情報保護監査 特定個人情報の管理状況について、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」を受けて、機構では平成27年12月1日付けで個人情報保護規程を改正し、その後も必要な改正をしてきた。前年度監査指摘事項や個人情報保護委員会検査指摘事項への改善策の状況を踏まえて、特定個人情報等を取り扱う部署において、当該部署における当該規程全体の遵守状況、マニュアルや手順書等の改定対応状況について、令和2年11月～令和3年3月に監査を実施した。監査の結果については、個人情報総括保護管理者へ報告を行った。</p> <p>(6)情報セキュリティ監査 機構の情報セキュリティ対策に係る関係規定及びその実施状況を網羅的に把握・評価するため、情報部を対象として、前年度の監査における指摘事項において継続対応となっていた課題を重点項目として令和2年12月～令和3年3月に監査を実施した。また、情報部以外の部署を対象に、事務所のセキュリティ、情報システム台帳に基づく重要なシステムの管理、重要なシステムに係るIDの管理等について令和2年6月～令和3年3月に監査を実施した。監査の結果については、最高情報セキュリティ責任者へ報告を行った。</p>		
--	---	--	--

	<p>(7) 監査結果のフォローアップ</p> <p>令和元年度及び令和 2 年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討及び計画的な取組を行い、速やかに一定の結論を得よう求めた以下の事項について監査対象部署に対し、指摘事項に関する取組状況の提出を求めた。その結果、各部署における内部監査結果のフィードバック及び指摘事項に対する改善が着実に実施されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務監査「奨学金相談にかかるコールセンター業務」（令和 2 年 4 月） ・業務監査「支部法的処理」（令和 3 年 1 月） ・会計監査「支部会計処理」（令和 3 年 1 月） ・法人文書監査「法人文書の管理状況」（令和 3 年 2 月） 		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-2	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
<48> 情報セキュリティ対策の実施状況	<p>情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえ、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保するため、情報セキュリティ対策基準等に基づくセキュリティ対策の向上を図るべく以下の対応を行った。</p> <p>○情報セキュリティ対策基準等の改定 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版、平成 30 年 7 月 25 日改定）を踏まえ、令和 2 年 3 月に改定した情報セキュリティ対策基準等について、令和 2 年度も見直しを行い、機構内の情報セキュリティ委員会の審議を経て、一部改定した（令和 3 年 3 月）。 [主な改定事項] 令和 3 年 4 月組織改編における部署統合に伴い、「情報セキュリティ対策基準」における組織名称を一部改定。</p> <p>○リスクアセスメントの実施（セキュリティアセスメント） 令和元年度に更改したシンクライアント端末群を対象としたリスクアセスメントを行い、専門的知見を有する外部事業者より重大なリスクがないとの結果報告を受けた（令和 3 年 3 月）。</p> <p>○情報セキュリティ対策の強化 (1)情報セキュリティポリシー等を踏まえたセキュリティ対策の強化 情報セキュリティポリシー及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版、平成 30 年 7 月 25 日改定）を踏まえ、標的型攻撃メール及び有害サイト等に起因する被害を防止するため、インターネットの出入り口に関するセキュリティ対策を実施した。</p> <p>(2)情報セキュリティ緊急時対応体制（CSIRT）の運用 専門的知見を有する外部事業者及び機構内他部署とともに JASSO-CSIRT 緊急対応訓練を実施し（令和 3 年 2 月）、情報セキュリティインシデント対応に係る実施手順等を見直した（令和 3 年 3 月）。</p> <p>(3)その他のセキュリティ対策 ①脆弱性診断 専門的知見を有する外部事業者による支援のもと、悪意ある第三者等がインターネット公開サービスへのアクセスを行うことを模した診断（ペネトレーション診断）及びサーバ単体に対して脆弱性検査ツールを用いる診断（ツール診断）を行い、危険性・影響度の高い指摘はないことを確認した。</p> <p>②ウイルス対策 コンピュータウイルス対策として、毎日最新のウイルス情報を取得し、ファイルの参照及び更新時にリアルタイムでウイルスチェックを実施するとともに、毎週 1 回全ファイルのウイ</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の状況を踏まえ情報セキュリティ対策基準等の改定を適切に行うとともに、これを踏まえて情報セキュリティ対策を強化したことは評価できる。 ・専門的知見を有する外部事業者によるリスクアセスメント等を実施し、重大なリスクがないことを確認したことは評価できる。 ・役職員全員を対象として標的型メール攻撃に対する訓練、情報セキュリティ研修及び自己点検を実施し、役職員の情報セキュリティに関する意識向上を図ったことは評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、セキュリティ面に留意しながらオンライン会議システムを導入し運用していることは評価できる。 	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

	<p>ルスチェックを実施した。</p> <p>○情報セキュリティに対する役職員の意識向上のための取組</p> <p>(1) 標的型メール訓練及び情報セキュリティ研修の実施 役職員の情報セキュリティ意識向上を目的として、毎年度、標的型メール訓練及び情報セキュリティ研修を実施している。令和2年度は、令和元年度に引き続き、情報セキュリティ研修の受講対象者を役職員全員に拡大し、配付資料による自己学習形式（理解度テストの受験必須）で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標的型メール訓練（役職員全員を対象）：令和3年1月及び2月 ・ 情報セキュリティ研修（役職員全員を対象）：令和3年1月～2月 <p>(2) 職員研修等の実施 情報セキュリティ対策を周知徹底するため、以下の研修を実施した。</p> <p>①コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修 出席者31人（対象：部長・次長等及び支部長）（令和2年10月～12月）</p> <p>②新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）研修（採用の都度実施）</p> <p>(3) 情報セキュリティポリシー自己点検 情報セキュリティに対する理解の浸透度を確認するため、役職員全員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した（令和2年11月）。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応 政府の緊急事態宣言を踏まえた「三つの密」回避等に対応する必要性から、外部有識者との会議や委託業者との打合せ等のオンライン化のため、オンライン会議システムを導入した。</p> <p>①「機構におけるオンライン会議システム（Web会議）利用のガイドライン」を策定し、機構内に周知した（令和2年9月）。</p> <p>②オンライン会議システムの具体的な利用方法をまとめた「Web会議（Webex Meetings）利用のてびき」に則し、説明会を少人数及びオンライン会議で開催するとともに、具体的な利用方法を機構内に周知した（令和2年11月）。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-3	広報・広聴の充実		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標、中期計画、年度計画							
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
	業務実績	自己評価	評価	B			
	<49> 広報活動の実施状況【B】 <50> 広聴活動の実施状況【B】	<評定> B <評定根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。		<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -			
<49> 広報活動の実施状況	○組織全体に関する広報 (1) 報道対応 報道機関に対し、各種制度の募集情報や災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用について等、以下のとおりプレスリリースを25件行い、迅速に情報を提供することに努めた。 [主な内容] ・緊急採用奨学金・減額返還・返還期限猶予制度やJASSO災害支援金の受付 ・各種制度の募集開始・選考結果 ・各種調査の結果報告 (2) ホームページの運営 ・新型コロナウイルス感染症への対応について、トップページにポータルページを作成し、利用者がすぐに情報を探せるように対応した。 ・ホームページの全面刷新(令和3年8月実施予定)に向けて、①ユーザファースト②モバイルファースト③先端技術活用の基本方針に基づき作業を進めるとともに、全面刷新に先立ってFAQの見直しを行い、ホームページにおける「目標の到達のしやすさ(Findable)」及び「内容自体の役立ち度(Useful)」の改善を図った(令和2年12月)。 <ホームページ年間アクセス件数> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>(参考)令和元年度</td> <td>前年度比</td> </tr> </table>	令和2年度	(参考)令和元年度	前年度比	<評定> B <評定根拠> ・報道機関に対し、各種制度の募集情報や災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用等について、迅速に情報提供を行ったことは評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症への対応について、ホームページのトップページにポータルサイトを作成し、利用者がすぐに情報を探せるようにしたことは評価できる。 ・ホームページの全面刷新に向けて、基本方針に基づき作業を進めるとともに、FAQの見直しを行い、ホームページにおける「目標の到達のしやすさ(Findable)」及び「内容自体の役立ち度(Useful)」の改善を図ったことは評価できる。		<今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -
令和2年度	(参考)令和元年度	前年度比					

	<table border="1" data-bbox="414 103 1086 135"> <tr> <td>117,275,365件</td> <td>101,966,159件</td> <td>115.0%</td> </tr> </table> <p>(3)JASSO 公式 Twitter の運営 学生等に対し、各種支援情報をより一層迅速・広範に周知するため、ホームページの更新に合わせたツイートを行った。</p> <p><JASSO公式Twitterツイート件数></p> <table border="1" data-bbox="414 327 1108 391"> <thead> <tr> <th>令和2年度</th> <th>(参考)令和元年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>109件</td> <td>126件</td> <td>86.5%</td> </tr> </tbody> </table>	117,275,365件	101,966,159件	115.0%	令和2年度	(参考)令和元年度	前年度比	109件	126件	86.5%		
117,275,365件	101,966,159件	115.0%										
令和2年度	(参考)令和元年度	前年度比										
109件	126件	86.5%										
<p><50> 広聴活動の実施状況</p>	<p>○広聴調査の活用 高等教育への進学を希望する高校生及び高校生の子供を持つ保護者を対象とし、広聴活動の充実を図り、得られた結果をより充実した広報に活かすことを目的として、広聴モニターを活用した調査を実施した（令和3年1月実施）。</p> <p>[（参考）調査概要]</p> <p>①趣旨及び目的：高等教育の修学支援新制度の認知度や、その情報入手の方法などを把握し、機構の事業に関する情報提供の在り方の見直しに資する情報を収集する</p> <p>②調査対象：全国の高校生と高校生の子供を持つ保護者 （必ずしも親子関係ではない）</p> <p>③調査方法：インターネットモニター調査</p> <p>④調査期間：令和3年1月18日から1月19日</p> <p>⑤サンプル数：高校生400人、保護者400人</p> <p>○意見専用フォームの運用 ホームページ上で運用している意見専用フォームに投稿された意見について、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議業務報告部会で報告するとともに、ご意見と機構の対応状況をホームページに掲載し、奨学金制度の各種手続に関する疑問点の解消などを行った。</p> <p>[奨学金制度の各種手続に関する疑問例] スカラネット等システムエラー、給付奨学金と併せて受ける場合の貸与月額、情報の記載場所など</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象を高校生及び高校生の子供を持つ保護者と定め、広聴調査から得られた結果をより充実した広報に活かすことを目的とし、広聴調査を実施したことは評価できる。 意見専用フォームに寄せられた意見等について、機構の対応状況をホームページに掲載し、奨学金制度の各種手続に関する疑問解消などを行ったことは評価できる。 	<p><今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -</p>									

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-4	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビュー番号 0172

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価	評価	B	
<51> 施設及び設備の整備状況	<p>○施設・設備の整備等の実施 国際交流会館等改修等の工事監理を適切に行うと共に、安全性の向上や省エネルギーの推進等を目的とした修繕等を行い、必要な保全を適切に行った。</p> <p>○事務所等移転整備 業務継続性と安全性の確保、業務効率の向上等の観点から、移転及び事務所等の集約化も視野に入れた整備計画の検討を行った。また、これらの検討を踏まえ、事務所等移転整備が可能な物件の探索を実施し、候補物件を選定した。</p>	<p>〈評価〉 B</p> <p>〈評価根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有する施設等について工事監理及び保全を適切に行ったことは評価できる。 ・事務所等移転整備に向けて、事務所等の集約化を視野に入れた整備計画の検討を行い、候補物件を選定したことは評価できる。 	<p>〈評価に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-5	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	評価	B
	<p>(1) 方針【B】</p> <p>(2) 人事に係る指標【B】</p>		<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。</p>	<p>〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p>	
<p><52> 人材の確保、適正配置、育成のための取組状況</p>	<p>○人事基本計画の見直し 戦略的に人材を確保・育成するために、「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」の見直しを実施し、以下の内容を盛り込んだ。 [主な見直し内容] ・採用プロセスについて、文部科学省文教団体職員採用試験の利用に加えて、面接試験を中心とした通年採用試験を実施する等、複線化及び多様化を図ることとした。 ・管理職のマネジメント能力の発揮状況について「気付き」を促すことによって、マネジメント能力の向上を図るための多面観察を実施することとした。</p> <p>○職員の計画的な採用及び配置 (1) 幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年齢・学歴を問わずに募集を行い、また、一括採用に加えて通年採用も引き続き行い、任期付職員32人を含む60人を計画的に採用した。 この内、専門的な能力を有する人材を確保するため、金融関係の分野において1人を採用した。 また、非常勤職員から任期付職員、任期付職員から常勤職員への内部登用に係る採用基準の設定を行い、任期付職員及び常勤職員への登用を行った（内部登用による令和2年度任期付職員採用6人、常勤職員採用8人）。</p> <p>(2) 職員の適性、経験等を考慮するとともに、業務に関する希望等も勘案し適材適所の配置を行った。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 ・「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」の見直しを実施し、人事基本計画に基づき、新規職員の採用及び内部登用を実施した他、女性職員の管理職への登用を実施したことは多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置するという観点から評価できる。 ・他機関との積極的な人事交流の実施や、各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とした分野別研修等の実施は、高度な実務能力と使命感を持った人材の育成という観点から評価できる。</p>	<p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p>		

(3)女性職員の管理職への登用を引き続き行った。部長級については令和元年度と同様4人となったが、課長級については令和元年度よりも3人増加し、割合も2.9ポイント増の30.8%となった。また、今後の登用に向けて、課長補佐級への登用を積極的に行い、育成に努めた。

〈女性職員の管理職等への登用状況〉

(各年度末現在)

区分	令和2年度			(参考)令和元年度		
	人数	うち女性		人数	うち女性	
		人数	割合		人数	割合
部長級	28人	4人	14.3%	27人	4人	14.8%
課長級	65人	20人	30.8%	61人	17人	27.9%
課長補佐級	79人	24人	30.4%	74人	23人	31.1%
合計	172人	48人	27.9%	162人	44人	27.2%

○公正な人事評価の実施

勤勉手当について、期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価及び上司による評価等を総合的に勘案し、適正に評価した。

○人事交流の実施

高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学法人、私立大学、公益法人及び民間企業等と積極的に人事交流を行った。

- ・ 機構から他機関への出向者： 15人
- ・ 他機関から機構への出向者： 33人

○職員研修の実施状況

(1)管理職研修

部下職員の視点を通して対象者（管理職等）を観察することで、対象者のマネジメント能力の発揮状況に係る「気付き」を促し、マネジメント能力の向上を図り、もって組織全体のパフォーマンスの向上に資することを目的として多面観察を役員・部長・次長級を対象に試行的に実施した（対象者23人）。また、課長級を対象に本格的に実施した（対象者41人）。

(2)その他重点的に実施した研修

- ①新職員研修（18人）
- ②新職員フォローアップ研修（18人）
- ③分野別研修（500人）

※各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とする研修

<p><53> 業務量に応じた適正な人員配置の実施状況</p>	<p>○組織の見直しに伴う業務量に応じた人員配置</p> <p>(1)令和2年8月における組織の見直し【再掲】 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、令和2年8月に、機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。</p> <p>[事務事業及び組織見直しの主なポイント] 高等教育の修学支援新制度実施に伴う体制整備のため以下を実施した。 ・家計急変にかかる採用業務及び支援区分見直し業務等を採用課及び奨学指導課から切り離し、事務の効率化・迅速化を図るため貸与・給付部に特別採用課を設置した。 ・特別採用課の設置にあたり、貸与・給付部の組織を再編成し、採用課の海外貸与係を特別採用課に移管し、既存各課の人員配置を見直した。</p> <p>(2)令和3年度に向けた組織の見直し【再掲】 中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るとともに、高等教育の修学支援新制度や新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、令和3年度以降の組織見直しを検討した。</p> <p>(3)人員配置の状況 事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。 また、令和2年度においても令和元年度に引き続き、新規採用及び任期付職員への登用を行うなど、自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保に努めた。</p> <p>【参考】役職員数（令和3年3月末現在） ・役員：7人（7人） ・職員：543人（531人） ※（ ）は令和2年3月末現在</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 円滑な事業実施のために必要な職員数を適切に確保したことは評価できる。</p>	<p><今後の課題・指摘事項> － <その他事項> －</p>
---------------------------------------	--	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

IV-6	その他		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価		評価	B
<54> 中期目標の期間を超える債務負担の状況	—	〈評価〉 — 〈評価根拠〉 —		—	
<55> 積立金の利用状況	○積立金の使途 当該積立金は、第3期中期目標期間に自己収入財源で取得し、第4期中期目標期間に繰り越した資産の当年度の減価償却費に充当し、146百万円を取り崩した。	〈評価〉 B 〈評価根拠〉 前中期目標期間繰越積立金を承認された使途に充当しており、評価できる。		<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —	

4. その他参考情報
特になし

項目別調書 No.	中期目標	中期計画	年度計画
<p>I-1 奨学金事業</p>	<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>機構では、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。</p> <p>(1) 貸与奨学金</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。</p> <p>貸与中においては、大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を促し、奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>本事業が返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。</p> <p>奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。</p> <p>保証制度のうち機関保証制度については、関係者に対する情報提供・周知に努めるとともに、教育的配慮を払いつつ運用を行い、代位弁済となる対象債権を確</p>	<p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。</p> <p>(1) 貸与奨学金</p> <p>① 奨学金の的確な貸与</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。</p> <p>② 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収</p> <p>奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組み、今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率や貸与奨学金の要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を今中期目標期間中に91.4%以上とする。</p> <p>また返還金の回収状況について、定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、必要な改善を図る。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。</p> <p>(1) 貸与奨学金</p> <p>① 奨学金の的確な貸与</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。</p> <p>また、修学を行ううえで真に必要な額の貸与となるよう周知を行う。</p> <p>収入基準については、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行い、その結果を踏まえ、見直しに取り組む。</p> <p>② 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収</p> <p>ア. 回収の取組</p> <p>今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率や貸与奨学金の要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に91.4%以上とする。</p> <p>具体的な回収に向けた取組として、以下の施策を推進する。</p> <p>(ア) 初期延滞債権について、延滞3か月までは架電や文書送付等の督促を行い、原則として、延滞4か月以降は延滞債権回収業務をサービサーに委託する。回収業務委託の結果、延滞解消または法的処理の対象とならない債権については、引き続き回収業務を委託する。</p>

<p>実に請求する。また、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>(2) 給付奨学金 給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必</p>	<p>④ 機関保証制度の運用 奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。 機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。 また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用 減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。 また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。</p> <p>⑥ 所得連動返還方式の運用 奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」について、学生等に対して適切に情報提供、周知を行うとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努め、確実に実施する。</p> <p>(2) 給付奨学金 ① 奨学金の的確な支給 給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して</p>	<p>(イ) 延滞2年半以上となっている中長期の延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する。 (ウ) 延滞債権に対する法的処理については、計画的に実施する。 (エ) 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。 (オ) 延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。</p> <p>イ. 返還金回収状況の把握と分析 返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、外部有識者を交え、返還促進方策の効果等を検証する。 また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。</p> <p>④ 機関保証制度の運用 奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、配付書類等を活用して学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。 機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。 また、同制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用 減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。 また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図り、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しても、学識経験者からなる認定委員会の審議を経て、適切に運用する。</p> <p>⑥ 所得連動返還方式の運用 学生等に対して返還方式に関する情報を配付書類等の各種媒体を活用して適切に提供、周知するとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努める。 また、返還者等の所得に連動した返還月額の算定を確実に実施する。</p> <p>(2) 給付奨学金 ① 奨学金の的確な支給 給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することによ</p>	<p>(イ) 延滞2年半以上となっている中長期の延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する。 (ウ) 延滞債権に対する法的処理については、計画的に実施する。 (エ) 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。 (オ) 延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。</p> <p>イ. 返還金回収状況の把握と分析 返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、外部有識者を交え、返還促進方策の効果等を検証する。 また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。</p> <p>④ 機関保証制度の運用 奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、配付書類等を活用して学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。 機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。 また、同制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用 減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。 また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図り、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しても、学識経験者からなる認定委員会の審議を経て、適切に運用する。</p> <p>⑥ 所得連動返還方式の運用 学生等に対して返還方式に関する情報を配付書類等の各種媒体を活用して適切に提供、周知するとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努める。 また、返還者等の所得に連動した返還月額の算定を確実に実施する。</p> <p>(2) 給付奨学金 ① 奨学金の的確な支給 給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することによ</p>
---	--	---	---

	<p>要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき、支給を行う。</p> <p>なお、平成 29 年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（修学支援法の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第 17 条の 2 第 1 項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</p> <p>また、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p> <p>（3）奨学金事業に共通する事項</p> <p>奨学金制度を必要とする者に確実に情報が届くよう努めるとともに、奨学金制度の正しい利用に資するため、関係者に対し多様な機会及び媒体を活用した広報により、正確で分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>また、機構の奨学金事業を運営するうえでは学校の協力が必要不可欠であることから、奨学金に関する周知や申込手続について、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制度に対する理解や奨学生としての自覚の増進、貸与奨学金に係る返還意識の涵養を適切に実施する。</p> <p>さらに、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や、寄附金獲得の拡大等を図るべく、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行う。</p>	<p>生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき、支給を行う。</p> <p>なお、平成 29 年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第 17 条の 2 第 1 項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</p> <p>② 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>（3）奨学金事業に共通する事項の実施</p> <p>① 奨学金制度の周知及び広報の充実</p> <p>学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催やスカラシップ・アドバイザー、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供に努める。</p> <p>また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会に対応できるコールセンター機能の充実を図る。</p> <p>② 学校との連携強化</p> <p>奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。</p> <p>特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。</p> <p>また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。</p>	<p>り、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき支給を行う。実施に際しては、高等学校等及び大学等との連携を図りつつ、給付奨学生の募集や選考を行う。</p> <p>また、平成 29 年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第 17 条の 2 第 1 項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については経過措置として支給を行う。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、機構ホームページや関係資料を通じて学生等及び学校担当者への適切な情報提供を行う。</p> <p>② 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>（3）奨学金事業に共通する事項の実施</p> <p>① 奨学金制度の周知及び広報の充実</p> <p>学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供を行う。</p> <p>特に、進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について生徒や保護者等の理解を促進するため、高等学校等へのスカラシップ・アドバイザーの派遣を推進する。</p> <p>また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会への対応を含めた、コールセンター機能の充実を図る。</p> <p>② 学校との連携強化</p> <p>奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。</p> <p>特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。</p> <p>また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。</p>
--	---	---	---

		<p>なお、学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</p> <p>③ 効果検証方策等の検討 奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うとともに、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について検討を行う。</p>	<p>なお、学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</p> <p>③ 効果検証方策等の検討 奨学金の給付及び貸与が奨学生等に与える効果の把握・検証のための具体的方策の1つとして、奨学生を対象としたアンケートを実施する。 また、支給や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策を検討し実施する。</p>
I-2 留学生支援事業	<p>2 留学生支援事業 「留学生 30 万人計画」、「日本再興戦略」、「第3期教育振興基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)等の国の戦略を踏まえ、引き続き、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援するため、次の目標に従い事業を実施することとする。</p> <p>(1) 外国人留学生に対する支援 大学のグローバル化の推進や我が国で活躍する高度外国人材受入れ促進等の国の方針を踏まえ、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するため、関係府省庁や日本貿易振興機構(JETRO)等の独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業(修了)後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。</p> <p>① 日本留学が期待される者を中心に、関係機関との連携の下、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を経過的に発信する。また、国内外の大学・関係機関とのネットワークを構築し、日本留学に関する情報の収集・整理及び提供を行う。</p> <p>② 国内外における日本留学試験の実施を通じ、日本の大学等への進学に必要な日本語力及び学力を客観的に評価するとともに、海外における日本留学試験の利用の促進及び渡日前入学許可など日本の</p>	<p>2 留学生支援事業 「留学生 30 万人計画」、「日本再興戦略」、「第3期教育振興基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)等の国の戦略を踏まえ、各種奨学金制度や大学等の留学生交流を支援する施策等を適切に実施するとともに、留学に関する情報発信を積極的にを行い、外国人留学生の受入れ及び日本人生徒・学生の留学支援を推進する。</p> <p>(1) 外国人留学生に対する支援 ① 日本留学に関する情報提供等の充実 日本留学情報サイト等の活用により、日本留学が期待される者を中心に、留学前、留学中及び卒業(修了)後のキャリアパス等日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行う。一元的な情報発信機能の強化に向けては、政府機関、大学等関係機関との連携を強化するとともに、関係機関からの積極的な情報提供を促す。 日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。</p> <p>② 日本留学試験の適切な実施 得点の等化、海外実施に対応する複数問題の作成、厳正な試験監督の実施、不測の事態における受験機会の確保等により、日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。 なお、試験実施にあたっては、令和3年度から国内・国外会場と</p>	<p>2 留学生支援事業 「留学生 30 万人計画」、「日本再興戦略」、「第3期教育振興基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)等の国の戦略を踏まえ、以下の事業を推進し、外国人留学生に対する支援については、関係府省庁や独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業(修了)後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。また、日本人留学生に対する支援については、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。</p> <p>(1) 外国人留学生に対する支援 ① 日本留学に関する情報提供等の充実 日本留学情報サイト等の活用により、留学前、留学中及び卒業(修了)後のキャリアパス等、日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行うとともに、政府機関、大学等関係機関との連携を強化し、関係機関からの積極的な情報提供を促す。 さらに、日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。 受託事業である日本留学海外拠点連携推進事業においては、海外拠点運営大学等と連携し、現地のニーズに適した情報の共有を行うとともに、政府関係機関と連携体制の整備、ネットワークの形成を引き続き進める。</p> <p>② 日本留学試験の適切な実施 試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行うとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を図る。 また、2019年度の試験実施において、試験問題冊子の不足によ</p>

<p>大学等における試験結果の活用促進に努める。</p> <p>なお、前中期目標期間に収支の継続的な欠損については改善が見られたことから、引き続き効率的な事業運営を行いつつ収支の均衡が取れるよう努める。</p> <p>③ 学生等のニーズに応じたきめ細かく、質の高い日本語教育を実践するとともに、大学等進学のための日本語教育のモデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。</p> <p>④ 大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、国費外国人留学生や私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。</p> <p>また、留学生受入れに係る事業については、大学等の留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、不法残留者数等に応じた推薦依頼・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用する。</p>	<p>も受験料を段階的に見直すとともに、効率的な運営により、収支の均衡に努める。</p> <p>また、コンピュータ試験の実施に向けた必要な準備を計画的に行う。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策を検討・実施するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、現地の需要や経費を踏まえつつ海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。</p> <p>今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（平成30年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることをとする。</p> <p>③ 日本語教育センターにおける教育の実施</p> <p>日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施し、大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者への教育内容等に係る満足度に関する調査において回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。また、モデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。</p> <p>④ 学資金の支給等</p> <p>大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。</p> <p>なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。</p> <p>ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。</p> <p>イ. 留学生受入れ促進プログラムについては、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、学資金を重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。</p> <p>ウ. 海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の</p>	<p>り受験できない者が発生した事態について、検証結果を踏まえ、再発防止に努める。</p> <p>なお、試験の実施に当たっては、事業の収支を適切に把握するとともに、受験料の改定等による収入の増及び費用の縮減について検討を行い、逐次実施する。</p> <p>前中期計画期間中に検討を開始した、日本留学試験の今後の在り方については、結論が得られた事項から反映、実施に着手するとともに、引き続き、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策や海外における試験実施国・都市の在り方を検討することにより、日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数の増加に努める。</p> <p>③ 日本語教育センターにおける教育の実施</p> <p>国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、以下の施策を実施する。</p> <p>ア. 留学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。カリキュラム・教材開発を行い、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を開催する。また、外国人等の現職日本語教員に対する研修、並びに、教材の提供等を推進する。</p> <p>東京日本語教育センターと大阪日本語教育センターの連携を強化し、効果的・効率的な事業の実施を推進する。</p> <p>イ. 国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。</p> <p>ウ. 大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者に、教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。</p> <p>④ 学資金の支給等</p> <p>大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。</p> <p>なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。</p> <p>ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。</p> <p>イ. 留学生受入れ促進プログラムによる私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。</p>
--	---	---

<p>⑤ 東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、外国人留学生・日本人学生・地域住民等の交流推進・相互理解の促進、将来につながる人的ネットワークの構築、留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進を図る。</p> <p>⑥ 日本留学の総合的な魅力を高めるため、関係機関との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化するとともに、支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。</p> <p>(2) 日本人留学生に対する支援 意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。 ① 海外留学への機運醸成に向けて、海外留学に関する幅広い情報を収集・整理の</p>	<p>取組を積極的に進める大学等に対して重点的に支援を行う。 エ. 外国人留学生が借り上げ宿舎に居住する場合等に費用の一部を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。</p> <p>⑤ 宿舎の支援及び交流促進 東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、より多くの大学等の優秀な国内外の学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎の提供、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流、並びに外国人留学生の就職支援の充実等の取組を行う。 また、外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。</p> <p>⑥ 卒業・修了後の支援 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するため、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援や大学等に対する情報提供等を関係機関等と連携して行う。 帰国外国人留学生に対しては、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供するほか、有益な情報の提供等、留学経験者のネットワーク化に向けた支援の充実を図るとともに、機構と日本留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。</p> <p>(2) 日本人留学生に対する支援 ① 海外留学に関する情報提供等の充実 留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。今中期目標期間中のイベント実施及び</p>	<p>ウ. 海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して、奨学金の採用枠を重点的に配分する。 エ. 留学生借り上げ宿舎支援事業については、留学生受入れ促進プログラム等と連携しつつ、適切に実施する。</p> <p>⑤ 宿舎の支援及び交流促進 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、より多くの大学等の優秀な国内外の学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎の提供、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流等、国際交流の拠点としての取組を行うこととし、国際塾、交流研究発表会及び就職セミナーなどの国際交流事業を実施するとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた活動への協力等を通じて、交流拠点の活用と機能強化を行う。 また、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。</p> <p>⑥ 卒業・修了後の支援 国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象としたガイダンスや、外国人留学生を対象とした国内就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機関等と連携して行う。 受託事業である日本留学海外拠点連携推進事業においては、政府関係機関と連携し、大学等における外国人留学生の就職に関する情報を収集し提供する。 帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施するほか、メールマガジンを発行して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供する。 また、国内で活動する各国の留学生会について、その活動状況等を把握するとともに、各留学生会が集う機会を提供する等により、日本留学のネットワークの整備に取り組む。</p> <p>(2) 日本人留学生に対する支援 ① 海外留学に関する情報提供等の充実 留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実するため、「海外留学支援サイト」を適切に運営するとともに、情報提供の更なる充実を図るため、「海外留学支援サイト」のリニューアルに向けた準備に着手する。 また、海外留学フェア等の説明会を開催する。来場者のニーズに</p>
---	--	--

	<p>うえ、留学希望者や国内外の関係機関等に提供する。</p> <p>② 諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生の経済的負担を軽減するための学資金支給に取り組むとともに、大学間交流協定等に基づく留学への支援を通じ、大学等における留学期間の長期化を促す取組や短期留学の成果を生かしたグローバルに活躍する人材の育成に向けての取組など、留学の効果を高めるための取組を実施する。</p> <p>③ 意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した仕組みによる、経済的負担を軽減するための学資金の支給事業について、引き続き2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向け日本人の海外留学を促進する。また、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2020年度以降の事業の在り方について検討する。</p>	<p>他機関が実施するイベントへの協力回数が、前中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を上回ることとする。</p> <p>② 学資金の支給 グローバルに活躍する人材を育成する国の方針のもと、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、学資金を適切に支給する。</p> <p>また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第3期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行う。</p> <p>官民協働留学支援策である「トビタテ！留学JAPAN」について、民間企業等からの寄附金を募り、2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向けて計画的な運営に努めるとともに、「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施する。</p> <p>さらに、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2020年度以降の事業の在り方について検討する。</p>	<p>対応した情報提供に努める。</p> <p>さらに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供、関係機関から要望が多い機構の複数の海外留学奨学金制度の説明及び留学相談を行うこととし、イベント実施及び他機関の実施イベントへの協力回数の増加に努める。</p> <p>② 学資金の支給 海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、奨学金支給業務を円滑に実施する。</p> <p>また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第3期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援を行うための方策の具体化に取組む。</p> <p>海外留学支援制度（大学院学位取得型）及び海外留学支援制度（学部学位取得型）について、様々な関係機関に奨学金制度を周知する等、効果的な周知の実施に努める。</p> <p>海外留学支援制度（学部学位取得型）において、国費による支援を受ける留学生としての自覚を促すとともに、諸外国（地域）で長期間滞る上で必要な情報や知識を伝えることを目的とする事前オリエンテーションを実施する。</p> <p>官民協働留学支援策制度「トビタテ！留学JAPAN」については、日本人留学生の選考、支給事務及び留学前後の研修等を円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生の海外留学を促進するとともに、2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向けて努める。なお、実施に当たっては、個人及び民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営するとともに、2021年度以降の事業の在り方について検討する。</p> <p>さらに、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施するための方策について「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験を活用しつつ、検討する。</p>
<p>I-3 学生生活支援事業</p>	<p>3 学生生活支援事業 機構は、大学等における就職率の動向等を踏まえ事業を重点化していくこととし、特に障害のある学生や留学生、社会人等の受入れにより多様性が拡大する大学等におけるきめ細やかな的確な学生相談やメンタルヘルス対策、修学・就職指導、キャリア形成支援などの学生支援の全体の底上げを図るほか、大学経営層や企業等への働きかけを行う等により総合</p>	<p>3 学生生活支援事業 機構は、「第4次障害者基本計画」（平成30年3月30日閣議決定）、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）、「未来投資戦略」等の政府方針に基づき、大学等における就職率の動向等を踏まえ、大学等における学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、重点的に問題の把握・分析、先進的取組の共有等の取組を行うとともに、総合的な情報提供の充実を図る。</p>	<p>3 学生生活支援事業 機構は、「第4次障害者基本計画」（平成30年3月30日閣議決定）、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）、「未来投資戦略」等を踏まえ、大学等における学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、問題の把握・分析、先進的取組の共有等の取組を行うとともに、総合的な情報提供の充実を図る。</p> <p>また、有識者による会議を適宜開催するなどし、学生生活支援事業に関連する重要課題や事業の実施方法等について議論を行い、その内容を踏まえ、適切に業務を推進する。</p>

	<p>的・戦略的に事業を推進することが期待されている。 このことを踏まえ、次の目標に従い事業を実施することとする。</p> <p>(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実 大学等における学生生活状況についての調査や学生生活支援の取組に関する調査を実施し、分析を行うとともに、学生生活支援の充実に資するよう、戦略的な情報提供等を実施する。</p> <p>(2) 障害のある学生等に対する支援 障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、大学等における支援について、体制の全体的な底上げを図るとともに、大学等全体としての理解・啓発を促す。また、実態調査や取組事例の収集に基づく問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施する。</p> <p>(3) キャリア教育・就職支援 大学等におけるキャリア教育、就職支援の推進に向けて産学協働による教育的効果の高いインターンシップにかかるセミナーなど、総合的な情報提供に関する事業等を実施し、大学等の教職員の資質</p>	<p>(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供 国や機構の施策等の基礎となる大学等における学生生活状況について調査・分析を充実するとともに、学生生活支援の充実に資するよう情報提供等を実施する。 また、大学等における学生生活支援の取組について調査を実施し、実態や課題を把握するとともに、先進的な取組や喫緊の課題について大学等の理解・啓発に資するよう情報提供等を実施する。</p> <p>(2) 障害のある学生等に対する支援 障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、修学支援に関する実態調査を通じて問題の把握・分析を行うとともに、高大連携や就労支援など主要課題に関する理解・啓発に重点を置いたセミナー等を実施する。 また、障害学生等に対する支援体制の全体的な底上げを図るために、取組事例の収集を含めた総合的な情報提供等を推進し、体制整備が進まない大学等に対してはより重点的に、全学を挙げた取組の実施や学外機関との連携の働きかけを強化する。</p> <p>(3) キャリア教育・就職支援 各大学等の教職員の資質向上や、企業等との産学連携に資するよう、総合的な情報提供等の推進を図り、各大学等におけるキャリア教育・就職支援の全学的な取組を促進する。 特に、産学協働により教育的効果の高いインターンシップが推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や好事例の収集・</p>	<p>(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供 大学等における学生生活の実態について把握するため、「学生生活調査」を実施する。なお、平成30年度において試行的に実施した、高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）における調査について、専門家の協力を得ながら本格実施する。 令和元年度に実施した「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」の結果について、専門家の協力を得て分析し、情報提供を行う。 さらに、「学生生活調査」や「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」等の結果も踏まえつつ、各大学等において生じている喫緊の課題の解決に向けた先進的な取組等の普及を目的とするセミナーを実施する。 また、各種政策課題等、ニーズや優先度などを勘案して、対応が求められているテーマの中からプロジェクト研究を実施する。</p> <p>(2) 障害のある学生等に対する支援 障害のある学生等や固有のニーズのある学生が社会で活躍できるように、大学等の支援の充実に図るため以下の施策を実施する。 ① 「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、調査項目の改善・充実に図る。また、障害学生と大学等との紛争の防止・解決等に関する事例を収集し、公表する。 ② 大学等における障害のある学生に対する支援体制全体の底上げを図るため、体制整備が進まない大学等に対して、理解促進・普及啓発を図る事業を実施する。 ③ 大学等の担当者等を対象として、実践的な支援能力の向上を図る事業等を実施する。また、各大学等で実施する教職員の能力及び資質を向上させるための研修に活用できる資料の検討を進める。 ④ 学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。また、各大学等で実施する教職員の能力及び資質を向上させるための研修に活用できる資料の検討を進める。</p> <p>(3) キャリア教育・就職支援 大学等におけるキャリア教育・就職支援の充実に図るため、各大学等の教職員の資質向上や、企業等との産学連携に資する総合的な情報提供等の推進策として、以下の事業を実施する。 ① 大学等や企業の担当者等を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学等、国、地方公共団体及び企業による情報交換会等を行うガイ</p>
--	--	--	---

	向上を支援する。	発信等を行い、各大学等と産業界との取組を支援する。	ダンスを実施する。 ② キャリア教育の先進事例の成果発表や意見交換を通じ、各大学等の取組の共有化を図るための機会を提供する。 ③ 大学等におけるインターンシップ推進のための専門人材セミナー実施や、好事例等のキャリア教育の実施状況等に関する情報について収集・提供・発信等を行う。 ④ 大学等の行う教育的効果の高いインターンシップが推進されるよう、産業界へ理解・啓発を促す。
II-1 業務の効率化	<p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p> <p>また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、令和5年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p> <p>(2) 人件費・給与水準の見直し</p> <p>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p> <p>また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、令和5年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p> <p>(2) 人件費・給与水準の見直し</p> <p>総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。</p> <p>また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、令和5年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p> <p>(2) 人件費・給与水準の見直し</p> <p>総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。</p>

	(3) 契約の適正化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。	(3) 契約の適正化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。	(3) 契約の適正化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。
II-2 組織の効果的な機能発揮	2 組織の効果的な機能発揮 課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確で効果的な事業実施体制を構築する。	2 組織の効果的な機能発揮 課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。	2 組織の効果的な機能発揮 業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。また、地方及び海外における渉外機能の強化等に対応するための体制整備を行う。
II-3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	3 機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。 課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確で効果的な事業実施体制を構築する。	3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を、若手研究者等の活用を図りつつ実施する。	3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査、若手研究者等を活用した公募による調査研究(JASSOリサーチ)等を実施する。
III-1 収入の確保等	V 財務内容の改善に関する事項 1 収入の確保等 寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。	III 財務内容に関する事項 1 収入の確保等 寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。	III 財務内容に関する事項 1 収入の確保等 寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。
III-2 寄附金事業の実施	2 寄附金事業の実施 学生等の支援に資するよう寄附金募集の取組を強化するとともに寄附金事業を適切に実施する。	2 寄附金事業の実施 寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって一層の寄附金獲得拡大を図り、これを元に被災した学生、留学生等への支援金の支給、優秀な学生の顕彰等の寄附金事業を適切に実施する。	2 寄附金事業の実施 専門部署の設置など寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって一層の寄附金獲得拡大を図り、これを元に被災した学生、留学生等への支援金の支給を拡大するなど、寄附金事業を適切に実施する。
III-3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。	3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。	3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。
III-4 予算の管理及び計画的な執行	4 予算の管理及び計画的な執行 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。	4 予算、収支計画及び資金計画 別紙のとおり	4 予算、収支計画及び資金計画 別紙のとおり

		<p>5 短期借入金の限度額 奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、9,250億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、54億円とする。</p> <p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画 なし</p> <p>7 重要な財産の処分等に関する計画 なし</p> <p>8 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。</p>	<p>5 短期借入金の限度額 奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、9,250億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、54億円とする。</p> <p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画 なし</p> <p>7 重要な財産の処分等に関する計画 なし</p> <p>8 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。</p>
<p>IV-1 内部統制・ガバナンスの強化</p>	<p>VI その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制・ガバナンスの強化 機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p>	<p>IV その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制・ガバナンスの強化 (1) 事業運営への外部有識者の参画 運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得る。 (2) 外部評価の実施 外部有識者で構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。 (3) 理事会等によるガバナンスの確保 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。 (4) リスク管理の推進 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。</p>	<p>IV その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制・ガバナンスの強化 (1) 事業運営への外部有識者の参画 運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得、業務の適切性を確保する。 (2) 外部評価の実施 外部有識者で構成する評価委員会より聴取した評価意見を踏まえて、厳格かつ客観的な評価を行う。また、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。 (3) 理事会等によるガバナンスの確保 理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。 (4) リスク管理の推進 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策定のうえ、新型コロナウイルスの感染状況等を勘案しつつ、各</p>

		<p>(5) コンプライアンスの推進 コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定のうえ、一層の推進を図る。特に、個人情報保護については、研修の改善・充実等により、さらなる徹底を図る。</p> <p>(6) 内部監査の実施 業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施するとともに個人情報保護、情報セキュリティ等の内部統制上重要な事項について監査を実施する。</p>	<p>種リスク管理の一層の推進を図る。</p> <p>(5) コンプライアンスの推進 コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p> <p>① コンプライアンス職員研修 第4期中期目標期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針に基づき、計画的に研修を実施する。</p> <p>② 個人情報保護の徹底 個人情報保護について、業務遂行の見直し、研修の改善・充実等により、組織が一丸となって取り組む。</p> <p>③ 情報公開の適正な実施 情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。</p> <p>(6) 内部監査の実施 第4期中期目標期間における内部監査の実施方針に基づき、計画的に内部監査を実施する。</p>
IV-2 情報セキュリティ対策の推進	2 情報セキュリティ対策の推進 「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年法律第104号)に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定)等の政府の方針を踏まえ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。	2 情報セキュリティ対策の推進 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定)等に基づき、機構が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。	2 情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティに関する最新動向及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成30年7月25日改定)等を踏まえ、情報セキュリティ対策を推進する。また、リスクアセスメント等によりリスクを評価し、必要な情報セキュリティ対策を講じる。
IV-3 広報・広聴の充実	3 広報・広聴の充実 SNS等の新たな媒体を活用しつつ、正確でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広報・広聴の充実を図る。	3 広報・広聴の充実 国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、SNSやウェブ動画等の新たな媒体も活用しつつ、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。 また、幅広く国民や関係者の声を把握し、施策に活かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図る。	3 広報・広聴の充実 国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供するため、ホームページを刷新するとともに、SNSやウェブ動画等の新たな媒体の活用を図る。 また、幅広く国民や関係者の声を施策に活かすため、広聴モニター調査等により機構及び機構の事業についての広聴の充実を図る。
IV-4 施設及び設備に関する計画	4 施設及び設備に関する計画 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	4 施設及び設備に関する計画 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。 特に、機構の事業が拡大する中、奨学金事業の実施拠点となる市谷事務所の老朽化、狭隘化が著しく、継続利用が困難であることから、事務所再整備に向けた対策を講ずる。	4 施設及び設備に関する計画 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。 また、事務所等整備に向けて、業務継続性と安全性の確保、業務効率の向上等の観点を踏まえ、移転及び事務所等の集約化も視野に入れた準備を進める。
IV-5 人事に関する計画	5 人事に関する計画 機構の業務を適切に実施するため、人	5 人事に関する計画 (1) 方針	5 人事に関する計画 (1) 方針

	<p>事基本計画を見直し、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに適正配置を図る。</p>	<p>① 戦略的に人材を確保・育成するために、人事基本計画の見直しを実施する。</p> <p>② 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。</p> <p>③ 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を実施する。</p> <p>(2) 人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 19,431 (百万円) ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>① 戦略的に人材を確保・育成するために、人事基本計画の見直しを実施する。</p> <p>② 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。</p> <p>③ 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。</p> <p>(2) 人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。</p>
		<p>6 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>	<p>6 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>
		<p>7 積立金の使途 前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。</p>	<p>7 積立金の使途 前中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。</p>